# 教育に関する事務の管理及び執行の状況 に係る点検・評価報告書 (令和2年度分)

土浦市教育委員会

# 目 次

		頁
第	1 教育委員会の事務の点検評価の趣旨等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第	2 教育委員会の活動状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	委員の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	会議の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	活動実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	6
4	活動状況に関する評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
第	3 教育委員会の点検及び評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	9
1	令和2年度土浦市教育行政方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・1	9
2	<b>教育行政方針体系図</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	1
3	施策内容	
(	1)【基本方針1】生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実 ・・・・・・・・・2	3
( :	2)【基本方針2】自己実現を図り,充実した人生を目指す生涯学習の推進 ・・・・・・8	1
(;	3)【基本方針3】豊かな人間性を培う青少年の健全育成 ・・・・・・・・・・・9	9
( 4	4)【基本方針4】歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり ・・・・・・・・・・11	4
( !	5)【基本方針5】すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり ・・13	9
第	4 有識者による意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4	6

# 第1 教育委員会の事務の点検評価の趣旨等

### 1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成20年度から、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することが規定されました。

また、点検及び評価を行うに当たっては、学識経験者の知見の活用を図ることとされました。

#### 【参照】地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### 2 対象

教育委員会の権限に属する事務 (学校教育法に基づく学校評価の対象となる市立学校を除く)

### 3 対象期間

令和2年4月1日~令和3年3月31日

### 4 方法

本市の教育方針に基づき、まず、各所属が所管する事務事業を自己評価しました。そのうえで次の有識者によるご意見やご助言を聴取しました。

小野寺 淳 神奈川大学国際日本学部特任教授

田上 顯 前土浦市社会教育委員会議議長

鈴木 豊 令和2年度土浦市小中学校PTA連絡協議会会長

### 5 報告書の策定経過

年 月 日	内 容
令和 3 年 6月 22 日	教育委員会定例会
	○教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施
	(案) について協議
令和 3 年 7月 20 日	第1回有識者会議
	○教育委員会の活動状況,施策の実施状況について

令和 3 年 7月 21 日	第2回有識者会議
	○教育委員会の活動状況,施策の実施状況について
令和 3 年 8月 10 日	第3回有識者会議
	○教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
	の評議
令和 3 年 8月 27 日	教育委員会定例会(書面開催)
	○教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の
	決定(書面議決)

# 第2 教育委員会の活動状況

### 1 委員の状況

教育委員会は、都道府県、市町村に設置される行政委員会の一つで、合議制の執行機関です。教育行政の中立性・継続性・安定性を確保するため、地方公共団体の長から独立して設置されています。原則として、教育長及び4人の委員で構成され、合議により、地域における教育行政の重要事項や基本方針を決定しています。

土浦市教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織し、教育長及び委員は、人格が高潔で、教育行政又は教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て任命するものであり、委員の選任に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定を踏まえ、保護者も委員としています。また、教育長は、教育委員会の会議を主宰するとともに、教育委員会を代表し、教育委員会の指揮監督を受けて、教育委員会の権限に属するすべての事務の具体的な執行に当たっています。

なお、平成27年度より施行された同法の一部を改正する法律に基づく教育委員会制度改革により、 平成28年10月1日より新制度に移行しました。

職名	氏 名	任 期	期数	備考
教育長	井坂隆	令和元年10月1日再任	3期	元中等教育学校長
教育及	77% 陸	令和 3年 3月 31 日退任	0 291	兼高等学校長
*/	V m2 3% <del>1</del> 3	平成 30 年 3 月 28 日就任	n44 .	→ 1 ×177 E
教育長職務代理者	今野 登喜子	令和 4 年 3月27日満期	1期	元小学校長
委 員	鈴木 敏之	令和元 年 6月25日再任	2期	医師
安 貝	如个 数之	令和 5 年 6月24日満期	2 朔	
委員	長沼 早苗	令和元 年12月26日就任	1期	税理士, 行政書士
安貝	大伯 十田	令和 5年 12月25日満期	1 797	7九年工,11以音工
委員	松延 芳子	平成28年10月1日就任	1期	PTA役員
安 貝	松処 万丁	令和 2年 9月30日満期	1 朔	(保護者)
委 員	岡島 学	令和2年10月1日就任	1期	元PTA会長
安 貝		令和 6年 9月30日満期	1 朔	(保護者)

### 2 会議の開催状況

合議制の執行機関である教育委員会の会議においては、土浦市教育委員会の教育長に対する事務 委任規則第2条各号に掲げる事務や、特に協議を要する事項について審議し、決定するものであり、 その他は教育長に委任し処理させています。

教育委員会の会議には、定例会と臨時会とがあり、定例会は毎月開催し、臨時会は必要に応じて 招集しています。 令和2年度の会議の開催状況については、定例会12回、臨時会5回、計17回の会議を開催し、 議案53件、報告55件、協議6件の計114件の審議を行いました。

なお,新型コロナウイルス感染拡大防止のため,定例会 5 回,臨時会 4 回,計 9 回の会議については書面開催としました。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(事務の委任等)

- 第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3)教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4)教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の 任免その他の人事に関すること。
- (5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- (6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

#### $3 \sim 4$ (略)

(幼保連携型認定こども園に関する意見聴取)

- 第27条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する 基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務 と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施 に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。
- 2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、 あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。 (教育委員会の意見聴取)
- 第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分 その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案 を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

### 土浦市教育委員会の教育長に対する事務委任規則(抜粋)

(教育長への委任)

- 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長 に委任する。
- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を定めること。
- (2) 教育委員会の規則及び訓令の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止並びに敷地の選定に関すること。
- (6) 県費負担教職員の分限,懲戒及び校長の任免,その他の進退について内申すること。
- (7) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の 任免その他の人事を行うこと。ただし、臨時又は非常勤の職員に係るものを除 く。
- (8) 付属機関の委員を任命し、解任すること。
- (9) 県費負担教職員の服務の監督の一般方針を定めること。
- (10) 教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (11) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又は変更すること。
- (12) 教科用図書を採択すること。
- (13) 市文化財を指定し、又は指定を解除すること。

(特例事項)

第5条 第2条の規定にかかわらず、教育長は、委任事務について重要かつ異例 の事態が生じたときは、これを行うに当たり教育委員会の決定を求めなければ ならない。

区分	定例会(書面開催)		
開催日	令和2年4月24日(金)から4月30日(木)		
	議案第 1号	土浦市立学校事務の共同実施に係る中心校及び連携	
		校の指定等について <b>〈可決〉</b>	
	議案第 2号	土浦市社会教育指導員設置規則の一部改正について	
		〈可決〉	
	議案第 3号	土浦市スポーツ推進委員の解職及び補欠による委嘱	
		について <b>〈可決〉</b>	
		①令和2年度当初予算計上漏れに伴う対応について	
		②土浦市手野町地内で発生した公用車に係る物損事	
		故の和解について (非公開)	
		③土浦市中高津二丁目1番地内で発生した公用車に係	
		る人身・物損事故の和解について (非公開)	
   議事内容		④土浦市立幼稚園の園児数の推移について	
競争円分		⑤土浦市立幼稚園における給食の実施に関する要綱	
		の一部改正について〈承認〉	
	   報 告	⑥第6回土浦市上大津地区適正配置検討委員会の開催	
	和 古	結果について	
		⑦土浦市放課後子供教室推進事業実施要綱の一部改	
		正について <b>〈承認〉</b>	
		⑧土浦青少年健全育成事業補助金交付要項の一部改	
		正について <b>〈承認〉</b>	
		⑨土浦市立学校児童生徒各種大会参加等補助金交付	
		要項の一部改正について <b>〈承認〉</b>	
		⑩令和2年度一般会計補正予算の専決処分について	
		(非公開)	
	○土浦市立幼	惟園の園児数の推移について	
	<ul><li>支援を要</li></ul>	要する園児の割合が高いことから, これまでも支援員の配置等で	
	手厚い配慮はされていると思う。一方で、それ以外の園児について、少人		
	数に対する教育活動の工夫(土浦幼稚園、新治幼稚園の二園合同の活動等)		
	が望まれる。(教育委員)		
	→ 新治幼稚園は5歳児が5人であるため,適切な環境の中で基本的生活習		
主な意見	慣の習得が難しい状況にあることから、タクシーなどで移動する予算措置		
	を講じ、土浦幼稚園と合同で教育活動や運動会、生活発表会などを実施し、		
	幼児教育の機会が十分に確保できるようにしている。(学務課)		
		上浦市学校教育指導方針について	
	• 新型コロ	コナウイルスに対応し、IT,インターネットを利用した学習補助	
	の方針も近	fい将来見据えていくべきではないか。(教育委員)	
	→ 茨城県教	数育委員会がHPに掲載した、「いばらきオンラインスタディ(学	

年ごと、教科ごとの授業動画)」の活用について、全ての児童生徒に周知するとともに、市独自に「eーライブラリ」というオンライン学習ソフトを昨年度までに全学校に導入しており、全児童生徒が自宅でオンライン学習ができるようになっている。しかし、インターネット環境が整っていない家庭への配慮も必要であることから、現状では学校が配付したプリントやドリル教材を中心に家庭学習を進めており、将来的には、各家庭のインターネット利用状況を確認しながらオンライン学習の導入について、対応を進めていきたい。(指導課)

区分	臨時会(書面開催)				
開催日 令和2年5月8日(金)から5月11日(月)					
議事内容	議案第 4 号 令和 2 年度土浦市一般会計補正予算(第3回)に対				
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	する意見について(非公開)〈 <b>可決</b> 〉				

区 分   定例会	定例会(書面開催)			
開催日 令和 2	令和2年5月19日(火)から5月25日(月)			
議案第	議案第 5 号 土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関			
		する基準を定める条例の一部改正について		
		(非公開) <b>〈可決</b> 〉		
議案第	5 6 号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び		
		評価の実施に係る学識経験者の委嘱について〈可決〉		
議案第	5 7 号	土浦市学区審議会委員の委嘱について〈 <b>可決</b> 〉		
議案第	8号	土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱に		
議事内容		ついて <b>〈可決〉</b>		
議案第	9号	土浦市社会教育委員 (兼生涯学習推進協議会委員)		
		の委嘱について〈 <b>可決</b> 〉		
		①土浦市就学前教育連絡調整会議設置要綱の制定に		
±n	報告	ついて〈承認〉		
<b>学</b> 权		②土浦市保幼少連携協議会設置要綱の制定について		
		〈承認〉		
〇「土	浦市保幼	小連携協議会設置要綱」の制定について		
•	委員の構	成について、幼児教育施設関係の保護者の代表者にも入って		
V	ただいた	方が良いと思う。幼児教育から小学校教育への円滑な接続を		
実	現するた	めに重要なのは、幼児期の段階の育ちだと思うので、その保		
主な意見 護	護者の関わりも必要ではないか。(教育委員)			
$\rightarrow$	17 の幼稚	園・こども園及び21の保育所(園)の中から保護者の代表を		
選	出するの	は現段階では容易ではないと認識している。公立,私立の幼		
児	教育施設	の代表の園長と教諭,保育士の方がメンバーになっているた		
X	,その委	員の皆様を通して保護者の意見等も取り入れていきたい。将		

来的には、幼児教育施設と小学校の保護者代表にも委員として参加していただくことを検討していきたい。(文化生涯学習課)

区分	臨時会(書面開催)		
開催日	令和2年6月11日(木)から令和2年6月17日(水)		
議事内容	議案第 10 号	土浦市特別職の職員で常勤のものの給料月額の特例 に関する条例の制定及び令和2年度土浦市一般会計 補正予算(第5回)に対する意見について	
		(非公開)〈 <b>可決</b> 〉	

区分	定例会			
開催日	令和 2 年 6 月 23 日 (火)			
	議案第 11 号	土浦市教育支援委員会委員の委嘱について <b>〈可決〉</b>		
	議案第 12 号	土浦市公民館運営審議会委員の委嘱について〈 <b>可決</b> 〉		
	議案第 13 号	土浦市放課後子供教室推進事業運営委員会委員の委		
		嘱について <b>〈可決〉</b>		
	議案第 14 号	土浦市図書館協議会委員の任命について〈 <b>可決</b> 〉		
	議案第 15 号	土浦市立学校管理規則の一部改正について〈 <b>可決</b> 〉		
	協議	令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況		
	1/1/J 113-26	に係る点検・評価の実施について (案)		
		①令和2年第2回土浦市議会定例会一般質問につい		
   議事内容		T		
		②土浦市保幼少連携協議会委員の委嘱について		
	報告	③土浦市民ギャラリー美術品収集検討委員会委員の		
		委嘱について		
		④令和2年度土浦市立幼稚園,小中学校,義務教育		
		学校の学校閉庁日の設定について		
	○「令和2年第	2回土浦市議会定例会一般質問」について		
	<ul><li>コロナ不</li></ul>	安で欠席している児童生徒の保護者に対して、教育委員会は		
	どのような対応をしているのか。(教育委員)			
主な意見	→ 保護者の	不安を取り除くため、学校の安全性について理解をしていた		
		各学校にて保護者に丁寧に説明をするよう指導している。		
	その結果,	少しずつコロナ不安による欠席児童生徒は減少している		
		(指導課)		

区分	臨時会(書面開催)		
開催日	令和2年7月14日(火)から7月16日(木)		

	議案第 16 号	令和2年度土浦市一般会計補正予算(第7回)に対す		
	H1767/67/0 1 0	る意見について (非公開) <b>〈可決</b> 〉		
	議案第 17 号	令和2年8月1日付教育委員会の人事異動について		
* 本 山 広		(非公開) <b>〈可決</b> 〉		
議事内容		①上大津地区適正配置に係る説明会の開催について		
	報告	②「ヒューナックアクアパーク水郷」の市内中学生		
		以下を対象とした開放について		
	○「ヒューナ	ックアクアパーク水郷」の市内中学生以下を対象とし		
	た開放につい			
	・ 運営側と利用者側が共通認識のもと、お互いに気持ち良く過			
	ごすこと	ができるよう、子どもたち向けに分かり易い利用ガイ		
	ド等を作り	成するなど, 事前にルールを理解することができる方		
ナヤギロ	法を検討してほしい(遊泳時以外はマスクを着用する,タオルや			
主な意見	遊具,ゴー	グルなどはシェアしないなど)。 (教育委員)		
	→ 政府,茨	城県などの感染拡大防止ガイドラインを参考に、水郷プール		
	独自のガイドラインを作成し、管理者と利用者が共通認識をした上で利			
	用できるよ	う準備を進めている。また,健康観察,検温等を義務付けた		
	チェックリ	スト(入場確認証)の提出,三密対策の協力について,案内		
	文やホーム	ページにて周知し,安全衛生に努める。(スポーツ振興課)		

区分	定例会		
開催日	令和2年7月28日(火)		
	議案第 18 号	土浦市学区審議会委員の委嘱について〈 <b>可決</b> 〉	
	議案第 19 号	土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱に	
		ついて <b>〈可決</b> 〉	
	議案第 20 号	土浦市社会教育委員(兼土浦市生涯学習推進協議会	
		委員)の委嘱について〈 <b>可決</b> 〉	
	議案第 21 号	土浦市図書館協議会委員の任命について〈 <b>可決</b> 〉	
	議案第 22 号	土浦市博物館協議会委員の任命について〈 <b>可決</b> 〉	
	議案第 23 号	令和3年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議	
		決書の提出について (非公開) <b>〈可決</b> 〉	
議事内容	協議	成年年齢引下げ後の成人式について	
		①第7回土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員	
	   報 告	会の開催結果及び上大津地区小学校適正配置実施	
		計画の最終提言式の報告について	
		②コミュニティ・スクールについて	
主な意見	〇成年年齢引	下げ後の成人式について	
土は思兄	<ul><li>18歳はた</li></ul>	大学入試の受験期と重なるため,その点について考慮	

する必要がある。(教育長)
・ 18 歳は高校卒業の節目に当たり、受験に限らず時間的に余裕
がなく、また、保護者も経済的に負担が大きいため、保護者と
しての経験から,18歳での成人式は厳しいと考える(教育委員)
・ 二十歳の集いとすることで、大学への入学など、土浦を離れ
て2年後に再び土浦に集まることで,友達や先生との関わりを
本当に大事に実感できる、良い集いになると思う。(教育委員)
○コミュニティ・スクールについて
・ 学校、家庭、地域が協働して子どもたちを育てるという観点
から見て, 土浦市はどの学校でもできていると感じる。協議会
ができることで、先生方の負担が減り、学校の活動や地域、保
護者を絡んでの活動がより良い方向に動くとよい。(教育委員)
・ 学校評議員を経験したことがあるが、学校の美化など、学校
からの協力要請が少なかった。学校へ協力したいと考える保護
者や団体は多いので、この会議は学校運営に対する評価のみで
はなく、学校への協力に係る意見や、学校からの家庭や地域へ
対する要望などをざっくばらんに話すことができる場となり、
先生方の負担軽減につながるとよい。 (教育委員)
→ 他の自治体の事例調査を進めるとともに、令和3年度から研
究推進校を決めて、事業の良し悪し等を判断しながら進めてい
く。(文化生涯学習課)

	1	
区分	定例会	
開催日	令和2年8月	18 月 (火)
	議案第 24 号	令和2年度土浦市一般会計補正予算(第8回)に対
		する意見について (非公開) <b>〈可決</b> 〉
	議案第 25 号	土浦市指定文化財の指定について〈 <b>可決</b> 〉
	議案第 26 号	令和3年度使用教科用図書特別支援学級用の採択結
		果の送付及び議決書の提出について(非公開) < <b>可決</b> >
	議案第 27 号	令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況
		に係る点検・評価報告書について (非公開) 〈 <b>可決</b> 〉
	協議	成年年齢引下げ後の成人式について
		①上大津地区小学校適正配置に係る説明会の報告に
議事内容		ついて
職事門谷		②令和2年度第1回土浦市立学校給食センター運営
	報告	審議会の開催結果について
		③土浦市立都和南小学校駐車場におけるマンホール
		破損による車両破損事故に係る和解について
		(非公開)

	④土浦市立都和中学校における花壇レンガ崩落事故
	に係る和解について (非公開)
	○上大津地区小学校適正配置に係る説明会の報告について
	・ 国道 354 号線は交通量が多いため、横断歩道を渡るのか、別
	の方法があるのか慎重に検討すべきだと思う。また,学校の統
	合後に廃校となる学校について,有効利用できるよう検討して
主な意見	ほしい。(教育委員)
	→ 旧宍塚小学校は教育相談室(ポプラ)や書庫として活用して
	いるが,その他の廃校の利用は進んでいない。防災面から考え
	ると,地域の防災拠点であるため,そういった面を含め,協議
	していく必要がある。(教育長)

区分	定例会	
開催日	令和2年9月	29 日 (火)
	議案第 28 号	上大津地区小学校適正配置に伴う通学区域変更の諮
		問について <b>〈可決</b> 〉
* 本 山 心		①令和2年第3回土浦市議会定例会一般質問につい
議事内容	報告	て
	新 <u></u>	②土浦市外国語指導助手派遣業務プロポーザルの実
		施について

区分	定例会	
開催日	令和2年10月	27日(火)
	議案第 29 号	土浦市生涯学習館の指定管理者の選定について
		〈可決〉
	議案第 30 号	土浦市博物館協議会委員の任命について〈 <b>可決</b> 〉
	協議	土浦市男女共同参画推進委員会委員の推薦について
		①令和2年度土浦市学区審議会の開催結果について
議事内容	報告	②土浦市立土浦第六中学校における落下事故に係る
成尹门谷		和解について(非公開)

区分	定例会(書面	定例会(書面開催)		
開催日	令和2年11月	令和2年11月17日(火)から11月20日(金)		
	議案第 31 号	上大津地区小学校適正配置実施計画(案)の策定に		
<b>港市山</b> 宏		ついて <b>〈可決</b> 〉		
議事内容	議案第 32 号	令和2年度土浦市一般会計補正予算(第11回)に対		
		する意見について(非公開) <b>〈可決</b> 〉		

	議案第 33 号	土浦市生涯学習館の指定管理者の指定に対する	
		意見について(非公開)〈 <b>可決</b> 〉	
		①令和2年度第2回土浦市立学校給食センター運営	
		審議会の開催結果について	
		②令和3年土浦市成人式の概要について	
		③第3次土浦市子ども読書活動推進計画(案)に	
		係るパブリック・コメントの実施について(非公開)	
	報告	④新治運動公園多目的グラウンド人工芝整備手法等	
		調査報告について	
		⑤霞ヶ浦文化体育会館空調設備改修工事(茨城県	
		施行)について	
		⑥土浦市立学校教職員の働き方改革について	
		⑦土浦市小中一貫教育点検評価について	
	〇土浦市立学村	交教職員の働き方改革について	
	• 学校訪	問の際に,遅い時間の保護者への電話対応や留守番電	
	話への切り	)替え,学校給食費未納者への徴収業務を給食セン	
	ターにて気	<b>に施してほしい,という点について学校から質問が</b>	
	あったのつ	で,教育委員会の対応を教えてほしい。 (教育委員)	
	→ 教職員7	が直接電話で応対できる時間について、教育委員会か	
主な意見	ら保護者に	こ対して通知文を発出する。(指導課)	
工。水心儿	→ 留守番電話への切り替えについて、保護者からの緊急時の連		
	絡体制確保や教職員の働き方改革等に考慮し、予算化に向けて		
	要求をしている。(学務課)		
	→ 国が令ラ	元年度に策定した「学校給食費徴収・管理に関する	
	ガイドラ	イン」に基づく,学校給食費公会計化を令和4年度実	
	施に向ける	て準備している。公会計化の実施後は、給食センター	
	が給食費を	ト納者への徴収業務を行う。 (学務課)	

区分	定例会(書面開催)			
開催日	令和2年12月	令和2年12月22日(火)から12月25日(金)		
	議案第34号 土浦市茨城県青少年の健全育成等に関する条例の施			
		行に関する規則及び土浦市体育施設の利用に関する		
議事内容		条例施行規則の一部改正について〈 <b>可決</b> 〉		
	報告	①令和3年度の学級編制方針について		

区分	定例会(書面開催)
開催日	令和3年1月22日(金)から1月28(木)

		①令和3年度土浦市立幼稚園園児数見込について
		②土浦市保幼小連携協議会委員の委嘱について
議事内容	報告	③コミュニティ・スクールの導入について
		④土浦市外国語指導助手派遣業務プロポーザルの選
		定結果について

区分	定例会	
開催日	令和3年2月	16 日 (火)
	議案第 35 号	土浦市青少年センター条例の一部改正に対する意見
		について(非公開)〈 <b>可決</b> 〉
	議案第 36 号	令和3年度土浦市一般会計予算に対する意見につい
		て(非公開) <b>〈可決</b> 〉
	議案第 37 号	令和2年度土浦市一般会計補正予算(第16回)に対
		する意見について(非公開)〈 <b>可決</b> 〉
	議案第 38 号	令和2年度土浦市一般会計補正予算(第17回)に対
議事内容		する意見について(非公開) <b>〈可決</b> 〉
	協議	令和3年度土浦市教育行政方針(案)について
		① (仮称) 校務支援システム 5 市共同利用公募型プ
		ロポーザルの実施について
	   報 告	②令和2年度土浦市一般会計補正予算(第13回(専
		決))について(非公開)
		③宿泊体験学習事業成果報告について
		④いじめ重大事態発生報告について (非公開)
	○(仮称)校園	努支援システム 5 市共同利用公募型プロポーザルの実
	施について	
	・システ、	ムの選定にあたり、先生方が使用しやすいものを選ん
主な意見	でほしい。	(教育委員)
		<b>屚洩問題が一番大事であるため、コスト面よりも、セ</b>
		ィやミスによる漏洩に対応ができているかという点に
	着眼して	選んでいただきたい。 (教育委員)

区分	臨時会		
開催日	令和3年3月15日(月)		
議事内容	議案第39号 土浦市公立学校県費教職員の人事異動について		
→ 円谷	(非公開)〈 <b>可決</b> 〉		

区分	定例会
開催日	令和3年3月18日(木)

	T	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	議案第 40 号	令和3年度土浦市教育行政方針(案)について
		〈可決〉
	議案第 41 号	土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正につい
		て〈可決〉
	議案第 42 号	土浦市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
		〈可決〉
	議案第 43 号	土浦市就学援助規則の一部改正について〈可決〉
	議案第 44 号	土浦市立学校給食センター条例施行規則の一部改正
		について〈可決〉
	   議案第 45 号	   土浦市青少年センター条例施行規則の一部改正につ
		いて〈可決〉
	   議案第 46 号	土浦市図書館条例施行規則の一部改正について
	<del>成米分 10 万</del>	工福市凶音組入内施门が対り - 市政正に ラビー ( <b>可決</b> )
	学安 <b>安</b> 47 只	
	議案第47号	
	議案第 48 号	学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び産業医の委嘱
		について〈可決〉
	議案第 49 号	土浦市文化財保護審議会委員の委嘱について〈 <b>可決</b> 〉
	議案第 50 号	土浦市藤沢集会所運営委員会委員の委嘱について
		〈可決〉
議事内容	議案第51号	土浦市スポーツ推進委員の委嘱について〈 <b>可決</b> 〉
	議案第 52 号	土浦市教育委員会教育長の辞職の同意について
		(非公開)〈 <b>可決</b> 〉
	協議	令和3年度土浦市学校教育指導方針(案)について
		①令和3年第1回土浦市議会定例会一般質問につい
		7
		②土浦市就学前教育連絡調整会議設置要綱の一部改
		正について〈承認〉
		③土浦市保幼小連携協議会設置要綱の一部改正につ
		いて <b>〈承認〉</b>
		④土浦市コミュニティ・スクール推進委員会設置要
		綱の制定について <b>〈承認</b> 〉
	報告	⑤土浦市子ども会育成連合会事業補助金交付要項の
		一部改正について〈承認〉
		⑥土浦市放課後子供教室推進事業運営委員会要項及
		び土浦市放課後子供教室推進事業実施要綱の廃止
		について〈承認〉
		⑦土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要 
		綱の制定について <b>〈承認〉</b>
		⑧土浦市立図書館資料の弁償に関する要綱の一部改

	正について〈承認〉
	⑨土浦市立図書館資料の利用制限に関する要綱の一
	部改正について <b>〈承認〉</b>
	⑩第3次土浦市子ども読書活動推進計画の策定につい
	T
	⑪いじめ重大事態発生報告について (非公開)
	○令和3年度土浦市学校教育指導方針(案)について
	・ 「ICT 教育の充実について」の項目に,ICT 支援員の配置とあ
<b>ナ</b> を 本 日	るが,各校に何人配置など具体的に決まっているのか。
主な意見	(教育委員)
	→ 市で1名任用しているが、令和3年度は1名増やして2名体
	制で,各学校の ICT 関係をサポートしていく予定。(学務課)

区分	臨時会(書面開催)	
開催日	令和3年3月23日(火)	
議事内容	議案第53号 令和3年4月1日付け教育委員会の人事異動について(非公開)〈 <b>可決</b> 〉	

# 3 活動実績

期日	場所	活 動 内 容	出席委員
令和2年	土浦市	教育委員市立幼稚園,学校訪問	今野委員
10月8,16,20,23,27,28日			鈴木委員
11月5,9,10,19,20日			長沼委員
12月8,17,18日			岡島委員
令和2年11月9日	土浦市	令和2年度土浦市総合教育会議出席	井坂教育長
			今野委員
			鈴木委員
			長沼委員
			岡島委員
令和3年2月3日	土浦市	令和2年度茨城県市町村教育委員会	井坂教育長
		連合会研修(書面開催)	今野委員
			鈴木委員
			長沼委員
			岡島委員

#### 4 活動状況に関する評価

#### (1) 会議の運営について

- 令和2年度補正予算,令和3年度予算に関すること,その他教育委員会規則等の一部改正等 について,慎重かつ迅速に審議を行った。
- 教育機関の各委員の委嘱等について、提案のとおり議決した。
- 本市の教育行政の骨格となる教育行政方針については、第8次土浦市総合計画及び第2次土 浦市教育大綱との整合性を図りながら、合議制の執行機関の特性を活かした総合的な視点で、 令和3年2月及び3月の定例会にて協議のうえ、令和3年度の方針を決定した。
- 市ホームページに教育委員会会議の開催案内及び会議録を掲載し、本市の教育行政を広く市 民に周知し、情報発信に努めた。

### (2) 会議以外の活動について

- 令和2年度総合教育会議において、令和4年3月末に予定されている土浦幼稚園の廃園に伴 う、(仮称)土浦市立認定こども園土浦幼稚園の設置について、市長と活発な意見交換を行い、 公立幼稚園及び公立保育所の現状や課題、今後の事業展開について、情報共有を図った。
- 例年開催されている各種研修会等は、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面にて開催された。研修資料を基に、教育委員会制度や茨城県の教育施策、教職員の働き方改革等の課題について理解を深めるなど、委員一人ひとりが自ら資質の向上に努めた。
- 教育委員として、学校訪問等を積極的に行い、活発な活動を通じて、教育現場の実情の把握 に努めた。

#### (3) 今後の取組の方向性について

- 茨城県における茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプランに掲げられている施策の一つである「保幼小連携協議会」を、令和2年度に設置し、保幼小連携の推進について確認するとともに、幼児教育施設と小学校の円滑な連携・接続を目的とした、「つちうら保幼小接続カリキュラム」を作成することができた。今後は、本カリキュラムを試行し、課題の確認をするとともに、本カリキュラムを基とした、各園や各校独自のカリキュラムの作成を推進していく。
- 教職員の長時間労働が全国的な問題となっており、学校を取り巻く環境が多様化複雑化している中で、学校の教育力を高め、様々な教育改革への対応を進めるため、教職員の働き方改革の取り組みを進めていく必要がある。

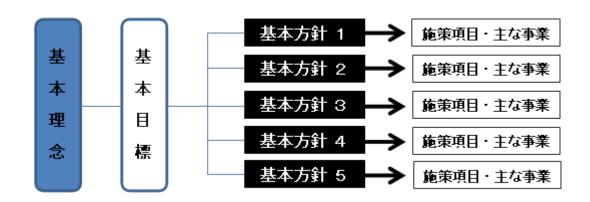
- 教育行政の一層の充実が求められている現状を鑑み、第2次土浦市教育大綱の基本理念である『心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり』の実現に向けて、教育に関する課題や問題を首長部局と共有するとともに、危機管理体制の構築にも努めていく必要がある。
- 第2次土浦市教育大綱の基本理念『心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり』に基づき、本市の教育の基本目標である「心の豊かさとたくましさを育む教育の推進と、子どもや市民の明るさがあふれるまちづくり」の実現に向け、引き続き、学校・家庭・地域との連携を図りながら、強い使命感を持って目標実現のための取り組みを積極的に推進していく必要がある。
- 教育現場における課題を抽出し、問題解決を図るため、委員による計画的な学校・施設訪問等の取り組みを継続し、現場の声を反映した教育行政の運営に努めていく。
- 本市教育行政に関して更なる理解と協力を得られるよう、教育委員会会議の公開を始め、ホームページ等による積極的な情報提供を推進し、今後も広報活動の一層の充実を図っていく。

## 第3 教育委員会の点検及び評価

### 1 令和2年度土浦市教育行政方針

土浦市教育委員会においては、第8次土浦市総合計画の教育に関する施策の大綱及び部門別計画、また、同計画に基づいて策定した第2次土浦市教育大綱における基本理念や基本目標等の実現に向け、教育委員会会議において十分な協議を行い、毎年度、重点施策に基づく主要事業を策定し、教育行政方針を定めています。

### ■教育行政方針の構成



#### ■基本理念

心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり

#### ■基本目標

本市では、「心の豊かさとたくましさを育む教育の推進と、子どもや市民の明るさがあふれるまちづくり」を理念として教育文化行政を進めています。誰もが心身ともに健やかな生活を送るため、地域社会とのつながりの中で学び、スポーツや文化活動に参加できる、明るさにあふれた、心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくりを推進します。

#### ■基本方針

次の5つの基本方針により本市教育行政の推進に取り組んでいます。

### 基本方針 1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実

学校・家庭・地域の連携のもと、子どもたち一人ひとりの「生きる力」と「確かな学力」を育み、次代を担う人材の育成を図ります。主体的な学習態度のかん養や、課題解決能力の獲得、体力づくりの推進を図るとともに、学校施設や学校給食の整備・充実に努めます。

また、就学前教育のさらなる充実を図るとともに、義務教育9年間を見通した継続的かつ一貫性のある教育を展開する小中一貫教育を推進します。

加えて、すべての子どもたちが等しく学べる機会の確保に努め、情報教育環境の変化に対応した ICT の活用を推進します。

### 基本方針 2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進

地域において生涯にわたり学ぶことができる環境づくりのため、地区公民館等の生涯学習拠点と学習支援機能の充実を図ります。

また、生涯学習の新たな拠点となる新図書館の活用をはじめ、各種講座の展開や、団体・指導者の育成など総合的に生涯学習を推進します。

### 基本方針 3 豊かな人間性を培う青少年の健全育成

青少年がより豊かな人間性を培う機会を提供するため、関係機関や家庭との連携のもと、地域 ぐるみの指導・相談体制の充実を図ります。

また、子育て家庭を支援し、放課後の適切な生活の場を提供するため、放課後児童クラブ及び 放課後子供教室の充実を図ります。

### 基本方針 4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり

市民一人ひとりが生きがいや心のうるおいを得られる地域づくりを目指し、文化芸術活動の振興に努めます。

また、各種イベントの開催による文化芸術活動の推進をはじめとして、文化芸術を楽しむこと のできる機能の充実、文化財の保護・活用を図るとともに、集客力の高い展覧会事業の企画に努 めます。

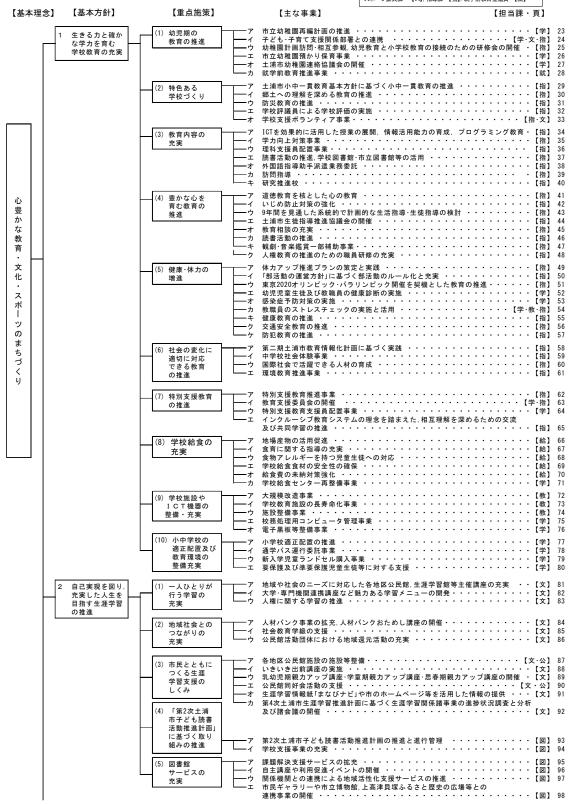
### 基本方針 5 すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり

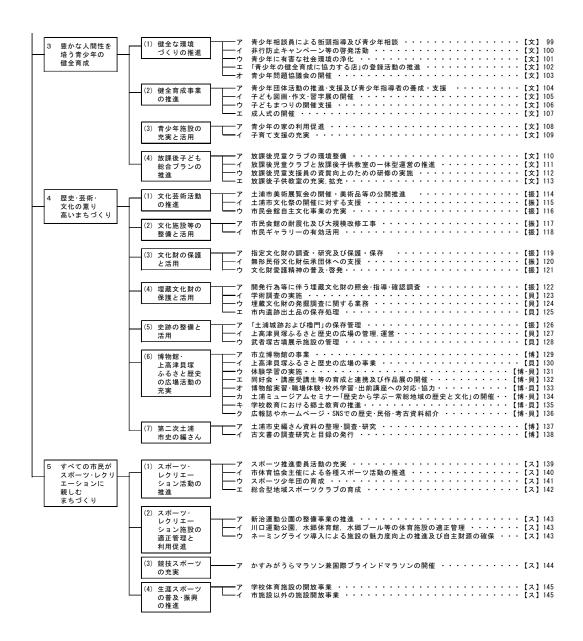
誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるように、施設の適正な維持管理を図りながら、市 民や指導者を対象としたスポーツ教室等の充実に努め、市民スポーツの振興を推進します。

また、健康増進や生きがいづくりを支援するため、参加機会の拡充を進めるとともに、茨城国体、全国障害者スポーツ大会、オリンピック、パラリンピックの開催を契機とした競技スポーツの充実を図ります。

#### 令和2年度 教育行政方針の体系図

教育総務課・・【教】、学務課・・「(学)、学校給食センター・・「(輸)」 文化生涯学習課・・「(工)、文化振興室・・「(最)、公民館・・「(公) 図書館・・「(図)」、博物館・・「(博)」、上高洋貝厚ふるさと歴史の広場・・[貝]、 スポーツ振興課・・「(ス)、指導課・「(指)、就学前教育推進員・「(就)





基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(1) 幼児期の教育の推進
事 業 名	ア 市立幼稚園再編計画の推進
担当課	学務課
事業目的	子どもたちのより良い教育環境の充実を目指すため、市立幼稚園の再編計画を推進する。
事業内容	市立幼稚園の園児数が年々減少し、定員を大きく下回っていることから、幼児の健やかな成長のための環境を維持することが難しい状況となっている。このため、近年の幼稚園需要の変化を考慮し、本市の幼稚園教育全体の充実を目指すため、平成28年5月に策定した「市立幼稚園再編計画」に基づき、市立幼稚園の適正配置を推進する。 〈市立幼稚園再編計画のスケジュール〉 〇平成30年3月末 土浦第二、都和、大岩田幼稚園を廃園 〇令和 3年3月末 新治幼稚園を廃園 〇令和 4年3月末 土浦幼稚園を廃園
令和2年度 活動実績	市立幼稚園再編計画の策定時に当該計画を推進するにあたり、配慮が必要な園児などの対応について十分な検討を求める旨議会で採択されたため、平成28年度に土浦市幼稚園連絡協議会(会長:塚原港会長)を設置し、配慮が必要な園児などの対応について継続して協議を行っている。令和3年2月に予定していた協議(会議)は、新型コロナウイルスの影響により次年度へ開催延期としたが、特別支援に対する相互理解を深めるため、就学に向けた教育支援の流れなど、本市における教育支援体制等の説明資料の配布を行った。
成果	幼児に対する公教育を民間事業者に託し、幼児の健やかな成長のための適当な環境を維持するため、教育委員会と市立・私立幼稚園間で、本市の教育支援体制及び早期からの教育相談・支援のために活用できるツール等に対する理解を深め、課題解決に向けた相互理解を図ることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	令和5年度中の開園を目指している(仮称)市立認定こども園土浦幼稚園や就学前教育連絡調整会議との連携により、令和4年3月末に市立幼稚園が全園廃園となるまでに配慮が必要な園児への対応を含めた園児のよりよい教育環境の充実を図る。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(1) 幼児期の教育の推進
事 業 名	イ 子ども・子育て支援関係部署との連携
担当課	学務課·文化生涯学習課·指導課
事業目的	就学前教育と家庭教育の推進を図るため、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校と家庭や地域、関係機関等が連携することで、社会全体で就学前教育と家庭教育の推進を図る。
事業内容	・土浦市幼稚園連絡協議会の開催(基本方針1-(1)-オ) ・教育支援委員会の開催(基本方針1-(7)-イ) ・就学前教育推進事業(保幼小連携協議会等の開催)(基本方針1-(1)-カ)
令和 2 年度 活動実績	各事業ごとに記載
成果	各事業ごとに記載
課題及び 今後の 取組の 方向性	各事業ごとに記載

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(1) 幼児期の教育の推進
事 業 名	ウ 幼稚園計画訪問・相互参観、幼児教育と小学校教育の接続のための研修会の開催
担当課	指導課
事業目的	園経営全般にわたる状況を把握し、教育課程や保育指導、その他園の抱える課題等の解決に役立 つよう指導助言する。 本市における幼児期教育の接続を推進するため、教育課程編成等に関する研修会を開催し、幼児 教育施設と小学校との連携・接続を推進する。
事業内容	〇計画訪問 年1回, 指導主事が訪問指導を行う。 〇接続研修会 市内の公立私立幼児教育施設と公立小学校の担当者に対する研修会を実施する。
令和 2 年度 活動実績	○計画訪問:12/11新治幼稚園 12/17土浦幼稚園 指導課指導主事による保育参観 研究協議 ○保幼小接続カリキュラム作成委員会による「つちうら保幼小接続カリキュラム」の作成 作成委員会 8/28・10/8・11/6・12/18・1月(書面集約)(全5回) 作成参加者(合計16名) 公立幼稚園 1名 公立保育所 2名 私立幼稚園 2名 私立幼稚園 2名 私立学校 7名 市教委 3名
	※技術のための場所を にっては、 窓来班の窓来拡大側面のために不実施 ○「つちうら保幼小接続カリキュラム」を市内全幼児教育施設及び全小学校に配付
成果	計画訪問において幼稚園の教育活動全般について管理職との懇談、保育参観、研究協議を行い、課題について指導主事から助言した。発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続について意識付けをすることができた。幼児教育と小学校教育を結ぶ連携の柱を「生活する力」「学ぶ力」「かかわる力」とし、遊びや生活を通して獲得した能力を小学校以降の学習に必要となる資質・能力につなげるアプローチカリキュラムと、幼児期に体験してきた遊びの要素と小学校生活の中心となる教科学習の要素の両方を組み合わせたスタートカリキュラムの「つちうら保幼小接続カリキュラム」を作成することができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	「つちうら保幼小接続カリキュラム」をベースとして、各園や各学校の特色を生かしたカリキュラムの作成を推進する。 各幼児教育施設や小学校の実情を把握し、保幼小の連携・円滑な接続に関する研修会を計画 運営する必要がある。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(1) 幼児期の教育の推進
事 業 名	エ 市立幼稚園預かり保育事業
担当課	学務課
事業目的	子育て支援の充実を図るため、預かり保育(幼稚園の教育課程に係る教育時間以外の時間に行う 教育活動)を行う。
事業内容	<ul> <li>預かり保育を行う時間は、教育課程に係る教育時間の終了後、午後2時から午後4時まで実施する。</li> <li>預かり保育の対象となる者は、当該施設の在園児とする。</li> <li>預かり保育を利用しようとする幼児の保護者は、幼稚園長の許可を要する。</li> <li>預かり保育を利用しようとする幼児の保護者には、預かり保育利用券を交付する。</li> <li>預かり保育の利用料は、園児1人につき日額400円。ただし、同一の月に徴収する預かり保育料の額の合計額は、4,000円を上限とする。</li> <li>月額11,300円を上限に保育の必要性のある方のみ利用料の無償化を行う。</li> </ul>
令和 2 年度 活動実績	○預かり保育利用者実績等 〈在籍人数〉 土浦幼稚園: 42人,新治幼稚園: 5人 〈利用延べ人数〉 土浦幼稚園: 578人,新治幼稚園: 26人 〈実施日数〉 土浦幼稚園: 161日,新治幼稚園: 13日 〈1日の平均利用人数〉 土浦幼稚園: 3.6人,新治幼稚園: 2.0人 〈1月の平均利用人数〉 土浦幼稚園: 52.5人,新治幼稚園: 2.4人 〈利用料無償の認定数〉 土浦幼稚園: 7人,新治幼稚園: 2人 ※対前年度比利用者数:66%減 ※令和2年度当初の認定数となります。 ※在籍人数:土浦幼稚園は5歳児,4歳児の合計。新治幼稚園は5歳児のみ。
成果	本来の教育活動以外に午後2時から午後4時まで教育活動の時間を確保し、集団生活に必要な生活習慣や社会性を育み、子育て支援の充実を図った。また、市立幼稚園再編計画に基づき、令和2年度末に新治幼稚園が廃園、令和3年度末には土浦幼稚園が廃園となる予定であるため、在籍園児保護者に対してその旨の周知を改めて実施した。
課題及び 今後の 取組の 方向性	市立幼稚園再編計画に基づき、令和4年3月末に市立幼稚園全園廃園となる予定であるため、令和3年度末をもって事業廃止予定。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(1) 幼児期の教育の推進
事業名	オー土浦市幼稚園連絡協議会の開催
担当課	学務課
事業目的	土浦市内幼稚園の抱える様々な課題等についての認識を共通にするとともに、課題解決を図る。
事業内容	土浦市幼稚園連絡協議会は次の者で構成し、①障害等により支援を要する園児に関すること、②その他協議会が必要と認める事項についての事務を所掌する。なお、本協議会については、原則、年1回開催している。 ・土浦市内の私立幼稚園の代表者(5園:5名) ・土浦市内の私立幼稚園型認定こども園の代表者(6園:5名) ・土浦市内の私立幼保連携型認定こども園の代表者(4園:3名) ・土浦市立幼稚園の園長(2園:2名) ・その他、教育長が必要と認める者 (構成委員)全17園、15名
令和 2 年度 活動実績	令和3年2月に予定していた協議(会議)は、新型コロナウイルスの影響により次年度へ開催延期としたが、特別支援に対する相互理解を深めるため、就学に向けた教育支援の流れ等本市における教育支援体制等の説明資料の配布を行った。
成果	幼児に対する公教育を民間事業者に託し、幼児の健やかな成長のための適当な環境を維持するため、教育委員会と市立・私立幼稚園間で、本市の教育支援体制及び早期からの教育相談・支援のために活用できるツール等に対する理解を深め、改めて課題解決に向けた理解を図ることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	配慮が必要な園児に対して加配職員を配置し、園児を支援することについて、私立幼稚園から経済面やサポート面などの強化に関する要望が以前から出ているため、引き続き、福祉部門や子ども子育て部門などの関係機関との連携について協議・検討を行う。また、令和3年度末には市立幼稚園が廃止される予定であり、従前から組織されている土浦地区私立幼稚園協会と本協議会の委員構成が同じであるため、複数の委員から協議会廃止の意向がある。このため、障害等により支援を要する園児に関することについて、別途協議検討する場の確保と共に本協議会の廃止の検討を行う。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(1) 幼児期の教育の推進
事業名	カ 就学前教育推進事業(保幼小連携協議会等の開催)
担当課	文化生涯学習課(就学前教育推進員)
事業目的	幼児期から児童期にかけては、育ちと学びの基礎力を養う大切な時期であり、互いの教育を見通し、接続性・一貫性の教育を行う必要があるため、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るために、関係各課及び公立・私立の別なく市内の幼児教育施設と小学校と連携して就学前教育を推進する。
事業内容	<ul> <li>就学前教育連絡調整会議を開催し、庁内8課の取組状況と課題を共有し、連携を図る。</li> <li>保幼小連携協議会を開催し、保幼小連携の推進を確認するとともに、下部組織として「接続カリキュラム作成委員会」を設置し保幼小接続カリキュラムを作成する。</li> <li>幼児教育施設38園、小学校16校へ訪問し、「つちうら保幼小接続カリキュラム」活用を依頼する。</li> </ul>
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>○土浦市就学前教育連絡調整会議の開催         <ul> <li>1回(7月9日):庁内8課の取組み状況と課題を共有,保幼小連携協議会設置について確認・2回(2月9日):「つちうら保幼小接続カリキュラム」の原案の検討(書面審議)</li> </ul> </li> <li>○土浦市保幼小連携協議会の開催         <ul> <li>1回(7月31日):令和元年度に実施した実態調査アンケートを報告</li></ul></li></ul>
成果	・土浦市就学前教育連絡調整会議を開催し、関係各課の取組み状況と課題を共有することができた。 ・土浦市保幼小連携協議会において「カリキュラム作成委員会」を設置し、小学校への円滑な接続のためのカリキュラムを作成することができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	・幼児教育施設と小学校の連携を図るとともに、保幼小接続カリキュラムの自校化・自園化を 促進する。 ・市の幼児教育アドバイザーの配置・活用等についての情報を保幼小に提供し、園内研修や 保育・指導等に関する相談の窓口としての体制を整備する。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(2) 特色ある学校づくり
事業名	ア 土浦市小中一貫教育基本方針に基づく小中一貫教育の推進
担当課	指導課
事業目的	9年間の学びを連続させる中で、学校が主体性や創造工夫に努め、児童生徒の発達段階を考慮しながら、心豊かに個性を発揮できるたくましい子どもの育成に努める。
事業内容	・グローカルな視点を重視した小中一貫教育 ・地域の実態に応じた小中一貫教育の推進(併設型小中一貫校における交流活動を生かした 小中一貫教育の推進,施設一体型小中一貫校における推進) ・TV会議システムの活用推進
令和 2 年度 活動実績	〇小中一貫教育の完全実施3年目 ・各中学校区で教務主任によるTV会議を2回(12/10、1/19)実施した。 ・小中一貫教育運営協議会を年2回実施した。(うち1回は書面開催、1回はオンラインでの実施) ・児童生徒の交流や共同学習及び教職員の連携等は、コロナ禍での制約に対応した活動を実施した。 ・中学校区グランドデザインや活動報告を市HPに掲載し、市民への周知を図った。 ・昨年度に市内教職員に配付した「土浦Next Plan2019」の積極的な活用を促した。 ・TV会議システムを活用しながらコロナ禍においても各中学校区で合同研修会を可能な限り実施した。 ・授業相互参観については、感染症拡大防止のため未実施となった。
成果	各中学校区の地域の特色を生かしながら、小学校と中学校が一体となって児童生徒の教育に力を注ぐことで、9年間を見通した系統的な教育活動の展開が可能であることが、研究推進校の都和中学校区小中一貫校の取組から明らかになった。小中学校での学習規律や学び方が一貫していることで、中学校に進学しても学び方が同じ場合、生徒は安心して学習に取り組むことができると考える。 「土浦NextPlan2019」の活用を促した結果、「学習内容について縦の連携を意識した授業」を教職員が意識して実施するようになったことが、学校訪問等の授業参観において確認することができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	教員の働き方改革を進めつつ、小中一貫教育を推進していくためには、今まで以上に協議時間や 移動時間等の確保についての工夫が重要になってくることから、積極的にTV会議等を活用するなど して、協議内容の焦点化や時間的な負担の軽減を図る必要がある。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(2) 特色ある学校づくり
事業名	イ 郷土への理解を深める教育の推進
担当課	指導課
事業目的	土浦の歴史や伝統と文化を学び、それらを育んできた郷土への理解を深めるとともに、個性豊かな文化の創造を図る人間の育成に努める。
事業内容	各教科,道徳,総合的な学習の時間など,学校の教育活動全体を通して,郷土への理解を深める。
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>・小学校3、4年生の社会科の授業の中で、社会科副読本「わたしたちの土浦市」、小学校3年生では白地図「わたしたちの土浦市マップ」を活用し、土浦市の様子や文化、歴史について調べ学習を行った。</li> <li>・道徳の時間を要として、学校の教育活動の全体を通じて行う「伝統文化の尊重と郷土愛」に係る道徳教育の内容について学習した。</li> <li>・総合的な学習の時間で地域や郷土について学習した。</li> <li>・上高津貝塚ふるさと歴史の広場や土浦市立博物館を利用した土浦の歴史学習を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症防止のため、実施できなかった。</li> <li>・子ども郷土研究を行い、郷土の歴史についての関心を持たせ、郷土に対する理解を深める予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施しなかった。</li> <li>・楽しみながら本県の伝統や文化等を学ぶ、県独自の検定(いばらきっ子郷土検定、8年生対象)を実施した。</li> </ul>
成果	新型コロナウイルス感染症防止のため、児童にとってたいへん興味関心を高めるきっかけとなる校外学習(上高津貝塚ふるさと歴史の広場や土浦市立博物館へ行き、学芸員などから話を聞く機会)が実施できなかった。しかし、3、4年生の社会科で、社会科副読本「わたしたちの土浦市」を活用し、土浦市の人々や仕事の暮らしの様子、土浦市の文化や特徴、そして歴史を学ぶことができた。 社会科、道徳、総合的な学習の時間を通して、様々な面から郷土について学ぶことで、郷土について新たな発見があったり、興味関心をもったりすることができている。
課題及び 今後の 取組の 方向性	校外学習が実施できないような状況になったときは、博物館の学芸員などをゲストティーチャーとして学校へ招くなどの方法をとりながら、児童生徒の郷土への興味関心を高めていく。また、自分たちの住んでいる市に関して、意欲的に探究できるような新たな教材の開発の工夫なども必要である。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(2) 特色ある学校づくり
事業名	ウ 防災教育の推進
担当課	指導課
事業目的	教職員や児童生徒等の防災に対する意識の向上を図り、安全を確保するため、東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育に努める。
事業内容	・地域との連携を踏まえた防災訓練、防災講演会等の実施 ・震災対応の避難方法の理解、訓練の実施・改善 ・緊急連絡方法の確認と連絡体制の整備、引き渡し訓練 ・災害支援活動の推進 ・危機管理マニュアルの改善と活用
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>・新型コロナウイルス感染症防止のため、地域との連携を踏まえた防災訓練や消防署の方を講師とした防災講演会等は実施できなかった。</li> <li>・震災対応の避難方法を確認したり、訓練を実施したりして改善を図った。引き渡し訓練は、新型コロナウイルス感染症防止のため実施できなかった。</li> <li>・全ての学校において緊急連絡方法の確認と連絡体制の整備を実施した。</li> <li>・全ての学校において危機管理マニュアルの改善と活用を行った。</li> <li>・社会科(小学4年生、中学2年生)や総合的な学習の時間において、自然災害や防災についての学習を市のハザードマップを活用しながら行った。</li> </ul>
成果	学校における震災発生時の対応等について教職員の役割等を明確にし、学校防災体制を確立することができた。家庭や地域と連携した訓練を実施することができなかったため、それぞれの役割や協力体制の確認は不十分であった。社会科などで自然災害や防災について学習したことで、児童生徒は、自分たちの住んでいる地域で起こる災害やその防災(避難場所)などを理解することができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	新型コロナウイルス感染症防止のため実施できなかった家庭や地域と連携した防災訓練については、次年度、感染防止をしながら実施できるようにする。 それぞれの学校で危険箇所を児童生徒とともにハザードマップなどで確認することができたが、 災害が起きたときのタイムラインなどを作成することで実践力を高めていく。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(2) 特色ある学校づくり
事業名	エー学校評議員による学校評価の実施
担当課	指導課
事業目的	学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進する。
事業内容	学校評議員会を開催し、学校運営に対する評価を行う。
令和 2 年度 活動実績	市内全ての公立小中義務教育学校に、計115名を委嘱。 コロナ禍のため、各学校ごとに、年3回の実施にあたって、年度の前半は書面開催や、会議時間の 短縮、会議方法の工夫等を行った。年度の後半からは授業参観等も実施できるようになり、児童生 徒の活動を直接見ていただいた。また、学校概要についての説明を行った後、学校評議員から学校 運営に対する意見をいただいた。
成果	保護者、地域住民等から学校の重点目標やその達成状況について評価してもらうことで、組織的・継続的に学校運営を改善することができた。また、外部による評価によって、学校評価自体の透明性を確保することができている。各学校の日程により年間3回開催される学校評議員会においては、授業や行事を参観してもらうとともに、コロナ禍における学校の指導体制だけでなく、児童生徒の地域での過ごし方など、総合的に意見をいただいた。また、児童生徒及び保護者対象のアンケートを実施するとともに、教師による自己評価を実施し、その結果等も学校評議員に説明することで、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを推進することができた。さらに、教職員のコンプライアンス推進の視点でも、学校の取り組みについて説明し、外部からの評価として助言をいただいている。
課題及び 今後の 取組の 方向性	学校評議員会の記録や学校評価結果は、学校から教育委員会に提出を依頼している。昨年度より、学校のホームページに学校評価結果を掲載するよう助言しているが、依然として学校間で差が 見られることから、公表方法の工夫等も含め、地域住民等に公表するように助言していく。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(2) 特色ある学校づくり
事業名	オ 学校支援ボランティア事業(学校における日本語ボランティア活動)
担当課	指導課·文化生涯学習課
事業目的	日本語指導が必要な児童生徒に対し、地域のボランティアによる支援を行い、帰国及び外国人児 童生徒の円滑な受入れ体制の充実及び学習支援を行う。
事業内容	市内小・中学校、義務教育学校に転入学する外国にルーツをもつ児童生徒や、初歩的な日本語を理解できない子どもたちに対し、地域のボランティアによる支援を行い、日本語に慣れさせるための学習支援を行う。 コーディネーター(1人)が、登録しているボランティア(49人)の活動状況を把握し、急な転入にも対応できるようにしている。
令和 2 年度 活動実績	要望調査を受け、6月中に各学校を訪問して児童生徒の状況を確認したのち、ボランティア担当校 及び担当者を決定し、7月から11月までの期間において支援を行った。 ・支援校 14校(小学校9校・中学校5校) ・支援児童生徒 41人 ・ボランティア登録者 49人
成果	新型コロナウイルス感染拡大により、例年より短い期間となったが、事務局、コーディネーター、学校担当者と情報交換を行いながら、要請があった各校にボランティアを配置し、外国にルーツをもつ児童生徒に日本語支援を行うことができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	支援校の拡大に伴い、支援児童生徒数も増加傾向にあるため、支援ボランティアをどのように確保していくかが課題となっている。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(3) 教育内容の充実
事業名	ア ICT(大型提示装置,デジタル教科書等)を効果的に活用した授業の展開,情報活用能力の育成,プログラミング教育
担当課	指導課
事業目的	児童生徒の情報教育の実践力を高めるために、学校現場に即したICT機器の利活用の促進を図る。また、児童生徒の情報活用能力及びプログラミング的思考の育成を図るために、ICT教育及びプログラミング教育の充実を図る。
事業内容	①小・中・義務教育学校の普通教室に電子黒板、実物投影機の設置、デジタル教科書の配備を行い、これらのICTツールを効果的に活用し、児童生徒が分かりやすい授業を展開する。 ②インターネットや学習活動ソフトを各教科の学習で活用し、プレゼンテーション資料の作成等を通して情報を主体的に選択し、それを活用する情報活用能力の育成を図る。 ③プログラミング教育の充実を図るため、実践事例を作成する。
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>①令和2年度より小学校教科改訂により、各教室に指導者用デジタル教科書を配備し、各学校で授業を実践した。</li> <li>【配備デジタル教科書】</li> <li>国語、社会、算数、理科、外国語</li> <li>②学習活動ソフトを活用し、プレゼンテーションの資料を作成する等、情報活用能力の育成を図る授業を推進した。</li> <li>③茨城県教育委員会指定の小学校プログラミング教育重点校を市内に配置し、実践事例を作成し、各学校に配信をした。</li> </ul>
成果	指導者用デジタル教科書や各種学習ソフト等を各学校で活用することで、児童生徒が興味や関心をもって取り組むことができる学習を行うことができた。プログラミング教育については、令和2年度からの学習指導要領全面実施に伴い必修事項となったが、全ての学校で実施をすることができた。 【教員のICT活用指導力に関する調査】 ・児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。  上記調査項目について、「できる」と回答した割合 → 43.3% 「ややできる」と回答した割合 → 49.0%
課題及び 今後の 取組の 方向性	令和3年度より、児童生徒がGIGAスクール端末を活用した授業を推進していくこととなる。大型提示装置と連動を図った運用について教職員への研修を行っていく必要性がある。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(3) 教育内容の充実
事 業 名	イ 学力向上対策事業(土浦市標準学力調査、学びの広場)
担当課	指導課
事業目的	学習教材を用いて学習する場を設定し、一人ひとりにきめ細やかな指導を行い、児童生徒の学力向上を図る。 2年生~9年生の全児童生徒を対象に、4月~5月にかけて学力と生活状況の調査を実施し、学級や学校の課題を明確にし、指導を改善し、学力の向上を図る。
事業内容	①学びの広場 県の事業として、4,5年生、7,8年生を対象に実施する。また、市の事業として、6年生を 対象に実施する。 ②土浦市標準学力調査 市独自で学力調査、生活状況調査を実施し、調査分析を行い、学習支援に役立てる。
令和 2 年度 活動実績	①学びの広場については、新型コロナウイルス感染症による臨時休校への対応として夏季休業日を授業日とした。それに伴い実施時間を確保できないこと及び新型コロナウイルス感染症により、サポーターの確保が困難となり未実施となった。 ②土浦市標準学力調査は、児童生徒の学力や学習状況、生活状況についての実態把握とそれを生かした学習支援を目的として実施した。2,3年生は国語・算数・社会・理科、8,9年生は国語・社会・算数・理科・英語を実施した。生活状況に関する調査は4年生以上で行った。
成果	土浦市標準学力調査の分析を行い、児童生徒の課題を解決するための学習指導方法について各学校と共有を図った。この調査を活用して、各学校での指導改善に生かした。  【土浦市標準学力調査の結果】 ・漢字を書く力が全国平均より上回っている。 ・資料から読みとる力がやや劣っている。
課題及び 今後の 取組の 方向性	児童生徒の学力面と生活状況面を客観的に把握できる調査である。若手教員も増えている現状を 考えると、今後も継続をする必要がある調査と考える。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(3) 教育内容の充実
事業名	ウ 理科支援員配置事業
担当課	指導課
事業目的	小学校・義務教育学校前期課程の理科教育の活性化及び一層の充実と教員の理科指導力の向上を 図る。 非常勤講師を配置し、教育活動の活性化を図る。
事業内容	①理科支援員配置事業(国庫補助1/3以内) 観察・実験の支援を行うことにより、児童の理科に対する興味・関心を高める。 ②学校活性化TT(※)特別配置事業 小規模の小学校を対象に、教育活動の活性化をねらいとして非常勤講師を配置する。 (※) TT(ティーム・ティーチング) …複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら 指導計画を立て、指導する方式
令和 2 年度 活動実績	①理科支援員配置事業(市内全小学校、義務教育学校前期課程の計16校に配置) ・理科支援員の配置により、児童の観察・実験等への支援及び、学級担任・教科担任 への計画立案や教材開発等の支援を行った。 ・延べ2,524時間のサポートを実施。  ②学校活性化TT特別配置事業(菅谷小学校) ・学校活性化TTの配置により、学級担任への教材準備や授業支援を行った。 ・1日あたり4時間のサポートを実施した。
成果	国からの補助を受け、理科の授業を補助する理科支援員を全小学校・義務教育学校に配置することにより、児童の観察・実験が円滑に行うことができるようになるとともに、教員の理科指導力の向上を図ることができ、理科に対する興味・関心が高まった。支援員には元研究員の方などもおり、専門職を生かした実験を通して、子どもたちの知的好奇心を大いに刺激している。  【理科に関するアンケート結果(肯定的な回答の割合)】 ・理科の勉強が好き…86.7% ・観察や実験を行うことが好き…92.0%  菅谷小学校は小規模校のため、教職員一人当たりの校務分掌が他校に比べて多く、教員の業務の負担感が増加していることが課題であるが、学校活性化TTの配置により、教職員の業務量が減り、負担感の軽減に大きく貢献している。
課題及び 今後の 取組の 方向性	理科支援員の資質向上やコロナ禍における観察・実験の効果的な実践方法等の研修が必要である。 教職員の働き方改革を推進していくためには小規模校における学校活性化TTの配置は重要であることから、今後も継続して取り組みたいと考えている。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(3) 教育内容の充実
事業名	エ 読書活動の推進、学校図書館・市立図書館等の活用
担当課	指導課
事業目的	読書活動の推進を通して、国語力の向上と心の教育の充実を図る。
事業内容	・みんなにすすめたい一冊の本推進事業 ・県の事業として、4~9年生を対象に実施する。 ・小学校・義務教育学校前期課程 年間50冊を読むと教育長賞、3年間で300冊を読むと県知事賞 ・中学校・義務教育学校後期課程 年間30冊を読むと教育長賞、3年間で150冊を読むと県知事賞
令和2年度 活動実績	司書教諭が中心となり読書活動への関心を高め、学校図書館の活用を進める取り組みを行った。 (小学校・義務教育学校前期課程) 学校司書との連携、委員会活動のサポート、図書館利用計画の作成、読書量調査、教材図書の選書、学級文庫の入れ替え、市立図書館との連携など (中学校・義務教育学校後期課程) 学校司書との連携、新刊図書・推薦図書の紹介、7年生への図書館利用ガイダンスの実施、図書だよりの発行など 小・中・義務教育学校ともに10~15分程度の朝の読書活動時間を確保することにより、読書習慣づくりの推進を進めた。また、学校から児童生徒に、読んだ本について記録するカードを配付し、記録を付けることで読書の習慣づくりに努めた。
成果	学校図書館や市立図書館を活用しながら、県事業の「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」に全校の4~9年生が取り組んだ。  ○受賞した児童生徒の割合 小学校・義務教育学校前期課程:教育長賞 4年 61.4% 県知事賞 4年 1.5% 5年 42.9% 6年 41.0% 6年 9.6%  中学校・義務教育学校後期課程:教育長賞 7年 28.8% 県知事賞 7年 1.8% 8年 22.7% 8年 4.1% 9年 15.4% 9年 4.8%
課題及び 今後の 取組の 方向性	読書活動のさらなる活性化を図るとともに、児童生徒一人ひとりの読書活動の質的·量的な 充実を図るように努めていく。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(3) 教育内容の充実
事 業 名	才 外国語指導助手派遣業務委託
担当課	指導課
事業目的	英語指導助手(ALT)を配置することにより、生きた外国語や異文化に触れる機会を提供し、外国語によるコミュニケーション能力の向上と国際感覚の養成を図る。
事業内容	小学校新学習指導要領の全面実施により、小学校3、4年生の「外国語活動」が年間35時間、小学校5、6年生の「外国語科」が年間70時間となり、聞くこと、話すことなどのコミュニケーション能力の育成が求められている。また、中学校においても、コミュニケーション能力の育成が求められている。生きた英語や外国の文化に触れる機会の提供及び英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、ALTを市内学校に配置する。
令和 2 年度 活動実績	○外国人指導助手派遣会社との労働者派遣業務内容 ・小学校「外国語活動」「外国語科」、中学校「外国語科」での学級担任または教科担当者と授業を実施 ・授業内で国際理解教育を実施(ALTの自国文化の紹介等) ○ALT配置人数 18名 ○事業費 : 73,656千円
成果	英検IBAの結果から、児童生徒のコミュニケーション能力は向上している。 【英検IBAの調査結果】茨城県内の小学校6年生から中学校3年生の、英語力の客観的データを把握するために実施 (市内児童生徒結果) ・6年生 よくできた 80.4%(前年度+2.2%) もう少し 19.1% がんばりましょう 1.8% ※6年生は県平均値の公開無し。小学校では6年生のみの調査のため前年度との比較資料無し。 ・8年生 +5.1点(県平均との差 前年度比) ・9年生 +7.2点(県平均との差 前年度比) ※7年生は6年生時に実施した調査と形式が違うため、前年度と比較する資料なし。
課題及び 今後の 取組の 方向性	ALTと授業担当者との打合せ時間の確保が課題である。現在6時間のALTの勤務を7時間にすることで打合せ時間を確保することができるが、そのためには雇用条件の調整等が必要となる。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(3) 教育内容の充実
事業名	カ 訪問指導(計画訪問, 要請訪問, フレッシュ訪問等各種指導訪問)
担当課	指導課
事業目的	学校経営全般にわたる状況を把握し、教育課程、学習指導及び生徒指導、その他学校が抱える課題等の解決に役立つよう指導助言するとともに、各教科等の学習・生徒指導上の課題解決のために研究協議を行い、各学校の教育活動の充実と教育水準の向上に資する。
事業内容	①計画訪問(幼稚園, 小学校, 中学校, 義務教育学校) ②要請訪問 ③研究指定校訪問 ④不登校対策訪問 ⑤生徒指導訪問 ⑥日本語指導加配校訪問 ⑦特別支援教育集合指導 ⑧フレッシュ訪問
令和 2 年度 活動実績	①計画訪問 各校1回 ②要請訪問 都和小学校(国語科) 都和南小学校(道徳科) 土浦第一中学校(教育課程) ③研究指定校訪問 都和中学校区小中一貫校 ④不登校対策訪問 都和小 都和中 ⑤生徒指導訪問 土浦一中 土浦三中 土浦六中 ⑥日本語指導加配校訪問(コロナ禍のため中止) ⑦特別支援教育集合指導 土浦五中(コロナ禍のため中止) ⑧フレッシュ訪問 8回
成果	コロナ禍のため例年とは異なる形での計画訪問となったが、各園・学校の実態や課題に応じ、具体的で実践可能な助言をすることで教育水準の向上に努めた。また、各学校が抱える課題を解決するための要請訪問に加え、主として若手教員の指導力向上に資する「フレッシュ訪問」を実施した。 また、計画訪問日に合わせ、教育委員訪問(各年半数の園・学校に対して訪問)を行った。教育委員には、授業参観後に学校長との懇談を設定することで、直接学校の方針や実態についてご理解いただく機会となった。 コロナ禍のため、例年実施していた市内小中義務教育学校、幼児教育施設、公私立高校への相互授業参観の呼びかけは中止とした。
課題及び 今後の 取組の 方向性	コロナ禍であるという制約を踏まえつつ、積極的に各園、学校の教育水準の向上のための訪問指導の在り方について検討していく。 3年次までの若手教員については、フレッシュ訪問等を活用して今後も指導力の向上につなげたい。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(3) 教育内容の充実
事 業 名	キ 研究推進校(都和中学校地区小中一貫校 土浦第二中学校区小中一貫校)
担当課	指導課
事業目的	本市における学校教育の課題を究明し、本市教育の向上・発展に寄与するとともに、特色ある 園・学校づくりを推進する。
事業内容	【都和中学校地区小中一貫校】 各教科 「自ら学び考え、心豊かにたくましく生きる児童・生徒の育成」 ー小中一貫教育を核とし課題を明確にした系統的な取組を通して一  【土浦第二中学校区小中一貫校】 各教科 「自らの学びに向かい、確かな学力を身につける児童生徒の育成」 ー振り返りの充実を図り、『わかった』『できた』が見える・見取れる指導を通して一
令和2年度活動実績	【都和中学校区小中一貫校(研究推進校2年次)】 9月7日 国語科(UDを用いた物語文)「ニャーゴ」の学習を通して(都和小) 「協議テーマ」 ・児童の考えや話合いが活発になる焦点化の在り方 ・コロナ禍でも児童が相手に自分の思いを伝え合える共有化の在り方 研究推進校研究発表会はコロナ禍のため各部会ごとの取組をパワーポイント等で発表した。実践発表や授業の様子等をプレゼンテーションにまとめて配信し、市内各校で視聴する形とした。 (配信期間 2/15~2/26) 視聴後はレポート及び感想文の作成と提出を実施した。  【土浦第二中学校区小中一貫校(研究推進校1年次)】 「自らの学びに向かい、確かな学力を身につける児童生徒の育成」 一振り返りの充実を図り、『わかった』『できた』が見える・見取れる指導を通してー小中連携による「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「キャリア教育」各部会での積極的な研修を図り、職員間、児童生徒間等の交流を促進するための取組について検討を重ねた。
成果	【都和中学校区小中一貫校】 わかりやすい授業づくりにより、児童生徒が本気になって学習に取り組めることができるようになった。道徳では「よつわスタイル」を活用した授業を展開し、小学校と中学校の連携を図ることができた。「都和の10の約束」は、当初保護者の認識が薄かったが、周知活動を徹底して継続したことにより、意識も高まり、生活習慣の改善につながった。 【土浦第二中学校区小中一貫校】 コロナ禍にあり、小中一貫校としての積極的な相互交流や実践事例を積み上げることが難しい状況であったが、小、中学校ごとに発達段階に応じた「学びの保障」について研修を重ね、実践の蓄積ができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	コロナ禍に対応した研究実践の在り方について,研究の方法や内容,発表会の持ち方も含め検討 する。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(4) 豊かな心を育む教育の推進
事業名	ア 道徳教育を核とした心の教育(「考え、議論する道徳」への転換)
担当課	指導課
事業目的	道徳科の時間を要とした学校の教育活動全体を通して行う道徳教育の充実
事業内容	・幼稚園における心の教育の充実 ・各学校における道徳教育の充実 ・家庭や地域社会との連携の強化による道徳教育の推進
令和 2 年度 活動実績	計画訪問において、「特別の教科道徳」の授業を必ず公開にし、授業参観を行った。 道徳教育アドバイザーを小・中・義務教育学校に派遣し、全ての学級の「特別の教科道徳」 の授業において、1学級につき2時間(授業参観1時間、反省・指導1時間)教員の授業改善の ための支援を行った。(276学級、延べ543時間)
成果	道徳教育アドバイザーを学校に派遣し、多様な指導方法の導入や創意工夫を生かした授業づくりなどの指導を通して、「考え、議論する道徳」に向けた、教員の指導力の向上を図ることができた。  小・中・義務教育学校における道徳教育を充実させることで、児童・生徒の道徳的判断力・道徳的心情・道徳的実践意欲と態度を育てることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	道徳教育アドバイザーを学校に派遣し、教員に対して多様な創意工夫を生かした授業作りに ついての指導・支援をすることで、道徳教育のさらなる充実を図る。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(4) 豊かな心を育む教育の推進
事業名	イ いじめ防止対策の強化 (未然防止・早期発見・早期対応のための取組,土浦市いじめ防止基本方針・学校いじめ 防止基本方針の運用,土浦市いじめ問題対策連絡協議会)
担当課	指導課
事業目的	いじめ防止対策推進法に基づき、児童生徒の心身の健全な育成を図るとともに、その生命または身体をいじめから守り、さらには児童生徒の尊厳を保持する目的とし、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。
事業内容	土浦市いじめ防止基本方針の運用,各学校ごとのいじめ防止基本方針の運用 ・土浦市いじめ問題対策連絡協議会の開催 ・土浦市いじめ問題対策委員会の設置 ・未然防止,早期発見,早期対応のための取組
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>・土浦市いじめ問題対策連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症防止のため書面での開催とした。</li> <li>・学校ホームページに、いじめ未然防止についてのコーナーを設置した。</li> <li>・学校いじめ防止基本方針を改訂し、各学校が保護者、地域に公表した。</li> <li>・いじめ未然防止フォーラムを各学校で開催し、いじめ防止のスローガンを作るなど各学校で工夫した取り組みを行っている。また、県の事業である、スクールロイヤーをゲストティーチャーとして学校へ招いてのいじめ防止教室を行った中学校があった。</li> <li>・各学校は、いじめ問題行動等に関する報告書を毎月教育委員会に報告した。</li> </ul>
成果	<ul> <li>・いじめ認知件数は、市内小中学校で約3,000件(昨年度約5,000件)あり、新型コロナウイルス感染症防止のための休校期間などもあり、昨年度より減少した。ほとんどのものは早期解消している。</li> <li>・毎月の報告を確認し、解消が長期化しそうな案件に関しては、助言指導を行い学校とともに解消に向け取り組んだ(いじめの認知は、児童生徒・保護者からの訴え、定期的なアンケート、教職員の見取りなどで認知している)。</li> <li>・県の事業である、スクールロイヤーをゲストティーチャーとして招いたいじめ防止教室は、法律の観点からの話などをしていただき、生徒たちにとっていじめについて深く考えるよい機会となった。</li> </ul>
課題及び 今後の 取組の 方向性	いじめ問題が長期化しないよう, 「早期発見・早期対応・組織での対応」を掲げ, 日常的な児童 生徒理解や, 複数の教員による組織的な対応について, 学校訪問や校長会, 生徒指導関係の研修会 等の際に指導助言していく必要がある。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(4) 豊かな心を育む教育の推進
事業名	ウ 9年間を見通した系統的で計画的な生活指導・生徒指導の検討
担当課	指導課
事業目的	小中一貫教育の実施に伴い、9年間の連続性と系統性をもった生活指導・生徒指導に基づき、豊かな人間力の育成を図る。
事業内容	小中学校間で生活のルールを統一したり、双方の発達段階を考慮して段階的な指導を行う。
令和 2 年度 活動実績	各中学校区で以下のものを共通理解のもと指導・助言している。 ①基本的な生活習慣の確立と運動の日常化 ・時間を守る、物を大切にする、服装を整えるなどの学校生活を営む上で必要なきまり に関する生活習慣 ・挨拶や礼儀、他者との関わりや自らの役割を果たすなどの集団生活に関わる生活習慣 ・授業規律や態度、忘れ物をしないなどの授業における生活習慣 ②食育の推進、体力の向上、安全に関する指導、心身の健康保持増進に関する指導 ③学校・家庭との連携(早寝・早起き・朝ごはん) ④道徳教育を柱とした集団生活の向上 ⑤特別活動を柱とした集団生活の向上 ⑥生徒指導を柱とした生活習慣の指導
成果	小中学校間での生活ルール等を統一したり、生徒指導の共通理解を図ったことで、小中の円滑な接続につながった。児童生徒にとっても、目標や約束事を小中で同じにすることで戸惑いなどがなく、中一ギャップ防止にもつながっている。反社会的な問題行動も、少なくなってきている。新型コロナウイルス感染症防止のため、今までになかったルールや約束事が増えたが、児童生徒もしっかりと理解し、落ち着いた学校生活を送ることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	今後も小中学校の連携を強化し、9年間で、どのような力を養うかなどの共通理解を図り、共通実践ができるよう指導助言をしていく。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(4) 豊かな心を育む教育の推進
事 業 名	エ 土浦市生徒指導推進協議会の開催
担当課	指導課
事業目的	家庭や地域に対して、幼稚園、小・中・義務教育学校の教育活動に関する情報を提供するとともに、保護者や地域住民の声や力を学校教育に生かすなど、学校・家庭・地域が連携しながら、幼児、児童、生徒の健全育成に努める。
事業内容	本市に在住及び通学する児童・生徒の健全育成を図るため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校がより一層連携を深めながら、家庭、関係機関、団体の協力を得て、生徒指導の充実強化を図る。
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>・新型コロナウイルス感染症防止のため、総会は書面での開催とした。</li> <li>・各中学区ごとの推進協議会も新型コロナウイルス感染症防止のため書面での開催とし、</li> <li>各地区の児童生徒の現状や各地域の危険箇所や課題などの情報の共有化を図った。</li> </ul>
成果	各中学校ごとに、家庭や地域の方と情報を共有化することで、連携して子どもを見守り支援していく体制づくりを確保することができ、反社会的な行為をする児童生徒が年々減ってきている。
課題及び 今後の 取組の 方向性	虐待の事案が増えてきているため、家庭や地域と連携して虐待防止のための対策等も今後考慮していく。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(4) 豊かな心を育む教育の推進
事業名	オ 教育相談の充実(教育相談室管理事業、スクールカウンセラー・心の教室相談員 配置事業、スクールライフサポーター配置事業、学校生活支援員配置事業)
担当課	指導課
事業目的	いじめや不登校などの課題を持つ、児童生徒及び保護者の悩みや不安等を緩和するために、各学校にスクールカウンセラー、心の教室相談員等を配置し、教育相談対応を行う。
事業内容	①教育相談室管理事業 ・学校並びに関係諸機関と連携を図りながら適応指導を行い、学力、社会性、協調性、忍耐力等を習得させ、自立心を育み、学校生活への復帰を目指す。 ・学校に登校できない児童生徒に対し、魅力ある活動を展開することで、友達や社会と関われるようにする。 ・学校生活、集団生活に適応することが難しい児童生徒に対し、学校の代替機関として居場所を確保する。 ・児童生徒の将来における社会的自立を支援する。 ②スクールカウンセラー ※文科省、県教委事業中学校、義務教育学校を拠点校とし、すべての小学校を対象校として、7人のスクールカウンセラーを配置。(1人につき年間216時間配置) ③心の教室相談員 ※市単独事業全中学校・義務教育学校後期課程に、7人の相談員を配置。(各学校年間420時間配置) ④スクールライフサポーター ※県教委事業市内小学校1校に1人のサポーターを配置。(年間312時間配置) ⑤学校生活支援員 ※市単独事業市内中学校に、3人の学校生活支援員を配置。(1人につき年間106時間配置)
令和2年度 活動実績	①教育相談室 教育問題一般に対する電話による相談活動と、不登校児童生徒に対する適応指導を中心に活動している。適応指導教室「ポブラひろば」においては、土浦市在住の児童生徒(5年生以上)で、主として心理的要因によって学校生活に不適応をおこし、不登校になっている児童生徒を対象として、学校生活への復帰、居場所の確保、社会的自立の支援を目標とした。来室相談児童生徒数 30名 うち通室児童生徒数 22名 学校復帰数 12名 進学数 7名 相談件数 延べ 1,052名 ②計画通り実施(7名のカウンセラーが、それぞれ216時間)。相談件数は1,103件であった。 ③計画通り実施(各中学校、義務教育学校に420時間)。相談件数は2,183件であった。 ④都和小学校と都和南小学校へ週1日ずつ配置し、不登校児童や不登校傾向のある児童に対して、家庭訪問を行ったり、計画的に相談や学習支援を行ったりした。
成果	コロナ禍による不安から登校を渋ったり、長期の休校により不安定になり相談するケースが見られたが、個に応じて、それぞれの立場で多角的に対応をしていただいたことで、いじめ問題や不登校などの未然防止や早期対応につなげることができた。特に、不登校児童生徒の支援体制の一つとして大きな力となった。教育相談室においても、各学校との連携を強化し、保護者の理解・協力を得ながら支援を継続することで、12名の児童生徒が学校復帰、7名が進学することができた。また、電話相談において、学校との連携が可能なケースについては、学校への情報提供や助言を通して、相談内容の改善につなげることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	集団への不適応の問題を抱える児童生徒の不登校状態解消には時間がかかるため、中学卒業後の 進路選択までを視野に入れたかかわりを続けていきたい。そのため、今後も、計画的に人員を配置 することで、いじめ問題や不登校などの未然防止や早期対応をしていく。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(4) 豊かな心を育む教育の推進
事 業 名	カ 読書活動の推進 (土浦市全校読書賞:年間10冊以上全児童生徒100%を目指す) (県教育長読書賞等:年間小学生50冊以上,中学生30冊以上)
担当課	指導課
事業目的	読書活動の推進を通して、国語力の向上と心の教育の充実を図る。
事業内容	一人10冊読破することを全児童生徒が達成する。
令和 2 年度 活動実績	司書教諭を中心に読書活動を奨励することにより、学校図書館の活性化に努めた。 ・学校図書館司書との連携、季節や行事に合わせた本のレイアウト、特設コーナーの設置、 ・おすすめの本の紹介、図書委員会活動のサポート(しおりコンテスト、読書スタンプラリー、本の帯作成など) 各教科を通じた学校図書館の利用を進めることで、読書活動の推進を進めた。
成果	学校図書館や市立図書館を活用しながら、一人10冊読破することを全児童生徒が取り組んだ結果、以下のようになった。 【一人10冊読破率】 1年生 99.7% 7年生 71.3% 2年生 99.3% 8年生 62.3% 3年生 97.8% 9年生 56.0% 4年生 98.1% 5年生 93.4% 6年生 95.1%
課題及び 今後の 取組の 方向性	読み聞かせ、ビブリオバトルの実施については、新型コロナ感染症感染予防のため当面の間見合わせる。 読書量を増やすだけでなく図書館の資料を活用した授業展開の工夫をし、市立図書館との 連携を推進することで、質的充実を図るように努めていく。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(4) 豊かな心を育む教育の推進
事 業 名	キ 観劇・音楽鑑賞一部補助事業
担当課	指導課
事業目的	心豊かな児童生徒の育成、豊かな感性を育む情操教育の充実を目指し、観劇・音楽鑑賞教室を実施する。
事業内容	各学校において、観劇・音楽鑑賞教室を実施する。 ・実施にあたり、経費の一部を市が補助する。 ・児童生徒一人当たり、500円を保護者が負担する。(準要保護家庭は除く) ・演目については、学校が独自に決定する。
令和 2 年度 活動実績	新型コロナウイルス感染症防止のため、ほとんどの学校が、観劇・音楽鑑賞教室を実施しなかった。実施した学校は、小学校の2校のみであった。
成果	実施した学校の児童は、普段なかなか触れる機会が少ない演劇や音楽を間近で見たり、触れたりすることで、情操を豊かにすることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	新型コロナウイルス感染症防止のため、密を避けるために、講演を2~3回に分けるなどの工夫を しながら実施できるよう助言していく。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の実現
重点施策	(4) 豊かな心を育む教育の推進
事業名	ク 人権教育の推進のための職員研修の充実
担当課	指導課
事業目的	人権感覚を身に付け、人権意識を育む人権教育の推進体制を整備し、互いの人権を尊重し合い明 るい社会を築いていこうとする幼児児童生徒の育成を図る。
事業内容	人権教育の推進を図るための職員研修を充実させる。
令和 2 年度 活動実績	児童生徒が人権意識を正しく理解するために、各学校で発達段階に応じた学級指導や全校集会、 生徒会活動等を実施している。今年度は特に、コロナ禍におけるいじめや差別のない学校生活を送 るための意識付けを図る学級活動や集会等を実施した。
成果	上記の活動を実践することで、児童生徒がお互いの人権意識を尊重して、協力的で明るい社会を 築いていこうとする意識を高めることができた。9年生社会科の人権に関する授業や小中学校での道 徳科、学級活動の話合い活動で人権(いじめ防止やコロナ差別等)について取り上げる授業を学校 訪問等で確認することができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	学校の教育活動全体を通して、人権教育を推進しているが、今後もコロナ禍における差別や偏 見、いじめ問題等の解消に向けた人権教育を推進する必要がある。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(5) 健康・体力の増進
事 業 名	ア 体力アップ推進プランの策定と実践
担当課	指導課
事業目的	学校教育活動における体育・スポーツ活動の充実を図り、児童生徒の運動意欲を高め、競い合う楽しさや達成感を感じることにより、困難に立ち向かう「たくましい心と体」の育成を図る。
事業内容	①各学校の体力の現状と課題に応じた「体力アップ推進プラン」を策定し、「体力向上1校1 プラン」に取り組む。 ②「投力アップチャレンジプラン」の実践により、投げる能力の向上を図る。
令和 2 年度 活動実績	コロナ禍により例年実施している体力テストが中止となったため、各学校においては、前年度までの体力テストの数値や学校生活の中から感じられる体力の現状と課題を把握した上で「体力アップ推進プラン」を作成し、RPDCAサイクルで体力向上に向けた取り組みを実践した。特に、小学校・義務教育学校前期課程においては、県全体の課題である投力アップに向けたプランを策定し、コロナ禍でもできる実践を工夫し、体力・運動能力の向上に努めた。
成果	各校の課題を把握した上で、小学校では県全体の課題となっている投力アップについて、中学校では各学校の実態に合わせて、より具体的なプランを作成することで、手立てを工夫した実践を行うことができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	児童生徒の体力の向上とともに、児童生徒が運動意欲を高め、達成感や運動の楽しさを味わうことができるよう、「体力アップ推進プラン」の実践とともに、日常的な運動の機会の確保や質の向上を図るよう学校に助言・指導していく。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(5) 健康・体力の増進
事 業 名	イ 「部活動の運営方針」に基づく部活動のルール化と充実
担当課	指導課
事業目的	学校教育活動における体育・スポーツ活動の充実を図り、児童生徒の運動意欲を高め、競い合う楽しさや達成感を感じることにより、困難に立ち向かう「たくましい心と体」の育成を図る。
事業内容	学校教育の一環として、教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理のもと、合理的かつ効率的、効果的な運営に努める。
令和 2 年度 活動実績	土浦市部活動の運営方針を令和元年8月に改訂し、各学校に文書で周知するとともに、教育委員会ホームページにも掲載している。各学校ではそれを受けて、学校ごとの部活動の運営方針を改訂し、学校だよりや学校ホームページ、保護者会等を通じて、保護者や地域に周知している。各中学校・義務教育学校後期課程とも多くの生徒が運動部または文化部に所属しており、体力や技術の向上を図るとともに礼儀やマナーを学び、強い精神力を身に付ける場となっている。コロナ禍での活動の留意点や、けが及び熱中症等の学校事故の未然防止については、文書により学校に指導した。
成果	部活動運営方針の年度ごとの改訂とそのフォローアップ調査を通して、各校の部活動運営の状況を確認することにより、各校の部活動の充実を図ることができた。コロナ禍で大会や活動に制限がかかったが、できる範囲での活動を工夫することで、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、お互いに協力し合って友情を深める等の好ましい人間関係を構築することができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	「部活動の適正数の目安等についての指針」について学校へ周知するとともに, 教員の働き方改革の観点からも改善を図る必要がある。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(5) 健康・体力の増進
事業名	ウ 東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機とした教育の推進
担当課	指導課
事業目的	学校教育活動における体育・スポーツ活動の充実を図り、児童生徒の運動意欲を高め、競い合う楽しさや達成感を感じることにより、困難に立ち向かう「たくましい心と体」の育成を図る。
事業内容	オリンピック・パラリンピック教育推進校においてオリンピアンや, パラリンピアンを 招いての講演会や体験授業の実施。
令和 2 年度 活動実績	土浦第五中学校がオリンピック・パラリンピック教育推進校として元オリンピアンを講師に招き、講話や講師による体育授業などを実施した。また、事前事後指導においては、パラリンピック教育教材「I'm possible」も用いて、オリンピック・パラリンピックに対する理解を深める活動を行った。
成果	オリンピック・パラリンピック教育を通して、スポーツの意義や価値を理解し、オリンピック・パラリンピックに対する理解、関心の向上とこれからの社会に求められる資質・能力等が育成された。
課題及び 今後の 取組の 方向性	オリンピック・パラリンピック教育のさらなる充実と、体育・スポーツ活動の充実を図り、児童 生徒の運動意欲を高めていく必要がある。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(5) 健康・体力の増進
事 業 名	エ 幼児児童生徒及び教職員の健康診断の実施
担当課	学務課
事業目的	学校保健安全法の規定に基づき、幼児児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図るため、健康診 断を実施する。
事業内容	学校保健安全法施行規則の規定により、学校は幼児児童生徒の健康診断を毎学年6月30日までに実施しなければならない。また、学校の設置者は、教職員の健康診断を設置者が定める適切な時期までに実施しなければならない。各健診がもれなく実施されるよう、学校や医師会等と連携し、健診実施後は診断結果に基づき、疾病の予防処置、治療の指示等、適切な措置をとる。
令和 2 年度 活動実績	教育委員会・学校・医師会の連携により、幼児児童生徒及び教職員の健康診断を実施し、診断結果に基づき医療機関受診を勧奨した。新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じて健診時期を随時変更し、健診時に学校医・学校歯科医が使用する使い捨て手袋・消毒用アルコールなどを各学校に配布するなど感染症予防対策に努めた。また、再検査・精密検査の受診期間を年度末まで延長することで例年と同程度の受診期間を確保できるよう配慮した。 〈児童生徒〉 ①尿検査(幼児を含む)、②結核健診、③心臓検診、④脊柱側弯症検診 ⑤健康診断(内科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科) 〈教職員〉 ①結核健診、②定期健康診断、③胃検診
成果	幼児児童生徒の健全な発育・発達と、教職員の健康の保持増進に寄与できた。 特に、保健所への報告義務のある教職員の結核健診は、令和元年度と同様、100%の受診率(妊娠 等を除く)であった。
課題及び 今後の 取組の 方向性	幼児児童生徒の健全な発育・発達と、教職員の健康の保持増進のため、今後も継続して実施する。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(5) 健康・体力の増進
事業名	オー感染症予防対策の実施
担当課	学務課
事業目的	学校保健安全法の規定に基づき、学校における感染症の集団感染予防及び感染症発生時の感染拡 大防止に努める。
事業内容	感染症流行状況の把握や感染症予防物品の配備,学校への注意喚起による予防活動を通して,新型コロナウイルスやインフルエンザ,食中毒等における集団感染予防に努める。 また,感染症発生時には,学校への助言等の対応や保健所との連携により,感染拡大防止に努める。
令和 2 年度 活動実績	・感染症流行状況の把握及び学校への注意喚起による集団感染予防・感染症発生時の学校への助言・保健所との連携による感染拡大防止  〈新型コロナウイルス感染症発生状況〉 学級閉鎖 : 2件 (クラス) 学年閉鎖 : 2件 (学年) 休園・休校: 6件 (校) ※令和2年4月6日 (月) ~6月5日 (金) まで市立学校はすべて臨時休校  〈インフルエンザ発症状況〉 令和2年度 学級閉鎖 : 0件 (クラス) 学年閉鎖 : 0件 (クラス) 学年閉鎖 : 0件 (グラス) 学年閉鎖 : 0件 (グラス)
成果	新型コロナウイルス感染症については、アルコール消毒液やマスク、サーキュレーター、飛沫防止パーテーション等を配布・設置し、手洗い、換気、3密回避等感染症拡大防止に有効とされるあらゆる手段を講じ、感染症予防対策に努めた。また、学校と密接に連携を取り、児童生徒等のPCR検査の結果情報等を迅速に把握することや保健所との連携等により、集団感染の拡大を防ぐことができた。 インフルエンザについては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、手洗いや手指消毒、マスク着用の徹底により、学級閉鎖等の措置がなくなったと推測される。
課題及び 今後の 取組の 方向性	学校における感染症の集団感染予防及び感染拡大防止のため、特に新型コロナウイルス感染症に 関する国や県の方針・対策を注視しながら、継続して感染症予防対策を実施する。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(5) 健康・体力の増進
事業人	カ 教職員のストレスチェックの実施と活用
担当課	学務課, 教育総務課, 指導課
事業目的	ストレスチェックの実施により、教職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援を通じて、メンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、分析結果の活用により、職場環境の改善を図る。
事業内容	<ul> <li>・ストレスチェックを通じ、高ストレス者の早期発見・セルフケアを行い、職場環境の改善に繋げる。</li> <li>・高ストレス者のうち、医師の面談指導が必要と判断された「面接指導対象者」には、教育委員会産業医から面接指導勧奨通知を本人に送付する。</li> <li>・高ストレス者は、教育委員会産業医との面接を希望することができる。</li> <li>・教育委員会産業医から就業措置等に関する意見があった場合は、参事より各学校長へ伝える。</li> <li>・学校ごとの集団分析結果を学校長にフィードバックする。</li> </ul>
令和 2 年度 活動実績	【衛生委員会(教育総務課)】 新型コロナウイルス感染症拡大対策のため第1回・第2回ともに書面での報告 ・第1回:令和2年5月12日(火) ・第2回:令和3年3月18日(木) 【ストレスチェック(学務課)】 ・実施期間:令和2年7月20日(月)~8月2日(日) ・実施方法:土浦市立小中義務教育学校に勤務する職員(週の労働時間が29時間未満の者,
成果	ストレスチェックの実施による高ストレス者の早期発見・セルフケア及び集団分析結果の活用による働きやすい職場づくりに努めた。 ストレスチェック実施期間に更なる受診勧奨を実施したことと、ストレスチェックの実施が定着してきたことにより、受診率は、対前年比1.6%増の89.5%であった。
課題及び 今後の 取組の 方向性	教職員のメンタルヘルス不調の未然防止及び教職員が働きやすい職場環境づくりを推進するため、今後も継続して実施する。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(5) 健康・体力の増進
事業名	キー健康教育の推進(薬物乱用防止教室)
担当課	指導課
事業目的	健康の保持増進のための実践力の育成を図る学校保健の充実と、自他の生命尊重を基盤とする安全能力の育成を図る学校安全の充実を図る。
事業内容	喫煙、飲酒、薬物乱用等に関して児童生徒や保護者の意識啓発を図る「薬物乱用防止教室」を、 警察署、保護司会関係者、ライオンズクラブ等を講師として招き実施する。
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>・全小中学校で警察署やライオンズクラブの方などを講師とした薬物乱用防止教室を予定していたが、新型コロナウイルス感染症防止のため中止とした。</li> <li>・各学校で、警察署などが作成している動画などを活用し、小学校は高学年児童対象、中学校は全学年対象に薬物乱用防止教育を行い、喫煙、飲酒、薬物乱用等の危険性などの指導をした。</li> </ul>
成果	外部講師の専門的な立場での講話は聞けなかったが、各担任が、学年の発達段階に即した指導を行い、喫煙、飲酒、薬物乱用等の危険性や依存性などについて知ることができ、薬物は絶対に使用しないなどの意識を啓発することができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	新型コロナウイルス感染症防止のための対策を図りながら、外部講師にリモートで講話していただくなどの工夫を図り、取り組んでいく。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(5) 健康・体力の増進
事 業 名	ク 交通安全教育の推進(交通安全教室)
担当課	指導課
事業目的	健康の保持増進のための実践力の育成を図る学校保健の充実と、自他の生命尊重を基盤とする安全能力の育成を図る学校安全の充実を図る。
事業内容	交通事故防止や自転車の安全な乗り方について学ぶ「交通安全教室」を市生活安全課, 土浦警察 署等を講師として招き実施する。
令和 2 年度 活動実績	新型コロナウイルス感染症防止のため、各学校において、土浦警察署員などを講師とした交通安全教室は実施できなかった。各担任は、警察署が作成した交通安全に関する動画などを活用し、交通安全について指導を行った。
成果	警察署が作成した動画は、児童生徒にとって、とてもわかりやすかった。児童生徒は、交通ルールや自転車に乗るときの注意事項などを学び、自分の身は自分で守ることの重要性を身に付けることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	新型コロナウイルス感染症防止のための対策を図りながら、外部講師にリモートで講話していただくなどの工夫を図り、取り組んでいく。また、各学校で交通ルールや自転車の乗り方などについて、何度も繰り返し指導していくよう助言していく。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(5) 健康・体力の増進
事 業 名	ケ 防犯教育の推進(不審者対応、防犯教室)
担当課	指導課
事業目的	健康の保持増進のための実践力の育成を図る学校保健の充実と、自他の生命尊重を基盤とする安全能力の育成を図る学校安全の充実を図る。
事業内容	・不審者対応について「避難訓練」を実施する。 ・SNSの利用に起因する問題行動やトラブル防止を図る「防犯教室」を警察署や専門家を講師と して招き実施する。
令和 2 年度 活動実績	日常の安全確保に努めるとともに、校内に不審者が侵入した場合を想定した防犯教室を各幼稚園・小中学校で開催した。新型コロナウイルス感染症防止のため、各学校において、警察署などから講師を招いた防犯教室は実施できなかった。各担任は、警察署が作成した防犯に関する動画などを活用し、SNSに起因するトラブルなどの指導を行った。
成果	不審者に対しての具体的な対処方法や犯罪に巻き込まれないための方法などを知る機会となり、 児童生徒の防犯意識を高めることができた。 児童生徒のSNSの利用率は高く、ほとんどの児童生徒が利用している現状にある。児童生徒は、 SNSでどんなトラブルが起こるのかなどを理解し、その使用方法について具体的に考えるよい機会となった。
課題及び 今後の 取組の 方向性	SNSの利用を起因としたトラブルが非常に多くなっている。今後も携帯やゲーム機との使い方などを、家庭と連携しながら対応していく必要がある。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(6) 社会の変化に適切に対応できる教育の推進
事業名	ア 第二期土浦市教育情報化計画に基づく実践 (情報モラル教育の充実・メディアリテラシー(※)の育成)
担当課	指導課
事業目的	第二期土浦市教育情報化計画(令和元年度から令和5年度)に基づき,児童生徒がICTを円滑に活用できるように,教員のICT活用指導力の向上を図る。
事業内容	①子どもたちの確かな学力と変動する社会に対応する「生きる力」を育てるために、大型提示 装置や指導者用デジタル教科書等の活用を推進するための研修を実施する。 ②児童生徒のICT機器を活用することができるよう、教員のICT指導力の向上を図るための指針 を示す。 (※)メディアリテラシー…真偽を含め情報を見極めて取捨選択しながら活用し、時に自らが 発信者となる力
令和 2 年度 活動実績	第二期土浦市教育情報化計画(令和元年度から令和5年度)に基づき、各学校でICT機器を活用に関する研修を実施するとともに、情報教育推進委員会において令和3年度以降のGIGAスクール端末を活用した授業構想について検討を図った。また、各学校において日常的にICT機器を活用し、教員のICT活用指導力の向上を図った。 【活動実績】 ①情報教育推進委員会 ・8月28日 第1回情報教育推進委員会(ICT機器の活用及びGIGAスクール構想に関する検討) ・12月10日 第2回情報教育推進委員会(GIGAスクール構想に関する検討) ②ICT機器活用に関する研修 ・3月19日 ICT活用に関する研修
成果	ICT機器の基本的な活用に関する教員の指導については、おおむね良好である。  【教員のICT活用指導力に関する調査】 ①学習活動に必要な、コンピュータなどの基本的な操作機能(文字入力やファイル操作など)を児童生徒が身に付けることができるように指導する。 ②児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。 ③知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習者用ソフトウェアなどを活用して、くり返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。  上記調査項目について、「できる」と回答した割合 ①→30.1% ②→33.3% ③→23.4% 「ややできる」と回答した割合 ①→48.6% ②→51.2% ③→46.0%
課題及び 今後の 取組の 方向性	自分の考えを表・グラフ・図などにまとめる等の応用的な活用に関する指導について、今後研修をしていく必要性がある。 【教員のICT活用指導力に関する調査】 ・児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、 調べたことを表・グラフ・図にまとめることができるように指導すること 上記調査項目について、 「できる」と回答した割合→23.4% 「ややできる」と回答した割合→34.5%

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(6) 社会の変化に適切に対応できる教育の推進
事業名	イ 中学校社会体験事業
担当課	指導課
事業目的	豊かな心と社会性を持ち、主体的・創造的に生きる生徒の育成を図る。
事業内容	各中学校・義務教育学校8年生を対象に行う職場体験費用として、研究委託料を交付する。
令和 2 年度 活動実績	コロナ禍により,本事業の研究委託は中止とした。
成果	職場体験の代替となるキャリア教育を,各学校の実状に応じて実施した。
課題及び 今後の 取組の 方向性	感染予防を徹底した上での職場体験学習の推進とともに、実施不可の場合の代替案の検討と準備 が必要となる。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(6) 社会の変化に適切に対応できる教育の推進
事 業 名	ウ 国際社会で活躍できる人材の育成(「グローカル」の視点)
担当課	指導課
事業目的	グローバルな視点を持ち、その視点を基にローカルな問題について考えることができる資質・能力を育成する。
事業内容	<ul> <li>・土浦市国際交流協会による国際理解教室等を各学校で実施し、外国人との文化交流を通して、グローバルな視点を育成する。</li> <li>・外国語科の学習を通して、自国と諸外国の文化について理解し、グローバルな視点の定着を図る。</li> <li>・総合的な学習の時間では、地域の問題を捉え、その問題を解決するための課題解決的な学習を通して、ローカルな問題について考えることができる資質・能力を育成する。</li> </ul>
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>・市内では3つの小学校で国際理解教室を開催し、外国人との文化交流を行った。新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校、国際理解教室開催による感染拡大の不安もあることから、申込みは少ない状況であった。</li> <li>・小学校の外国語活動、外国語科、中学校での外国語科の授業において、他国の文化に関する学習を行った。</li> <li>・総合的な学習の時間では、自分が住んでいる地域に関する学習を行った。</li> </ul>
成果	小学校では、外国語に関する授業が増えており、他国の文化に関する学習場面が増えている。また、総合的な学習の時間で国際理解に関することと地域に関することを学習することで、グローバルとローカルについての基本的な知識が身に付いてきていると思われる。
課題及び 今後の 取組の 方向性	国際理解教室、外国語の授業、総合的な学習の時間の連携を図った効果的な指導方法の実践が課 題である。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(6) 社会の変化に適切に対応できる教育の推進
事 業 名	エ 環境教育推進事業
担当課	指導課
事業目的	環境を大切にする心や、環境を保全し、よりよい環境を創造していこうとする意識と実践的な態度を育成する。
事業内容	環境教育推進事業により、事業費として1校あたり20,000円を配布し、環境教育の推進をサポートする。
令和 2 年度 活動実績	市立幼稚園及び市内全小・中・義務教育学校に事業費を配付し、環境教育推進のための各種取り組みを実施した。 【各園・各校の取り組み】 緑のカーテン、実験道具の購入(水質検査用パックテストなど)、環境保全課出前講座 幼児児童生徒対象に、環境を大切にする心や、環境を保全し、よりよい環境を創造していこうとする意識と実践的な態度の育成を目指した。エネルギーの大切さ、環境の大切さを体感しながら学ぶことをねらいとした。児童生徒が主体的に環境保全に取り組む意識が高まるよう、環境保全課による講座や廃ガラスアートづくり等の発達段階に応じた取り組みを行った。
成果	各学校が事業費を活用し、工夫した環境教育を進めることにより、環境に対する感受性や見方・考え方を育むとともに、環境に働きかける実践的な態度を育成することができた。 事後アンケートでは、全ての園及び学校で、幼児児童生徒及び教職員の環境保全に対する意識が高まったと回答があった。
課題及び 今後の 取組の 方向性	身近な自然や地域の環境を活用した教材の工夫や、自然体験活動の積極的な推進が必要となる。 外部人材や県や市の関連事業の活用など幅広い視点での指導計画の見直しを図っていく。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(7) 特別支援教育の推進
事業名	ア 特別支援教育推進事業(特別支援連携協議会、教員研修、巡回相談、 学生支援員派遣、「相談支援ファイルつちうら」の活用)
担当課	指導課
事業目的	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるよう、一人ひとりの「生きる力」を培う教育の充実を図る。
事業内容	・一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実 ・全教職員の取組による特別支援教育の推進
令和 2 年度 活動実績	①「特別支援連携協議会」の設置と開催 ・1月~2月に書面での開催 ・メンバー13名(学識経験者、県立高校教員、特別支援学校教員、保育所職員、幼稚園・学校の教員、保護者代表、児童相談所職員、学務課、指導課)から意見を集約 ②乳幼児期から成人までの一貫した支援のために保護者と関係者を繋ぐ「相談支援ファイル」の活用 ③専門家が各学校を訪問して指導等に関するアドバイスを行う「巡回相談員派遣」・メンバー5人(特別支援学校教員、早期療育相談員、退職教員)・1年生・7年生全クラス・特別支援学級の授業参観、新任の特別支援学級担任の授業参観・放課後に研究協議を実施・71回 延べ139人巡回相談員の活動 ④学生支援員派遣 第波大学3名、茨城大学の学生1名、川村学園女子大学1名 大正大学1名、大妻女子大学1名
成果	教職員を対象にした巡回相談を小中学校全校に年間2回以上実施し、通常学級担任を含む 教員研修を充実させ、支援の手立てを広げることができた。 7校の小学校に学生支援員を派遣することで、教育的支援を必要とする児童に対して 支援の充実を図ることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	特別支援教育連携協議会において、幼児期からの一貫した支援を行うための巡回相談の実施方法について検討する必要がある。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実								
重点施策	(7) 特別支援教育の推進								
事業名	イ 教育支	(援委員会)	の開催						
担当課	学務課•指導	 <b>算</b> 課							
事業目的	特別な教育的								ばし, 自立
事業内容	特別な教育的な教育の な事項6回、委 ・関係師教育 ・学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	て、次の者で 員会を開催 関係の職員 徳設の職員	横成する	教育支援委	員会で調	査審議を行		及びこれり	に係る必要
	令和2年度審	議件数							単位 : 人
	年 度	未就学児	措置 児童	変 更 生徒	計	児童	継 続 生徒	<u></u> 計	合 計
	第1回	18	20	<u> </u>	38		<u> </u>	14	52
令和2年度	第2回	25	25	0	50	89	10	99	149
万和 2 年度	第3回	12	49	1	62	112	6	118	180
71237437	第4回	0	28	0	28	87	16	103	131
	第5回	6	43	4	53	89	60	149	202
	第6回	10	29	8	47	24	38	62	109
	計	71	194	13	278	415	130	545	823
成果	特別な教育的	内支援を必要	とする幼	児児童生徒	の適正な類	就学支援等	が図られて	いる。	
課題及び 今後の 取組の 方向性	・特別な教育に 時間が短短増加 が一学時 就学を ・子と ・子と ・子が正確なし	はっている。 加しているた 彡断結果を活 −人ひとりの	また、幼生め、福祉5月した対	児において 部門やこど 象幼児の早 な学びの場	は、保護されている。お子育では、現地握が、	者の同意が 部門などの 今後も重要 るために,	得られず, 関係機関と となる。 実態を十分	審議に至の連携強化を表現である。	らない 化や,

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(7) 特別支援教育の推進
事業名	ウ 特別支援教育支援員配置事業
担当課	学務課
事業目的	障害のある園児、児童又は生徒が在籍する市立の幼稚園、小学校又は中学校において、学校の円滑な運営を図るため、当該児童等を指導する教員を補助する職員として特別支援教育支援員を配置する。
事業内容	特別支援教育支援員は担当教員の指示の下,①児童等の生活支援及び介助に関すること,②児童等の安全確保に関することに従事する。
令和 2 年度 活動実績	各学校において、配慮が必要な園児、児童又は生徒の生活支援及び介助、児童等の安全確保に関して従事した。 職務の従事に当たる支援員の資質向上を図るため、毎年4月、研修会を実施しているが、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により開催中止とした。代替措置として、支援員として求められる役割や、支援業務に当たっての心構えについて、改めて確認してもらうため、県作成「特別支援教育支援員のためのサポートマニュアル」の配布を行った。 (R2年度末:支援員配置数:70人) 「特別支援教育支援員のためのサポートマニュアル」概要・役割:特に担任等の目や手が届きにくい部分を支援しながら児童生徒への支援を充実させていく。 ・心構え:児童生徒の様子を見守る中で、サポートが必要と見取ったとき、さりげなく手を差しのべられるような対応が大切。教員と同様の責任がある。 ・その他:「主な障害の特性の理解と対応」「発達の段階を踏まえた配慮」など
成果	配慮が必要な園児, 児童又は生徒の学校における集団生活に当たり, 適切な支援及び介助, 安全確保が図られた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	全国的な少子化に伴い、園児、児童生徒数は減少傾向にあるが、その一方、配慮が必要な園児、児童生徒数の増加傾向が続いている。このため、特別支援教育支援員の必要性や役割の重要性は高まっているが、予算や必要な人員の確保が需要に対応できていない状況にある。また、任用した支援員の資質向上を図るなど、人材育成にも力を入れていく必要がある。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(7) 特別支援教育の推進
事業名	エ インクルーシブ教育システム(※)の理念を踏まえた、相互理解を深めるための交流及び共同学習の推進
担当課	指導課
事業目的	障害のある子どもと障害のない子どもが、交流・共同学習を行うことで経験を広め、社会性を養う 共生社会を実現することを目指す。
事業内容	市内小·中・義務教育学校と特別支援学校との学校間交流 (※)インクルーシブ教育システム…共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、 多様性を尊重する心や豊かな人間性を育てること。
令和 2 年度 活動実績	障害の有無にかかわらず子ども同士の相互理解を深め、「心のバリアフリー」を促すための交流学習に取り組んだ。感染症の感染対策のため、間接的交流とした。  真鍋小学校 絵画・書写等の作品交換 児童からの手紙の送付 土浦第二小学校 オンラインでの学習発表 (自己紹介・学区の避難場所等防災に関する調べ学習の発表・感想) 土浦第一中学校 絵画・書写等の作品交換
成果	学校間交流を通して、共に生きる幸せな社会の理解を深めることができた。 学校間交流は、児童生徒にとって障害がある者ない者の相互理解を深めるための有意義な 時間となるため、今後も継続して推進していく。
課題及び 今後の 取組の 方向性	交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒にとって有意義であるばかりでなく、 障害のない幼児児童生徒や地域の人たちが、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する 正しい理解と認識を深める絶好の機会にもなることから、今後も充実を図っていく必要が ある。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(8) 学校給食の充実
事業名	ア 地場産物の活用促進
担当課	学校給食センター
事業目的	子どもたちに地域の産業や文化に興味を持たせ、農家の方々に対する感謝の気持ちを抱かせる。
事業内容	学校給食に地場産物として県産(市産を含む)を積極的に使用する。 地場産物の種類や使用日について、「予定献立表」や「給食メッセージ」を通し、児童生徒や保 護者に周知する。 地場産物を活用した給食献立の実施や、地場産物をテーマにした給食だよりの配布を行う。
令和 2 年度 活動実績	・地場産物使用割合 35% (品目数ベース) 主な地場産物 主食:ごはん(市産米100%使用), めん(県産小麦100%使用) 牛乳:県産乳100%使用 副食:豚肉,鶏肉,れんこん,大根,人参,里芋,ごぼう,キャベツ,小松菜,長ネギ じゃがいも,きゅうり,三つ葉など(ただし、使用時季により産地は異なる。) 県産水産物学校給食提供緊急対策事業:鯉,しらす等 県産和牛等学校給食提供緊急対策事業:常陸牛,奥久慈しゃも ・予定献立表の配布(年11回) ・「給食メッセージ」の配布(年11回) ・ツェッペリンカレーの提供(年3回) ・スタディメニュー「茨城県の農産物(4年社会科)」の実施(年1回) ・給食だより「地場産物について」の配布(年1回)
成果	給食での県産(市産含む)食材の使用割合は、前年度から1ポイント増の35%となり、昨年に引き続き「第3次健康つちうら21」による「学校給食における地場産物を使用する割合」の目標値33%を達成した。 スタディーメニューやツェッペリンカレーの提供、給食だよりや給食メッセージの配布など、地場産物を効果的に活用することで、地域産業への興味を深め、生産者への感謝の気持ちを育むことにつながっている。
課題及び 今後の 取組の 方向性	地場産物の使用品目や時期及び量を見定めることで、使用割合を増やしていくことが課題である。給食に地場産物を使用し、食に関する「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者や食に関する感謝の気持ちを育む上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であるため、今後も引き続き地場産物の活用を推進していく。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(8) 学校給食の充実
事業名	イ 食育に関する指導の充実(巡回指導、給食だより、給食メッセージ)
担当課	学校給食センター
事業目的	栄養教諭等による食育授業,給食時訪問や,給食メッセージや給食だより等の配布を通し,児童・生徒や家庭への食育の推進を図る。
事業内容	栄養教諭を中心に年間計画を立て、市内の各学校を訪問し食育指導を行っている。 児童生徒の食べ物に対する知識・理解を深めるため、「給食メッセージ」を作成し各学校に配布 している。保護者に対しては、給食だより等を通し、食や食育に関する情報提供を行っている。 特別活動・教科等で担任教諭とともに栄養教諭等がTT(ティーム・ティーチング)による食育の 指導に当たっている。
令和 2 年度 活動実績	①栄養教諭を中心に市内の学校を訪問し、授業や特別活動の中で食育指導を行った。 ・食育授業の実施 全学校23校 317クラス中226クラスで実施(実施率:71.3%)特に「第3次健康つちうら21」における目標である「毎日朝食を食べる子どもの割合100%」に向け、1・3・5・7年生に対しては、朝ごはんをテーマに食育授業を実施した。 ②給食の食材や料理、食事のマナー等について「給食メッセージ」を作成し、配布した。・全給食提供日についてメッセージを作成(月1回配布) ③家庭へ「給食だより」を配布し、食育の推進を図った。・給食だより 年12回 ④国語・理科・社会・家庭科・道徳等の教科と関連した献立「スタディーメニュー」を実施した。・スタディメニュー 年12回
成果	栄養教諭による食育授業については、コロナウイルス感染症対策の観点から、学校の状況を確認して実施した。実施率(実施クラスの割合)は前年度から20ポイント減となったが、全校・全学年を対象に行うことができた。 食育授業では、授業で学んだことや振り返り等を通し、家庭での食事について考えたり、自らが日々の食生活を振り返る機会となった。また、朝食摂取率では、休校中の6月(75.3%)から、11月(91.8%)と、16.5ポイントの増加となった(栄養教諭所属校にて調査)。 これは、学校生活や食の指導が再開したことによる成果と思われる。 各教科と関連した献立(スタディーメニュー)の実施や給食メッセージ等を通し、児童生徒の食への興味・関心を高めることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	家庭においても食育に関する理解が進むよう、食育指導を通じて学んだことについて、保護者等との共有を促進していくことが課題である。今後も、食事の重要性や食品を選択する能力等のの指導目標を掲げ、児童生徒や家庭への食育の推進に努めていきたい。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(8) 学校給食の充実
事業名	ウ 食物アレルギーを持つ児童生徒への対応
担当課	学校給食センター
事業目的	食物アレルギー対応マニュアルに基づき、全ての教職員を始め、関係機関が相互に連携し、組織的に食物アレルギー対策に取り組み、児童生徒へ適切な対応の徹底を図る。
事業内容	食物アレルギーのある児童生徒に対して、マニュアルに基づく食物アレルギー対応委員会の設置や、保護者との面談等を通し、個々の状況に合わせた適切な給食対応を行う。 給食におけるアレルギー対応としては、レベル1(詳細な献立表による対応)、レベル2(完全弁当対応・一部弁当対応)、レベル3(除去食対応)を実施する。
令和 2 年度 活動実績	・食物アレルギー対応対象者:123人 対応状況:資料対応(献立内容一覧表:75人,原料配合表:68人) 総食停止(全部停止:13人,牛乳停止48人,その他14人) 上記123名中の13名は令和3年1月から除去食対応へ変更。     ・献立内容一覧表,原料配合表の各校への配布(年11回) 幼稚園2園,小学校15校,中学校7校,義務教育学校1校     ・「土浦市学校給食アレルギー対応マニュアル」に基づいた給食対応マニュアルに基づく運用開始(令和2年9月)アレルギー対応給食(除去食)提供開始(令和3年1月)
成果	「土浦市立学校食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、アレルギーのある児童生徒にも学校給食(乳卵同時除去食)の提供を開始した。 保護者・学校・学校給食センターが組織的に食物アレルギー対策に取り組み、児童生徒への適切な対応の徹底を図った。 「学校給食におけるアレルギー対応についてのアンケート」結果では、除去食を希望した理由として最も多かった回答が「弁当を持参しなくてもよいため」次いで「安心して給食が食べられるため」であった。アレルギー対応給食の提供により、保護者負担の軽減等につながっていると思われる。
課題及び 今後の 取組の 方向性	アレルギー対応マニュアルの徹底及び確実な運用を図るとともに、今後も児童生徒への適切な対応を図るため、関係機関が相互に連携し組織的に食物アレルギー対策に取り組んでいく。また、食物アレルギーを持つ児童生徒の保護者を対象に実施したアンケート結果等を基に、今後のマニュアルの推進について、関係者間での協議の場を持ちたい。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(8) 学校給食の充実
事業名	エ 学校給食食材の安全性の確保(放射線測定システム等による食材検査の継続)
担当課	学校給食センター
事業目的	学校給食の食材の放射性物質検査を実施し、安心・安全な給食の提供に努める。
事業内容	福島原発事故に起因する学校給食の放射性物質検査は、放射性物質測定機器による検査を実施し、給食の安全性を確認している。また、測定結果を市のホームページで公表している。
令和 2 年度 活動実績	給食の放射性物質検査を実施し、安全性を確認した。 【測定日数(給食提供日数に同じ):172日】
成果	食材の放射性物質検査の実施により、安心・安全な学校給食の提供に努めた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	流通している農作物等については、既に安全性が確認されていることから、今後は、学校給食センターにおける放射性物質検査の実施について検討したい。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(8) 学校給食の充実
事 業 名	オ 給食費の未納対策強化
担当課	学校給食センター
事業目的	各学校との連携により、給食費の未納の解消を図る。
事業内容	児童生徒の家庭状況を把握している学校と学校給食センターで情報を共有し、学校の協力を得ながら給食費未納分の回収のための事務を行っている。
令和 2 年度 活動実績	学校給食費は、各学校において教材費などと合わせて保護者から徴収し、学校給食センターに納入している。未納分についても学校の協力を得ながら、回収に努めた。 (現年度分徴収率:99.63%,過年度分徴収率:16.49%)
成果	令和2年度の徴収率は、現年度分が対前年度比0.17ポイント上昇したが、過年度分は0.07ポイント減少した。
課題及び 今後の 取組の 方向性	令和元年7月に文部科学省が策定した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」に沿って、学校給食費の徴収については、令和4年度から学校等を介せず土浦市に直接納入する制度に変更する。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(8) 学校給食の充実
事業名	カ 学校給食センター再整備事業 (建設工事)
担当課	学務課
事業目的	第1学校給食センター(昭和45年竣工)及び第2学校給食センター(昭和50年竣工)の両センターとも施設や設備の老朽化が著しいため、旧新治庁舎跡地に1センター方式として再整備する。
事業内容	平成25年度 再整備基本構想策定,事業手法検討調査 平成28年度 建設用地の決定 基本・実施設計・地質調査(28年度,29年度継続費),土地測量 平成29年度 旧新治庁舎解体工事,記念碑・記念樹木等移設工事 平成30年10月~ 工事着工 令和2年5月 工事竣工 令和2年6月~8月 稼働準備 令和2年9月~ 新学校給食センター供用開始
令和 2 年度 活動実績	○建設工事の工期:平成30年9月20日~令和2年5月29日 建築主体工事:山本・佐々木特定建設工事共同企業体 電気設備工事:栗原・星特定建設工事共同企業体 機械設備工事:テクノ菱和・常陽水道特定建設工事共同企業体 ○建築工事監理業務委託:株式会社綜企画設計茨城支店 委託期間:平成30年9月20日~令和2年6月30日 ○厨房機器物品購入:アイホー共同企業体 納入期間:平成30年9月20日~令和2年5月29日 ○調理リハーサル 調理業務委託業者,厨房機器業者,建設工事業者による調理機器試験運転。実際運用に近い負荷 状況の中,厨房機器,施工箇所の不具合や電力量の過不足をチェック 令和2年8月18日1,000食、8月21日3,000食、8月26日11,300食 調理委託業者:株式会社東洋食品(旧第2学校給食センター調理等業務の受託業者 /令和元年9月~令和元年12月 調理等業務委託プロポーザル) 【事業経過】 令和2年6月 厨房機器等設備,建築主体工事,電気設備工事,建築主体工事完了検査 令和2年8月 完成記念式典実施,調理・配送・配膳リハーサル実施 令和2年9月1日 給食提供開始
成果	当初の計画通りに施設整備を完了し、令和2年9月から滞りなく給食の提供を開始することができた。令和2年度末を以って事業完了。 【施設の概要】 ・敷地面積: 6,883,68㎡ ・構造: 鉄骨造2階建て ・変味面積: 1階3,674.55㎡ 2階1,099.61㎡ 付帯建築126.98㎡ 合計4,901.14㎡ ・調理能力: 4,000食×3献立(最大12,000食/日) ・厨房環境: ドライ方式 ・熱源: 電気、LPガス ・運営方式: 調理業務委託, 輸送業務委託
課題及び 今後の 取組の 方向性	建設工事の無償修繕の瑕疵期間が2年間であり、令和3年及び令和4年夏に瑕疵検査と修繕が予定されている。 センター施設・設備等の適正管理を推進し、安全安心な学校給食の提供に努める。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(9) 学校施設やICT機器の整備・充実
事 業 名	ア 大規模改造(トイレ)事業(設計)
担当課	教育総務課
事業目的	経年劣化により老朽化した学校施設を文部科学省等の補助金制度を活用しながら、生徒の教育環境の改善、学校施設の長寿命化を図る。
事業内容	○大規模改造 (トイレ) 実施設計業務委託 老朽化の著しい学校のトイレについて、文部科学省の学校施設整備交付金の大規模 改造 (トイレ) 事業を活用し、トイレの洋式化を含めた改修を実施するための設計を 行う。 対象校については、洋式化率100%にする。 ※対象校:神立小学校 洋式化率 26.8% 乙戸小学校 洋式化率 25.9% 都和南小学校 洋式化率 15.4% 都和中学校 洋式化率 21.9%
1	令和2年度は、実施設計が完了した。 ・神立小・乙戸小・都和南小学校大規模改造(トイレ)実施設計業務委託 (決算額 5,313千円) ・都和中学校大規模改造(トイレ)実施設計業務委託 (決算額 2,058千円)  また、工事費等についても、学校施設環境改善交付金事業において、令和3年度の工事が令和2年度に前倒しとなったため、令和2年11月2日付で文部科学省補助追加内定となり、12月議会で予算を補正した。  神立小・乙戸小・都和南小学校大規模改造(トイレ)工事 282,626千円 監理業務 6,636千円 工事 179,329千円 監理業務 1,982千円 監理業務 1,982千円
成果	対象校のトイレ改修のための設計が完了し、老朽化した施設の更新及び洋式化率100%達成への準備ができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	今回設計済みの学校の工事が完了すれば、学校トイレ全体の洋式化率が約80%となる。 今後も学校トイレの洋式化率100%達成に向けて、年次計画で改修を進めていきたい。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(9) 学校施設やICT機器の整備・充実
事業名	イ 学校教育施設の長寿命化計画策定
担当課	教育総務課
事業目的	土浦市公共施設等総合管理計画に基づき、令和2年度までに学校教育施設の長寿命化計画を策定する。
事業内容	平成28年8月に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、校舎、体育館(武道場を含む)で概ね200㎡以上の建物及びプールについて、概ね80年程度の長期にわたり建物を使用するために、市内の小学校15校、中学校7校、義務教育学校1校、幼稚園1園の計24校(園)の長寿命化および改修等の長期計画を策定する。
令和 2 年度 活動実績	土浦市学校施設長寿命化計画策定業務委託を発注し、令和3年3月末に完了した。 (決算額 19,580千円) 学校施設長寿命化計画については、議会に概要を説明し、製本及びその概要版を執行部及び各部 長に配布した。また、市のホームページに学校施設長寿命化計画及びその概要版のデータを掲載 し、各学校にも周知した。
成果	学校施設長寿命化計画を策定することで、文部科学省の長寿命化に関する交付金の申請をすることが可能になる。 また、35年間のコストの見通しを試算した結果、従来の施設維持管理に比べて、年間平均約17%のコスト低減を見込むことができる。
課題及び 今後の 取組の 方向性	今回の計画は、令和2年度の学校施設適正配置を基にしており、今後の児童減少に伴う学校施設の 統廃合を考慮していない。 今後は、学務課で適正配置を検討することになるが、統廃合の計画が策定された段階で長寿命化 計画も見直していきたい。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(9) 学校施設やICT機器の整備・充実
事業名	ウ 施設整備事業
担当課	教育総務課
事業目的	児童生徒の安心安全な学校施設環境等を確保するため、学校施設・設備の充実を図る。
事業内容	①営繕工事 ②施設修繕
令和 2 年度 活動実績	①営繕工事〈11件(対前年度比:3件減) 決算額:39,356千円〉 ・小学校:6件 (小学校受変電設備更新工事,東小学校校舎給食搬入口扉交換工事等) ・中学校:5件 (土浦第一中学校プール給水管改修工事,都和中学校自動火災報知設備更新工事等) ②施設修繕〈124件(対前年度比:14件減) 決算額 32,084千円〉 ・小学校:70件 (神立小・上大津東小・乙戸小小荷物用昇降機修繕,上大津東小消防設備修繕等) ・中学校:51件 (土浦三中消防配管修繕,土浦五中自動火災報知設備修繕等) ・幼稚園: 3件 (土浦幼稚園屋根防水修繕,土浦幼稚園埋設給水管漏水修繕等)
成果	学校施設の工事・修繕を行い、安心・安全な学校施設環境整備に寄与した。
課題及び 今後の 取組の 方向性	今後、老朽化した学校施設において、修繕費の大幅な増加が見込まれることから、令和2年度に策定した学校施設の長寿命化計画を基に効率的・効果的な施設の更新により、維持管理費に係るコストの削減及び予算の平準化を図っていく。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(9) 学校施設やICT機器の整備・充実
事業名	エ 校務処理用コンピュータ管理事業
担当課	学務課
事業目的	教職員が子どもたちと向き合う時間や教職員同士が相互に授業展開等を吟味する時間を増加させることにより、教育の質の向上と学校経営の改善を目的として、教職員等が必要な情報を共有し、よりきめ細かな指導を行えるよう校務の負担軽減を図る。
事業内容	教職員用コンピュータ及びプリンターなどの周辺機器の配備、保守、更新等の管理を行う。
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>〈小学校〉</li> <li>・土浦市校務用センターサーバシステム賃貸借(小学校及び新治学園前期)</li> <li>PC: 436台 センターサーバ1台(全学校共通)</li> <li>・小学校校務処理用コンピュータ機器賃貸借</li> <li>PC: 31台</li> <li>・校務用プリンタ賃貸借契約(小学校及び新治学園前期)</li> <li>各校 A3カラーブリンタ1台, A3モノクロレーザプリンタ1台, A4インクジェットプリンタ1台</li> <li>〈中学校〉</li> <li>・土浦市校務用センターサーバシステム賃貸借(中学校及び新治学園後期)</li> <li>PC: 253台 センターサーバ1台(全学校共通)</li> <li>・校務用プリンタ賃貸借契約(中学校及び新治学園後期)</li> <li>各校 A3モノクロレーザプリンタ1台, A4インクジェットプリンタ1台</li> <li>※教職員用コンピュータの整備率100%</li> </ul>
成果	教職員の校務事務の効率化を図ることで、ICTを活用した小中一貫教育の推進や子どもと向き合う時間の確保に努めた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	<ul> <li>教職員のICT機器の利活用や最新のICT技術を習得するためのサポート体制の強化や情報セキュリティーの向上等について、検討・実施する必要がある。</li> <li>教職員の業務負担の軽減を図るため、学校・学級運営に必要な情報や児童生徒の情報をデータベースで一元管理・共有が可能となる校務支援システムの導入を令和3年度実施予定。</li> </ul>

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(9) 学校施設やICT機器の整備・充実
事業名	才 電子黒板等整備事業
担当課	学務課
事業目的	新学習指導要領において、コンピュータや情報ネットワークなどの情報活用能力が言語能力や問題発見・解決能力などと同様に学習の基盤となるよう位置づけられることとなるため、積極的にICTを活用できる教育環境を整える。
事業内容	・児童生徒の興味や関心を高めつつ、日常的に「分かる」効果的な授業を実施するため、電子 黒板や投影機などの周辺機器の整備・更新を行う。 ・文部科学省が提唱する「GIGAスクール構想」に則り、児童生徒1人1台端末と高速大容量の 通信ネットワークを一体的に整備することで児童生徒一人ひとりに個別最適化された教育 ICT環境の実現をする。
令和 2 年度 活動実績	[電子黒板] 〇小・中・義務教育学校全23校: 434台配備済み (令和2年度)六中地区・都和中地区小中学校分62台更新  [パソコン教室] 〇小・中・義務教育学校PC教室: 973台配備(各学校PC教室1学級(約40台)) ※中学校区単位で5年間のリース契約。定期的に更新をしている。  [GIGAスクール] (令和2年度) 令和2年8月 各学校インターネット回線増設 令和3年3月 各学校校内ネットワーク回線更新, タブレット端末(PC) 9,244台配備 ※タブレット端末と電子黒板を連動させるソフトも同時に導入
成果	・全小・中・義務教育学校の普通教室と理科室に合計434台の電子黒板の配備が完了しており、ICT機器の視聴覚に訴える効果の高さから、児童生徒の授業に対する関心や意欲を高め、授業への集中力の向上を図ることができている。 ・文部科学省のGIGAスクール構想に基づいた、全小・中・義務教育学校1人1台分端末の各学校への配備、及びネットワーク回線の整備を実施することで、次年度の本格活用に向けたICT環境の整備ができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	・GIGAスクールで導入されたタブレットと電子黒板を連動させるソフトを導入済であるが、GIGAスクール端末と電子黒板を連動させる授業は、教員のICT活用能力の習熟が必要であるため、定期的な研修、動画による活用方法等の習得を目的とした講座を用意して教員のサポートを行っていく。 ・令和3年度、各教室で1人1台端末を活用するために必要となる機器(無線LANアクセスポイント)を整備予定。 ・配備した機器を定期的に更新していく。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(10) 小中学校の適正配置及び教育環境の整備充実
事業名	ア 小学校適正配置の推進
担当課	学務課
事業目的	平成24年度に策定した「土浦市立小学校適正配置実施計画」に基づき、適正規模に満たない小学校が複数ある上大津地区について、子どもたちのより良い教育環境の整備を目指すため、土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会を設置し、適正配置についての具体的な検討を進める。
事業内容	土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会(平成29年11月設置)は次の者で構成し上大津地区 小学校の適正な配置について検討、教育委員会に提言を行う。 ・学識経験を有する者 ・上大津地区小中学校の保護者の代表者 ・上大津地区小中学校の代表者 ・上大津地区における地域の代表者 ・上大津地区における地域の代表者 ・その他、教育委員会が適当と認める者
令和 2 年度 活動実績	令和2年 4月 1日 上大津西小学校が菅谷小学校へ暫定統合される 令和2年 6月29日 第7回土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会の開催 令和2年 7月21日 土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画〈最終提言〉が提出される ※最終提言の提出に伴い、土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会 は廃止 令和2年 8月 上大津地区小学校適正配置に係る保護者・住民向け説明会の開催 (計6回) 令和2年11月20日 土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画の策定
成果	「上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画」に基づき、令和2年4月から上大津西小学校を菅谷小学校へ暫定統合した。 その後、①上大津東小学校②土浦第五中学校付近③土浦第五中学校隣接の3案まで絞り込まれていた統合先の方策について、「土浦第五中学校付近とする」とした最終提言が土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会より提出された。 最終提言が提出されたことに伴い、上大津地区の保護者や地域住民に対して説明会を開催し、提言内容について説明した。 令和2年11月には、土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画を策定し、統合先を「土浦第五中学校付近」とし、目標とする実施時期を「令和9年4月までの開校を目標とする」とした。
課題及び 今後の 取組の 方向性	今後、建設用地については、事前に地権者への意向調査を行った上で選定を進めていく。 また、統合校開校に向けて、校名の制定など様々な協議事項や課題等があるため、保護者・地域 住民及び学校関係者等を主体とする開校準備協議会を設立し、児童の円滑な就学のために準備を進 めていく。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(10) 小中学校の適正配置及び教育環境の整備充実
事 業 名	イ 通学バス運行委託事業
担当課	学務課
事業目的	土浦市立小学校通学バス運行基本方針及び土浦市立小学校通学バス運行管理要綱に基づく通学バスの運行により、市立小学校、義務教育学校に通学する児童の登下校の際の安全確保、登校後の学校生活への影響を考慮し、通学支援が必要な市立小学校、義務教育学校に通う児童の負担解消を図る。
事業内容	・通学支援が必要な学校は次のいずれかとする。 ①小学校までの距離が遠い等の理由により以前から通学にバスを利用している小学校 ②土浦市立小学校適正配置実施計画に基づく統合により、通学距離が遠距離となる小学校 ・対象児童は、原則、学校から直線距離で2キロメートル以上に居住する児童とする。 ・使用する児童の保護者負担は無料とする。 ・運行は民間事業者に委託する。
令和 2 年度 活動実績	・土浦小学校 宍塚地区 35人 小型2台 虫掛地区 31人 中型1台         ・都和小学校 20人 小型1台         ・菅谷小学校 35人 小型2台         ・新治学園 北部地区 62人 大型1台 小型1台 南部地区 62人 大型1台 小型1台 計4校 6契約 10ルート事業費: 48,077千円         ※へき地児童生徒援助費等補助金         ・補助対象者 (内訳 菅谷小学校 13人 新治学園 北部地区 11人 南部地区 9人         ・補助対象額 7,068千円         ・補助額(補助対象額の1/2) 3,534千円
成果	児童の登下校の際の安全確保や登校後の学校生活への影響など, 児童の負担解消を図ることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	近隣でも学校統廃合に伴い通学バスを導入している自治体が多いため、対応できる民間事業者への委託が難しい状況である。 今後、上大津地区の小学校において、統合が予定されているため、通学時の安全確保の観点を踏まえ、通学距離が遠距離となる児童に対し、新たに通学バスの運行による通学支援を行う必要がある。

基本方針	1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実
重点施策	(10) 小中学校の適正配置及び教育環境の整備充実
事業名	ウ 新入学児童ランドセル購入事業
担当課	学務課
事業目的	新入学児童の健全な育成の支援を図るとともに、保護者の経済的な負担軽減や子育て支援の一環として実施している。
事業内容	義務教育期間の始まりとなる市立小学校及び義務教育学校の新入学児童に対し、入学祝品として昭和51年度からランドセルを無償で配付している。 配付ランドセルについては、情勢に応じて、少しずつ改良を重ね、A4サイズへの対応や素材を合成皮革からソフトクラリーノ(人口皮革)に変更するなど、都度改良を重ねることで使いやすさの向上を図っている。
令和 2 年度 活動実績	・市立小学校及び義務教育学校の入学式に新入学児童全員に贈呈した。(購入数:1,045個) ・年度中途において海外から入国し、初めての義務教育として市立小学校及び義務教育学校に 新入学した外国籍の学齢児童にも無償で配付している。
成果	保護者の経済的な負担軽減や子育て支援の一環として好評を得ている。
課題及び 今後の 取組の 方向性	教科書の大型化などによるランドセルの重さや色の選択などについて、保護者等から意見、問い合わせがあるため、情勢に応じた事業内容を検討しつつ、引き続き、児童の通学時の負担軽減や安全確保への配慮にも努める。

重点施策 (10) 小中学校の適正配置及び教育環境の整備充実	
事業名 エ 要保護及び準要保護児童生徒等に対する支援(就学援助制度)	
担 当 課 学務課	
事業目的 学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童生に対し、必要な援助を行う。	徒の保護者
・就学援助の認定を受けようとする保護者は、毎年度、所定の申請書に前年中の所得の資料を添付し、申請を行う。 ・本人からの申請に基づき、生計を一にする者の合算所得により認定の可否を行う。 ・支給対象費目は、新入学用品費(入学準備金)、学用品費・通学用品費、校外活動費 旅行費、学校給食費、医療費となる。 なお、小学校6年の希望者には、中学校の制服を支給する。 ・支給については、学校長を経由して支給する。	
○就学援助 ・申請書受付日 6月12日 ・認定審査期間 6月12日~7月9日 ・認定者数 1,164人(内訳:小学校725人,中学校439人) ・支給日 1学期分 7月27日 2学期分 10月16日 3学期分 2月12日 ※年度中途の認定分や校外活動費などについては随時支約 ・支給額 75,233千円(小学校38,038千円,中学校37,195千円) (対前年度比14%減:給食費の一部無料化措置等による。)  ○入学準備金 (平成30年度より新入学用品費を「入学準備金」として入学前早期支給に対応。) ・申請期間 12月 1日~25日 ・支給決定日 1月26日 ・支給日 2月12日 ・支給みたこ 2月12日 ・支給税定者数 151人(新小学1年生43人,新中学1年生108人) ※就学援助認定者数の内数 ・支給額 3,328千円(新小学1年生855千円,新中学1年生2,473千円)	À.,
成果 就学の機会均等の観点から、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保て、必要な援助を行った。(対前年度比11名減)	護者に対し
課題及び 今後の 取組の 方向性 中請者の利便性や学校及び教育委員会の事務の効率化を図るため、申請時に添付する 得確認資料を今後廃止する方向で検討中。また、現在学校長を経由し、保護者に支給し 方法についても見直しの検討を進める。	

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(1) 一人ひとりが行う学習の充実
事業名	ア 地域や社会のニーズに対応した各地区公民館、生涯学習館等主催講座の充実
担当課	文化生涯学習課
事業目的	市内8か所の地区公民館を中心として,多様化する学習ニーズに対応した学習メニューの企画・展開を図るとともに,市民の自主的な学習活動を支援するための環境づくりを行い,学習分野の拡充,学習機会の充実を図る。
事業内容	知識・教養を身に付け、文化活動等を通して人間性豊かな地域社会での生きがいづくりを推進する。
令和 2 年度 活動実績	公民館及び生涯学習館の各種講座は、芸術・文化、歴史、環境、健康に関することなど多様な講座を開催した。前期講座は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全ての講座を中止とした。後期講座については、感染症対策として募集人数を制限したことに加え、県独自の緊急事態宣言が発出されたことにより、一部の講座を中止・中断したため、講座数及び延受講者数ともに減少した。  〈地区公民館ごとの講座と受講者数〉・一中地区公民館 5講座 受講者延べ 216人・二中地区公民館 4講座 受講者延べ 119人・三中地区公民館 3講座 受講者延べ 66人・四中地区公民館 3講座 受講者延べ 73人・上大津公民館 4講座 受講者延べ 786人・六中地区公民館 5講座 受講者延べ 216人・新和公民館 4講座 受講者延べ 216人・新治地区公民館 5講座 受講者延べ 216人・都和公民館 5講座 受講者延べ 216人・都和公民館 5講座 受講者延べ 216人・前期進座 受講者延べ 201人 186人・六中地区公民館 5講座 受講者延べ 201人 201人 201人 201人 201人 201人 201人 201人
成果	公民館及び生涯学習館の各種講座は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対前年度と 比較し、講座数は53.3%の減、延受講者数は70.8%減となったものの、受講生の評判はどの講座も 概ね良好で、知識や教養を身に付けることができ、生きがいづくりに貢献することができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	受講者のニーズ・社会の要請に応じた講座や地域還元に結びつく講座を開講する。

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(1) 一人ひとりが行う学習の充実
事業名	イ 大学・専門機関連携講座など魅力ある学習メニューの開発
担当課	文化生涯学習課
事業目的	市内の大学や専門機関等との連携を強化して、郷土愛の醸成や、市民生活の向上に関する学習メニューの開発など、市民の学習欲求に対応できる学習機会の提供や充実を図る。
事業内容	市内及び近隣にある大学や関係機関の協力を受け、大学教授等の健康講座や各種の専門的な講座 を通して、知識・教養を身に付けることや健康増進を推進する。
令和 2 年度 活動実績	【連携講座】  ・つくば国際短期大学「睡眠障害と認知症予防」 (短大連携講座) 1講座 受講者 41人  ・つくば国際短期大学「ストレスとの付き合い方」 (短大連携講座) 1講座 受講者 16人  ・エポック社「ジグソーパズルで脳トレ」 (民間連携公民館講座) 1講座 受講者 19人  ・薬剤師協会「薬の正しい使い方」 (民間連携公民館講座) 1講座 (中止)  ・医師会「健康教室」 (社会・婦人学級健康教室) 3講座 (中止)
成果	連携講座は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年の22講座から3講座のみの開催にとどまってしまったが、企業と連携することで、満足度の高い講座を提供することができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	受講者のニーズを参考にしつつ,市民の学習意欲が高まるよう連携講座を開催する。

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(1) 一人ひとりが行う学習の充実
事業名	ウ 人権に関する学習の推進,支援
担当課	文化生涯学習課
事業目的	人権に関する研修会の開催や社会・婦人学級,家庭教育学級における学習の支援など幅広い学習 の機会を設け,人権意識の高揚に努める。
事業内容	人権教育の推進を図るため、教育委員会職員及び小・中・義務教育学校教員を対象にテーマを設けて人権研修会を開催する。 社会・婦人学級や家庭教育学級では、それぞれ学習時間に人権に関する学習を必須科目として組み入れて学習を行う。
令和 2 年度 活動実績	《人権研修会》 ・「LGBTなど性的マイノリティの人権に関する研修」 市立小学校教員 15校 356名 市立中学校教員 7校 216名 市立主義務教育学校教員 1校 39名 教育委員会職員 54名 計 665名  《社会・婦人学級》 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止 《家庭教育学級》 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止
成果	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各学校、教育委員会各課での開催となったが、 人権研修会を通して、人権意識の高揚が図られた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	様々な人権関係の議題を取り上げ、実情に即した研修、講師の情報提供等を行う。

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(2) 地域社会とのつながりの充実
事業名	ア 人材バンク事業の拡充、人材バンクおためし講座の開催
担当課	文化生涯学習課
事業目的	学習活動等で学んだ成果を発表する場の充実を図り、学習で得た知識や自分のもつ技能や特性をボランティア活動や地域への還元及び地域における人材育成に結びつけることができるよう支援をする。
事業内容	市民がこれまで身につけたこと・学んだことを講師となって教えることにより,市民の生涯学習活動を支援することを目的として実施する。
令和 2 年度 活動実績	○人材バンク ・人材バンク登録者:46人 人材バンク登録者の募集及び登録者の登録内容の確認や更新を実施 ・講座活用:52回 人材パンク登録者が講師となって学習支援を実施 ○おためし講座「まなびゼミ」 (新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止) 人材バンクの活用を図るため、人材バンク登録者が講師となって開催するもので、実施 時期、場所を集約することで、講師希望者全員が開講できるよう調整 (実施時期:7月、場所:生涯学習館、講座数:18講座)
成果	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人材バンク登録者の講座活用は、前年比35.8%の減の52回となったが、地域での人材活用が図られた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	新しい生活様式に対応した,人材バンクの活動やおためし講座の開催方法を検討していく。

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(2) 地域社会とのつながりの充実
事業名	イ 社会教育学級(社会・婦人学級,家庭教育学級)の支援
担当課	文化生涯学習課
事業目的	地区公民館を活用しながら、学校や家庭、地域の連携や関係団体との連携、「まなびナビ」や市ホームページ等を活用した情報の提供を図り、地域・家庭教育力の向上を図る。
事業内容	・各地区に開設された社会教育学級に運営を委託し、それぞれの学級に適した学級活動を 実施し、一層の社会教育の推進を図る。 ・家庭教育学級については、市内の公立小・中学校、義務教育学校及び幼稚園の保護者を 対象に開催する。 ・社会・婦人学級については、市内各地域にある9学級で社会教育に関する学習を進める。
令和 2 年度 活動実績	○家庭教育学級(全23学級) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委託事業を中止した。 ○社会・婦人学級(全9学級) ・5学級 : 日常生活に必要な知識や技能の向上を図るための学習や、社会的能力を高める ための学習などについて自主的な学習を行った。 (参加者数延べ 1,414人 各学級年間総学習時間 408.5時間) ・4学級 : 学級活動を休止
成果	社会・婦人学級では,作品展示や地域活動への参加を通じて明るい家庭や地域づくりに貢献する ことができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	社会・婦人学級は、学級数の減少や学級生の高齢化などにより委託事業の継続が困難なことから、令和2年度で委託事業を終了する。今後は、公民館等活動団体として、自主的な学習活動を支援していく。

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(2) 地域社会とのつながりの充実
事業名	ウ 公民館活動団体における地域還元活動の充実
担当課	文化生涯学習課
事業目的	学習活動等で学んだ成果を発表する場の充実を図り、学習で得た知識や自分のもつ技能や特性をボランティア活動や地域への還元及び地域における人材育成に結びつけることができるよう支援をする。
事業内容	知識・教養を身に付け、文化活動等を通して人間性豊かな地域社会での生きがいづくりを推進する。各種講座、教室等の開設と同好会の育成を目的として実施する。
令和 2 年度 活動実績	例年, 地域の介護施設等を慰問し演奏会を行ったり, 作品展示などを行い, 学んだ成果を施設や地域イベント等で発表していたが, 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため, 発表の機会が失われ, 学習成果の地域還元を行うことができなかった。  各地区公民館における同好会の登録数(令和2年10月1日現在) 一中地区公民館 : 47団体 二中地区公民館 : 32団体 三中地区公民館 : 60団体 四中地区公民館 : 66団体 上大津公民館 : 19団体 六中地区公民館 : 53団体 都和公民館 : 46団体 新治地区公民館 : 29団体 合 計 : 352団体
成果	新型コロナウイルス感染拡大防止のため発表する機会が失われたが,同好会やサークル等の自主 的な学習活動は継続された。
課題及び 今後の 取組の 方向性	今後も講座・講演・イベントなど生涯学習のきっかけを通じて、学習活動を深めたいと希望する 学習グループやサークル育成の支援をする。

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(3) 市民とともにつくる生涯学習支援のしくみ
事 業 名	ア 各地区公民館施設の施設等整備
担当課	文化生涯学習課·各地区公民館
事業目的	学習や交流の拠点となる生涯学習施設である地区公民館8か所の整備や機能の強化を図る。
事業内容	地区公民館に対し適切な管理を行い,利用者が安全に利用できるよう機能維持や施設の改善を図る。
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>○公民館管理運営事業         〈主な修繕箇所〉</li></ul>
成果	各地区公民館の緊急を要する故障などに対応するとともに、和式トイレを蓋つきの洋式トイレに 改修することにより、新型コロナウイルス感染防止を図り、施設利用者が安全に利用できるように 努めた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	令和3年度に建物長寿命化計画を策定し、大規模改修等について検討する。 なお、政策企画課において策定された「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、総合的な検討が必 要である。

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(3) 市民とともにつくる生涯学習支援のしくみ
事業名	イ いきいき出前講座の実施
担当課	文化生涯学習課
事業目的	市内8か所の地区公民館を中心として、多様化する学習ニーズに対応した学習メニューの企画・展開を図るとともに、市民の自主的な学習活動を支援するための環境づくりを行い、学習分野の拡充、学習機会の充実を図る。
事業内容	いきいき出前講座は、市政に関する各課の事業分野について、市職員等が講師になって講座を開催する。約100の講座を用意し要望に応じている。
令和 2 年度 活動実績	市職員等が講師となり、出前講座を開催 各分野別の開催回数:生活 2回,環境10回,福祉 8回,健康19回,防災・安全 15回 まちづくり 3回,文化 1回,合計:58回 延べ参加人数:1,716人
成果	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催回数及び延べ参加人数は大きく減少したが、各担当部署が「土浦市役所の体制及び市主催のイベントの基本的対応」を踏まえ、感染状況に応じながら、要望に沿った講座を開催できるように努めた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	多様化する学習ニーズへの対応及び市民の自主的な学習活動を支援するため、各講座における設定内容の適正化を図るとともに事業のPRに努める。また、事業を継続的に実施するため、オンライン講座等の開催を検討する。

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(3) 市民とともにつくる生涯学習支援のしくみ
事業名	ウ 乳幼児期親カアップ講座・学童期親カアップ講座・思春期親カアップ講座の開催
担当課	文化生涯学習課
事業目的	学校や家庭,地域の連携や関係団体と連携して,家庭教育力の向上を図る。
事業内容	乳幼児期親カアップ講座は、乳幼児期の子をもつ保護者に対して、子育てをする上で今後の必要となる家庭教育に関わる内容について、参加者の声を反映させながら講座を実施する。 学童期親カアップ講座は小学校入学前の子どもをもつ保護者に対し、思春期親カアップ講座は中学校入学前の子どもをもつ保護者に対し、親の心構えについての講話を実施する。
令和 2 年度 活動実績	○乳幼児期親カアップ講座 実施方法: Zoomを使ったオンライン講座で開催 実施回数: 4回 参加人数: 162人 ○学童期親カアップ講座 実施方法: 就学時健康診断時に開催 実施校数: 3小学校 ○思春期親カアップ講座 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 子どもの発達段階に応じて、内容を工夫しながら保護者に向けた子育て支援講座を行った。
成果	発達段階を意識した講座を開くことで、家庭教育推進を図ることができた。また、オンラインで開催した、乳幼児期親カアップ講座は、これまで足を運ぶことが困難だった保護者が参加することができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	乳幼児期親カアップ講座を通じて、乳幼児をもつ保護者に、家庭教育について考える機会を設けることで、子育てをサポートする。学童期・思春期親カアップ講座についても、新しい生活様式に対応した開催方法を検討する。

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(3) 市民とともにつくる生涯学習支援のしくみ
事業名	エ 公民館同好会活動の支援
担当課	文化生涯学習課·各地区公民館
事業目的	市内8か所の地区公民館を中心として、多様化する学習ニーズに対応した学習メニューの企画・展開を図るとともに、市民の自主的な学習活動を支援するための環境づくりを行い、学習分野の拡充、学習機会の充実を図る。
事業内容	公民館で活動している同好会やサークル等が,活動成果を福祉団体や地域イベント等で発表する機会を増やし,学習成果の地域還元を目指す。
令和 2 年度 活動実績	各地区公民館において、同好会として登録している団体が「生活・趣味」や「文化・芸術」、「音楽・芸能」、「教養・学習」、「健康・スポーツ」等に関する自主的な学習活動を行った。 各地区公民館における同好会の登録数(令和2年10月1日現在) 一中地区公民館 : 47団体 二中地区公民館 : 32団体 三中地区公民館 : 60団体 四中地区公民館 : 66団体 上大津公民館 : 19団体 六中地区公民館 : 53団体 都和公民館 : 46団体 新治地区公民館 : 29団体 合 計 : 352団体
成果	同好会の合計登録数は、前年度比2.8%、10団体が減少となっているが、全ての地区公民館において、新規に登録した団体があることから、市民の学習意欲を保持するための取り組みに対し、一定の成果があったと考える。
課題及び 今後の 取組の 方向性	多様化する学習ニーズへの対応及び市民の自主的な学習活動の支援を通じて、地域における自主 的な学習活動の支援を強化し、新規団体及び既存団体の育成の支援をする。

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(3) 市民とともにつくる生涯学習支援のしくみ
事業名	オ 生涯学習情報紙「まなびナビ」や市ホームページ等を活用した情報の提供
担当課	文化生涯学習課
事業目的	地区公民館を活かしながら、学校や家庭、地域の連携や関係団体との連携、「まなびナビ」や市ホームページ等を活用した情報の提供や地域・家庭教育力の向上を図る。
事業内容	生涯学習情報誌「まなびナビ」は,市役所各課,公的機関,県施設や大学などで行う講座の 案内等,生涯学習に関する情報を集めたもので,年4回発行し情報の提供を行う。
令和 2 年度 活動実績	「いつでも どこでも だれでも」身近な学習情報を容易に入手できるよう、様々な場所で行われる生涯学習活動(各種講座、講演会、展覧会、子供向けの行事、イベント、ボランティア活動等)の情報を掲載している「まなびナビ」を年4回、発行した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町内会を通じての配布を中止し、市内公共施設等における配布及び市公式ホームページへの掲載とした。
成果	新型コロナウイルス感染が拡大する状況においても、関係機関等の協力によって、当初の予定である年4回の発行をすることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	市内公共施設等における配布及び市公式ホームページへの掲載を継続するとともに、掲載内容の 充実を図る。

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(3) 市民とともにつくる生涯学習支援のしくみ
事業名	カ 第4次土浦市生涯学習推進計画に基づく生涯学習関係諸事業の進捗状況調査と 分析及び諸会議の開催(計画推進のための関係団体との連携)
担当課	文化生涯学習課
事業目的	生涯学習の着実かつ効果的な推進を行うため、関係機関との連携・調整を図りながら、第4次土浦市生涯学習推進計画の進捗状況や成果についての点検・評価を行う。
事業内容	・「第4次土浦市生涯学習推進計画」は平成28年度から令和4年度までの7年間を計画期間とし、「ともに学び活かし楽しむ生涯学習都市土浦」の基本理念のもと、毎年各課で実施している生涯学習関連事業の進捗状況について、調査と分析をし、計画の進行管理を行う。・計画の推進にあたって「生涯学習推進協議会」を開催し、生涯学習関連事業について評価・検討を行う。
令和 2 年度 活動実績	○生涯学習関連事業の進捗状況調査(生涯学習関連事業:229事業) ・文化生涯学習課で行っている事業のほか,市8部21課,及び産業文化事業団など外郭団体で行っている生涯学習関連事業について,進捗状況等の報告に基づき,分析や集計を行った。・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により,目標値を設定している9項目(①連携講座開催数,②公民館及び生涯学習館主催講座受講者数,③博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場入場者数,④人材活用者数,⑤発表会数,⑥生涯学習を行う理由を『地域や社会に貢献する』と答えた人の割合,⑦図書館の利用者数,⑧生涯学習関係同好会数,⑨生涯学習等ボランティア登録者数)のうち,2項目(③博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場入場者数,⑦図書館の利用者数)の達成となった。 ○会議の開催状況・生涯学習推進本部会議:令和2年7月14日開催・生涯学習推進協議会 :令和2年8月6日開催
成果	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生涯学習関連事業数は、前年度比12事業の減となったものの、計画の点検・評価を行うことができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	今後とも各部署と連携しつつ、適切な進行管理を行い生涯学習の推進に努める。

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(4)「第2次土浦市子ども読書活動推進計画」に基づく取り組みの推進
事業名	ア 第2次土浦市子ども読書活動推進計画の推進と進行管理
担当課	図書館
事業目的	平成28年3月策定の「第2次土浦市子ども読書活動推進計画」における、「子どもたちの豊かな心と生きる力を育む」こととする基本理念に基づき、子どもの読書推進に努める。
事業内容	①おはなし会の開催本に親しんでもらえるよう、市民ボランティア・職員によるおはなし会を開催する。 ②本の通帳サービスの利用促進市内在住・在学の18歳以下の子どもを対象に、図書館で借りた図書の履歴が記録できる「本の通帳サービス」の利用促進を図る。 ③中学校・高校との連携読書離れが著しいと言われる中高生への読書推進策として、中学校や高校と連携した取組を行う。
令和 2 年度 活動実績	①新型コロナウイルスの影響により、臨時休館や開館時間を短縮としていた時期もあり、開催中止とする期間が長期に及んだ。開催回数は少ないながらも、感染拡大防止対策を講じ、実施に努めた。 ・年間23回開催、参加人数合計291人(1回平均約13人参加 * 前年度比46%減) ②本の通帳サービスについては、児童書カウンターやブックスタート事業などにおいて周知に努めた。 ・発行冊数:1,993冊 ③コロナ禍にあったため協力依頼について市内の各高校に確認し、感染拡大防止対策を講じながら、土浦湖北高、常総学院、翔洋学園、土浦三高、土浦日大と連携することができ、おすすめ本の紹介展示やキッズコーナーにおける壁面装飾を実施した。
成果	新型コロナウイルスの影響により、当初計画していた事業を実施することはほとんどできなかったが、館内での感染拡大防止対策を講じながら、おはなし会の開催や高校との連携をすることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	同計画は令和2年度までの5年間を計画期間としており、関係各課及び学校で構成する 同計画策定委員会により、令和3年3月に第3次計画を策定した。

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(4)「第2次土浦市子ども読書活動推進計画」に基づく取り組みの推進
事業名	イ 学校支援事業の充実
担当課	図書館
事業目的	子どもにとって身近な存在で、重要な場所である学校や学校図書館に向けて、図書館が様々な支援を行うことで、子どもの読書習慣の醸成を図る。
事業内容	①団体貸出 子どもの調べ学習や教員の参考資料など、学校に向けた団体貸出・配送を行う。 ②出張ブックトーク 学校からの依頼に応じて司書職員による出張ブックトーク(グループを対象として一定の テーマに沿って本を紹介する)を実施する。 ③学校司書研修会 読書指導等に関する知識・技術の習得に向けた、学校司書を対象とした研修会を開催する。
令和 2 年度 活動実績	①団体貸出 図書館資料の情報提供や学校司書からの相談受付と併せて、市内小中学校23校のうち17校 の利用があり、2,297点の貸出を行った。 ②出張ブックトーク 各学校からの依頼に応じて実施するブックトークは、新型コロナウイルスの影響からか 希望する学校がなく、未実施となった。 ③学校司書研修会 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。
成果	学校支援サービスについては、新型コロナウイルスの影響が大きく、団体貸出数の減、出張ブックトークの未実施、学校司書研修会は中止となった。 ①団体貸出点数 前年度比34%減
課題及び 今後の 取組の 方向性	学校支援サービスについては、学校での学習活動や読書活動に必要な支援を実施できるように、学校のニーズを把握しサービスの充実を図るとともに、利用促進に向けた情報発信を強化していく必要がある。 令和3年度から、学校管理員に協力をいただき各学校への図書の貸出・返却を実施している。

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(5) 図書館サービスの充実
事業名	ア 課題解決支援サービスの拡充
担当課	図書館
事業目的	市民の生活や仕事等の様々な課題解決を支援することを、図書館の役割のひとつとして、 必要な資料・情報の提供や、関係機関・団体との連携により支援機能の充実を図る。
事業内容	①レファレンス(相談)サービスの拡充 市民の調べ物・相談に対するレファレンスサービスは、相談専用カウンターにおいて、専門 的知識をもつ図書館司書が対応することでサービスの充実に努める。また、インターネット や各種オンラインデータベースの活用による、利用者自身の調査研究における環境の充実に 努める。 ②課題別支援サービスへの取組 市民や地域のニーズへの対応として、健康支援・医療情報、法律情報、子育て支援、仕事 の情報、地域活性化支援の各サービスに取り組む。
令和 2 年度 活動実績	①アルカス土浦の図書館において、図書館司書が相談専用カウンターに常駐する時間を設けることにより、来館者が相談しやすい体制を整え、サービスの充実を図った。 (レファレンス件数:163件 *前年度比46%減) ②健康支援・医療情報、法律情報、子育て支援、仕事の情報、地域活性化支援(情報ステーション)の各コーナーを常設し、関連図書の展示と、庁内関連部署や関係機関等と連携したパンフレット・ガイドブック・チラシ等による情報発信を実施した。
成果	新型コロナウイルスの影響により、臨時休館や開館時間を短縮としていた時期、またサービスを制限をしていた時期も長期に及んだものの、相談専用カウンターの利便性向上やデータベース等の利用促進により、目的に応じた資料・情報の提供を図ることができた。司書職員が直接対応するレファレンスカウンターや電話受付による相談件数は減少しているが、利用者自身によるデータベース等を活用しての課題解決の手段が充実し、図書館全体としての課題解決支援サービスの向上を図ることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	今後のサービスの充実にあたり、地域の抱える課題の把握とともに、それらに関係する 団体・機関等との連携を図ることで、より効果的な支援への取組(図書館資料・情報の収集 及び情報の提供)を図っていく。

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(5) 図書館サービスの充実
事業名	イ 自主講座や利用促進イベントの開催
担当課	図書館
事業目的	課題解決支援サービスの一環として自主講座を実施するとともに、各種イベントの開催により、 市民の課題解決を支援し、図書館の利用促進を図る。
事業内容	①自主講座の開催 市民や地域の様々な課題解決を支援する講座を、庁内関係部署や関係機関等と連携して 開催する。 ②利用促進イベントの開催 新たな利用者を開拓し、交流拠点としてまちのにぎわいを支援できるよう、図書館をPR するイベントを開催する。
令和 2 年度 活動実績	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、自主講座や利用促進イベント等は中止とした。
成果	新型コロナウイルスの影響により、臨時休館や開館時間を短縮としていた時期、またサービスを制限をしていた時期も長期に及んだため、年間利用者数は285千人(※)であった。 ※前年度比52%減
課題及び 今後の 取組の 方向性	自主講座やイベントの企画にあたり、市民のニーズ把握に努めるとともに、新たな連携先を開拓することで、魅力のある、参加したくなる企画の実現に努め、実施にあたっては新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に講じたうえで開催したい。

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(5) 図書館サービスの充実
事業名	ウ 関係機関との連携による地域活性化支援サービスの推進
担当課	図書館
事業目的	地域の交流拠点としての役割を持ち、多くの集客が期待される図書館の情報発信力を有効 活用することで、地域活性化の支援に努める。
事業内容	①連携によるイベント等の開催 イベント・自主講座等の開催において、市内事業者や関係機関、市民団体等と連携した 取組を行う。 ②地域情報の発信 図書館2階「情報ステーション」を活用し、図書館、行政、関係機関、市民の活動、地域 のイベント等の積極的かつ効果的な情報発信に努める。 ③マスコミへの図書館情報の提供及びインターネットを活用した情報提供による情報発信の 強化に努める。
令和 2 年度 活動実績	①連携によるイベント等については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。②情報ステーションにおいて、図書館を含む行政情報、地域のイベント情報のほか、地域に関する様々な情報発信を実施した。また、いばらきアマビエちゃん利用者登録のポスターを掲示し、感染拡大防止の啓発に努めた。 ③図書館の取組やイベント等のマスコミへの情報提供を積極的に実施するとともに、インターネットTV「つちうらカルちゃんねる」(毎週木曜、15分配信)による、文化・生涯学習施設(博物館、上高津貝塚、市民ギャラリー、図書館)の情報発信を行い、利用促進を図った。
成果	新型コロナウイルスの影響により、イベント等は実施できなかったが、情報ステーションやインターネットTVを活用し、図書館サービス等の情報発信を行った。
課題及び 今後の 取組の 方向性	今後は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を十分に講じたうえで、連携や共催によるイベント等の開催を検討し、地域の抱える活性化に向けた課題について、図書館の所蔵資料や情報を活用し支援していきたい。

基本方針	2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進
重点施策	(5) 図書館サービスの充実
事業名	エ 市民ギャラリーや市立博物館、上高津貝塚ふるさと歴史の広場等との連携 事業の開催
担当課	図書館
事業目的	市立博物館,上高津貝塚ふるさと歴史の広場,図書館,市民ギャラリーの4つの文化・生涯学習施設の連携により,市民の歴史や文化・読書・芸術等の生涯学習活動の推進・充実を図る。
事業内容	〇連携講座・イベント等の開催 複合施設としての特性を活かした図書館・市民ギャラリーの連携企画や、市立博物館・ 上高津貝塚ふるさと歴史の広場の企画展と連携した講座や資料展示を実施する。
令和 2 年度 活動実績	〇市民ギャラリー連携企画 令和3年3月20日から(5月5日まで) ※会期47日間, R2〜R3の2ヶ年度で実施 企画展「身近ないきものイラスト展」を市民ギャラリーと共同で開催。
成果	市民ギャラリーとの連携企画開催により、施設間の利用者の回遊性を持たせる効果とともに、市 民が様々な文化に触れる機会を提供することができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	文化・生涯学習施設による企画や連携企画を計画する際には、開催時期や広報等について施設間での情報共有を図り、各施設(企画)の相乗効果を高められるような工夫が必要となる。

基本方針	3 豊かな人間性を培う青少年の健全育成
重点施策	(1) 健全な環境づくりの推進
事業名	ア 青少年相談員による街頭指導及び青少年相談
担当課	文化生涯学習課
事業目的	青少年の保護・育成活動の推進を図る。
事業内容	<ul> <li>・不良行為少年等の早期発見と早期指導を行う。</li> <li>・地域における青少年の動向に注意し、青少年の不良行為に関する各種情報の収集、連絡通報を行う。</li> <li>・地域における青少年健全育成へのよき理解者となり、青少年に関する相談を受理したときは、青少年指導室に連絡のうえ、適切に指導を図る。</li> </ul>
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>○青少年相談員104人,延べ899人による合同指導や地区指導を実施し,延べ4,590人の青少年を指導した。</li> <li>・合同指導(毎月1日~15日,1日4~10人,土浦駅周辺)</li> <li>・地区指導(毎月16日~31日,1日5~8人,地区ごとに時間・巡回場所を定める)</li> <li>※「あいさつ」、「声かけ」を推進する。</li> <li>※ゲームコーナー等、青少年の溜り場及び危険ヶ所等を巡回し、途中で「違法チラシ」を点検・撤去する等、環境浄化にも留意する。</li> <li>○青少年指導室における青少年相談者数6人</li> </ul>
成果	青少年の指導者数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、街頭指導の実施が困難な時期があったことから、対前年比31.3%減の4,590人となったが、青少年の保護・育成活動の推進を図ることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	青少年指導室を拠点として、相談員組織の強化を図り、関係機関・団体との連携、協力のもと青少年の保護・育成活動の推進を図っていく。

基本方針	3 豊かな人間性を培う青少年の健全育成
重点施策	(1) 健全な環境づくりの推進
事 業 名	イ 非行防止キャンペーン等の啓発活動
担当課	文化生涯学習課
事業目的	青少年健全育成団体、関係機関と連携、協力し、青少年の健全育成や非行防止についての啓発を 図る。
事業内容	茨城県、青少年育成協会、土浦地区高等学校及び土浦警察署等の関係機関と連携・協力し、土浦駅、神立駅、荒川沖駅において、キャンペーンを実施することにより、高校生・一般通行人に対して、青少年の健全育成・非行防止について関心を高める。
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>○7月「青少年の非行・被害防止全国強化月間」 非行防止キャンペーン (新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止) 日時:令和2年7月1日 (水) 場所:土浦駅、神立駅、荒川沖駅、開会行事 (ウララ広場)</li> <li>○11月「子ども・若者育成支援強調月間」 青少年健全育成キャンペーン (新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止) 日時:令和2年11月2日 (月) 場所:土浦駅、神立駅、荒川沖駅、開会行事 (ウララ広場)</li> </ul>
成果	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止
課題及び 今後の 取組の 方向性	関係機関と連携、協力し、青少年の実態把握や指導を行うとともに、青少年の健全育成や非行防 止についての啓発を図っていく。

基本方針	3 豊かな人間性を培う青少年の健全育成
重点施策	(1) 健全な環境づくりの推進
事業名	ウ 青少年に有害な社会環境の浄化(白ポスト回収等)
担当課	文化生涯学習課
事業目的	青少年が健やかに育つ良好な環境をつくるため、白ポストを設置し、社会環境の浄化を図る。
事業内容	有害図書等を人目に触れぬよう回収するために市内各JR駅に設置された白ポストから、投函された書物等の回収を行う。
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>○白ポスト設置場所         <ul> <li>JR神立駅東口, 西口</li> <li>JR土浦駅東口</li> <li>JR荒川沖駅東口, 西口計5基設置</li> </ul> </li> <li>○回収:5回実施         <ul> <li>写真集, 雑誌, 小説・文庫本, DVD, ビデオ, マンガ・コミック等 912点</li> </ul> </li> </ul>
成果	新型コロナウイルスの影響により、有害図書等の回収は対前年比42.0%減の912点となったが、青少年に有害な社会環境の浄化を図ることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	インターネットの普及により、画像や動画へ容易にアクセスできるようになったため、有害サイトへの対策が課題となる。

基本方針	3 豊かな人間性を培う青少年の健全育成
重点施策	(1) 健全な環境づくりの推進
事業名	エ 「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動の推進
担当課	文化生涯学習課
事業目的	青少年が健やかに育つ良好な環境をつくるため、「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動 の推進を図る。
事業内容	青少年に関わりの深い店舗を訪問し、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」を遵守するとともに、青少年にふさわしくない行動を注意する等、青少年の健全育成及び非行防止に協力していただく等の制度趣旨の説明を行い、「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動を行う。 既登録店舗の訪問も積極的に行い、店舗への県条例の普及啓発や店舗との情報交換を行う。
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>○活動人員 青少年相談員:759人(延べ人数)</li> <li>○区分A店舗の登録状況 コンビニ,書店等,カラオケ、映画館、質店古物商、家電、携帯、複合カフェ、 ゲームセンター等、深夜営業飲食店 登録店舗数:158店(内、新規登録店舗3店)</li> <li>○区分B店舗の登録状況 金物店、塗装店、文具店、玩具店、薬局、旅館、ホテル、その他の店舗 登録店舗数:312店(内、新規登録店舗5店)</li> </ul>
成果	「青少年の健全育成に協力する店」登録店舗数は対前年比4.1%減の470店となったが、社会全体で青少年を見守り、非行防止の環境を整えることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	店舗訪問活動を行うことにより、県条例や関係法令遵守の啓発を図っていく。

基本方針	3 豊かな人間性を培う青少年の健全育成
重点施策	(1) 健全な環境づくりの推進
事業名	オ 青少年問題協議会の開催
担当課	文化生涯学習課
事業目的	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立並びに適切な実施。
事業内容	・青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する調査審議 ・関係行政機関相互の連絡調整
令和 2 年度 活動実績	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止
成果	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止
課題及び 今後の 取組の 方向性	時代に即した青少年問題を取り上げ、問題解決の糸口を広げることにより、青少年の健全育成に 寄与していく。

基本方針	3 豊かな人間性を培う青少年の健全育成
重点施策	(2) 健全育成事業の推進
事業名	ア 青少年団体活動の推進・支援及び青少年指導者の養成・支援
担当課	文化生涯学習課
事業目的	子ども会活動に必要な知識と経験を有する指導者の育成・支援を図る。
事業内容	各地域の異年齢児の集まりである子ども会活動を活性化し、青少年の健全育成を図るため、子ども会の指導者養成講習会等を実施し、子ども会活動に必要な知識と経験を有する指導者を育成する。
令和 2 年度 活動実績	子ども会数:163団体  ○親子サマーチャレンジ(新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止) 日時:令和2年8月23日 場所:土浦市青少年の家  ○指導者養成講習会(新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止) 日時:令和3年2月27日 場所:クラフトシビックホール土浦
成果	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止
課題及び 今後の 取組の 方向性	子ども会数が減少していることから、参加しやすい環境をつくるために、短時間で重要性の高い 事項に特化した講習にする等の見直しを検討していく。

基本方針	3 豊かな人間性を培う青少年の健全育成
重点施策	(2) 健全育成事業の推進
事業名	イ 子ども図画・作文・習字展の開催
担当課	文化生涯学習課
事業目的	子どもたちが持つ創造性や自主性を作品として表現することにより、自らの個性や感性を伸ば し、心豊かな人材の育成を図る。
事業内容	作品は、家族・友だちとの交流や郷土愛等をテーマに、市内小・中・義務教育学校を通して募集 し、各学校から厳選された、図画・作文・習字作品の中から、国語・図工美術の教育研究会の先生 方による審査により、入選作品を選び表彰式及び発表会、展示を行う。
令和 2 年度 活動実績	第41回子ども図画・作文・習字展 期 間:令和2年11月26日(木)~12月6日(日) 会 場:土浦市民ギャラリー(アルカス土浦1F) 〈表彰式及び発表会〉 日 時:令和2年11月28日(土) 会 場:茨城県県南生涯学習センター 多目的ホール 新型コロナウイルス感染拡大の影響により夏季休業期間が短縮され、夏休みの宿題としての対応ができなかったため中止となった。
成果	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止
課題及び 今後の 取組の 方向性	より多くの人に作品を見ていただけるよう,土浦市民ギャラリーでの展示を継続していく。

基本方針	3 豊かな人間性を培う青少年の健全育成
重点施策	(2) 健全育成事業の推進
事業名	ウ 子どもまつりの開催支援
担当課	文化生涯学習課
事業目的	昔ながらの遊び場を設定し、遊びを体験しながら郷土意識の高揚を図る。
事業内容	土浦市子ども会育成連合会を主体として、土浦市子どもまつり実行委員会を組織し、遊びや創作活動を通して、子どもたちの豊かな個性を伸ばすとともに、集団の中で社会的ルールを守り、協力し合い、地域社会とのつながりを深めながら、子ども会活動等の振興充実を図る。
令和 2 年度 活動実績	第32回土浦市子どもまつり(新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止) 日 時:令和2年10月10日(土) 会 場:霞ヶ浦総合公園(霞ヶ浦文化体育館前広場)
成果	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止
課題及び 今後の 取組の 方向性	子どもたちを取り巻く環境が多様に変化する中で、地域社会との繋がりを深めていく。

基本方針	3 豊かな人間性を培う青少年の健全育成
重点施策	(2) 健全育成事業の推進
事業名	エ 成人式の開催
担当課	文化生涯学習課
事業目的	新成人に対して、門出を祝い励ますとともに、社会人として今後の活躍を祈念する。
事業内容	・市内8中学校卒業生の新成人32人で構成された成人式運営委員会によって、式典を開催する。 ・成年年齢引き下げ後の成人式の開催について検討を行う。
令和 2 年度 活動実績	○令和3年土浦市成人式(新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期)日 時:令和3年1月10日(日)会 場:クラフトシビックホール土浦(市民会館)対象者:平成12年4月2日から平成13年4月1日までの間に出生した者 ○成年年齢引き下げ後の成人式の開催について(令和5年成人式)・令和2年7月28日:教育委員会定例会において協議・令和2年8月6日:社会教育委員会議において意見聴取・令和2年8月18日:教育委員会議において意見聴取・令和2年8月18日:教育委員会定例会において,社会教育委員会議の意見も含めて再度協議結果:(仮)「土浦市二十歳の集い」として,これまで通り20歳で式典を開催する。
成果	令和3年土浦市成人式は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期。また、成年年齢引き下げ後の成人式の開催について、これまで通り20歳で式典を開催することを決定することができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	延期となった令和3年成人式と、令和4年成人式について、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら開催していく。

基本方針	3 豊かな人間性を培う青少年の健全育成
重点施策	(3) 青少年施設の充実と活用
事業名	ア 青少年の家の利用促進
担当課	文化生涯学習課
事業目的	青少年が共同生活を通して、自分の個性と能力を発見し、より豊かな人間性を培う。
事業内容	・青少年の各種研修 ・青少年の共同生活訓練 ・青少年各種団体の指導者の講習
令和 2 年度 活動実績	○青少年の家利用状況 宿 泊 室: 4団体 55人(令和元年度 36団体 792人) テ ン ト: 6団体 100人(令和元年度 8団体 207人) キャンプ場: 41団体 1,314人(令和元年度 75団体 2,818人) 会議・研修室: 58団体 763人(令和元年度 179団体 4,533人) 多目的広場: 38団体 935人(令和元年度 73団体 2,617人) 野 球場: 12団体 793人(令和元年度 104団体 3,920人) 計 :159団体 3,960人(令和元年度 475団体 14,887人) 主な利用団体:少年野球、ボーイスカウト・ガールスカウト等  ○青少年の家修繕状況(修繕費395千円) ・自動火災報知設備幹線配線修繕 ・ボイラーオイルボンブ修繕 ・研修室サッシガラス修繕
成果	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、休館や利用制限を実施したことにより、利用団体数は159団体で対前年比66.5%の減、利用者数は3,960人で対前年比73.4%の減であったが、施設の安全な運営を図った。
課題及び 今後の 取組の 方向性	施設・設備の老朽化が著しいことから、「公共施設等総合管理計画」等により総合的な検討を 図っていく。

基本方針	3 豊かな人間性を培う青少年の健全育成
重点施策	(3) 青少年施設の充実と活用
事 業 名	イ 子育て支援の充実(こどもランド)
担当課	文化生涯学習課
事業目的	子どもの知識と視野を広げ、豊かな情操と創造力を育む。
事業内容	「こどもランド」は、ウララ2の8階にある施設で、おおむね12歳までのお子さんと保護者を対象とした約600㎡の屋内広場に、遊具、学習、休憩コーナーや授乳スペースなどを設置している。 子どもたちが安心して楽しく過ごせる「こどもランド」を提供するため、各種講座の充実に努め、子育て支援の充実を図る。
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>○こどもランド利用者数</li> <li>11,072人</li> <li>○こどもランド講座・行事(新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止)・なつまつり・紙粘土で作ってみよう・バルーンアート</li> <li>○子育てコンシェルジュによる出張相談 14回</li> </ul>
成果	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用者数は11,072人で、対前年比56.4%の減であったが、子どもたちが安心して楽しく過ごせる場所を提供するとともに、子育てコンシェルジュによる出張相談を実施し、子育て支援の充実が図られた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	機構改革により、令和3年度からこども未来部保育課にて事業を実施していく。 子どもたちが安心して楽しく過ごせる場所を提供するため、感染防止対策を講じた上で各種講座 の開催や充実に努め、新たな戦略も検討しながら子育て支援の充実を図っていく。

基本方針	3 豊かな人間性を培う青少年の健全育成
重点施策	(4) 放課後子ども総合プランの推進
事業名	ア 放課後児童クラブの環境整備
担当課	文化生涯学習課
事業目的	放課後や長期休業日等に、保護者が就労等で家庭にいない児童のために、安心・安全な居場所を 整備する。
事業内容	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従い、クラブ設備の更新、修繕等を進め、クラブ環境の向上を図る。
令和 2 年度 活動実績	○児童クラブ設置状況 16校、44クラブ、定員1,664人 ○新型コナウイルス感染防止対策 ・サーキュレーター設置(全44クラブ) ○クラブ室修繕(修繕費1,714千円) 主な修繕内容 ・非常口修繕(中村小児童クラブ) ・エアコン修繕(都和小児童クラブ(第1・第2教室)) ・正面玄関ヒンジ修繕(都和小児童クラブ) ・玄関・非常口鍵穴修繕(上大津東小児童クラブ) ・ 入口スローブ修繕(上大津東小児童クラブ) ・ 雨樋修繕(荒川沖小、乙戸小児童クラブ) ・ 出入口引戸修繕(菅谷小児童クラブ)
成果	クラブ室の修繕等により、クラブ環境の向上が図られた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	機構改革により、令和3年度からこども未来部保育課にて事業を実施していく。 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従い、児童クラブの環境整備を図ってい く。

基本方針	3 豊かな人間性を培う青少年の健全育成
重点施策	(4) 放課後子ども総合プランの推進
事業名	イ 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型運営の推進
担当課	文化生涯学習課
事業目的	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型運営を推進する。
事業内容	国の「放課後子ども総合プラン」により全ての小学校区で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型、または連携して実施するという目標が掲げられたため、子供教室が実施されていない学校から一括委託を行う。  「放課後児童クラブ」…放課後や長期休業日等に、保護者が就労などで家庭にいない児童のために居場所を提供する事業。  「放課後子供教室」 …地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。
令和 2 年度 活動実績	〇一体型運営実施校:8校 (下高津小,神立小,乙戸小,大岩田小,中村小,新治学園,都和南,真鍋小) ・放課後児童クラブ開設校:16/16校 ・放課後子供教室実施校:14/16校 (内,一体型運営実施校:8/16校,子供教室単独実施校(NPO委託):6/16校) 平成28年度 一括委託 2校(下高津小,神立小) 平成29年度 一括委託 3校(乙戸小 追加) 平成30年度 一括委託 3校(乙戸小 追加) 平成30年度 一括委託 7校(中村小,新治学園 追加) 令和元年度 一括委託 7校(中村小,新治学園 追加) 令和 2年度 一括委託 9校(都和南小,真鍋小 追加) ※土浦第二小子供教室は、十分な活動場所が確保できず,感染症対策が困難なため未実施
成果	放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型運営について、対前年比1校増の8校で実施し、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるような体制が図られた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	機構改革により、令和3年度からこども未来部保育課にて事業を実施していく。 児童クラブと子供教室の一体型運営のため両事業の連携を深め、併せて事業の一括委託を推進し ていく。

基本方針	3 豊かな人間性を培う青少年の健全育成
重点施策	(4) 放課後子ども総合プランの推進
事業名	ウ 放課後児童支援員の資質向上のための研修の実施
担当課	文化生涯学習課
事業目的	放課後児童クラブ事業の充実を図るため、支援員に対する資質向上のための研修を行う。
事業内容	平成27年度から入所対象児童が全学年となり、全児童数は減少傾向にあるものの、児童クラブ登録児童数は増加傾向にあることから、支援員の確保に努めるとともに、資質向上のための研修を実施し、児童クラブ事業の充実を図る。
令和 2 年度 活動実績	○放課後児童クラブ支援員117人、補助員54人、計171人(平均年齢53歳)  ○資質向上研修 ・第1回研修会 開催日:令和2年12月10日 場所:新治地区公民館 参加人数:38人(各校2~3人) 講師:文化生涯学習課職員 内容:新年度における放課後児童クラブ事務説明会 ・第2回研修会(新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止) 開催日:令和3年1月25日 場所:土浦市教育委員会8階 青少年センター 講師:茨城県放課後の居場所づくり推進アドバイザー 内容:放課後児童クラブの円滑な運営のアドバイス
成果	放課後児童クラブ支援員の資質向上研修については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により 参加者を制限せざるを得ないことから、参加支援員が各クラブで研修内容をミーティングで報告す ることにより放課後児童クラブ支援員の資質向上が図られた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	機構改革により、令和3年度からこども未来部保育課にて事業を実施していく。 放課後児童クラブ支援員の資質向上により、児童クラブ事業の充実を図っていく。

基本方針	3 豊かな人間性を培う青少年の健全育成
重点施策	(4) 放課後子ども総合プランの推進
事業名	エ 放課後子供教室の充実、拡充
担当課	文化生涯学習課
事業目的	子どもたちが放課後に安心かつ安全に過ごし、かつ、多様な体験及び活動を行う機会を提供する。
事業内容	放課後に小学校及び義務教育学校の施設を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともにスポーツ、文化・体験活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。 対象児童:第1学年から第6学年まで 実施施設:小学校及び義務教育学校(順次拡大) 実施期間:6月から翌年2月まで、週2回
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>○新たに都和小・真鍋小を加え14/16校で実施</li> <li>○参加登録児童数:1,167人(令和3年2月末日現在)</li> <li>(内訳)・土浦小 147人・東小 57人・上大津東小 99人・右籾小 68人・都和南小 67人・荒川沖小 121人・新治学園 91人・下高津小 99人・神立小 58人・乙戸小 47人・大岩田小 71人・中村小 55人・都和小 80人・真鍋小 36人・土浦第二小 71人(未実施)</li> <li>○主な活動内容・スポーツ(サッカー,ドッチボール,バトミントン,バスケット,縄跳び等)・季節のイベント関係の工作(七夕,ハロウィン,クリスマス,正月等)・昔遊び(鬼ごっこ,凧揚げ,ゴム跳び等)・室内遊び(郷土かるた,折り紙,オセロ等)</li> </ul>
成果	放課後子供教室について、対前年比1校増の14校で実施することができ、子どもたちが放課後に安心かつ安全に過ごし、かつ、多様な体験及び活動を行う機会を確保することができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	機構改革により、令和3年度からこども未来部保育課にて事業を実施していく。 新型コロナウイルス感染症防止対策を行いながら、市内全小学校において子供教室を行う。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(1) 文化芸術活動の推進
事業名	ア 土浦市美術展覧会の開催・美術品等の公開推進
担当課	文化生涯学習課(文化振興室)
事業目的	【土浦市美術展覧会の開催】 市民の組織的な教育活動の一環として芸術文化活動の振興を図るため、土浦市美術展覧会を開催する。 【美術品等の公開推進】 収蔵美術品や本市に所縁のある郷土作家・芸術家等に関する講演会や展示会等を開催することで、市民にとって身近な芸術鑑賞の場を提供し、芸術文化の振興を図る。
事業内容	【土浦市美術展覧会の開催】 土浦市美術展覧会は、土浦市・土浦市教育委員会・土浦市美術展委員会の共催事業として開催している市民公募型の美術展である。茨城県内でもっとも歴史のある市民公募展で、70年を超える歴史をもつ。カテゴリーは洋画・日本画・彫刻・美術工芸・書・写真・デザインの7つの部門があり、例年市民が創作した300点を超える作品が出品されている。 【美術品等の公開推進】 ○展覧会の開催や収蔵美術品の公開を進める。 ・企画展の開催、収蔵美術展の開催、図書館・ギャラリー連携企画の開催 〇美術品の計画的収集・公開のため、寄贈の申請をうけた美術品について、外部有識者による美術品収集検討委員会を開催し、評価・選定を行う。
令和 2 年度 活動実績	【土浦市美術展覧会の開催】 第73回土浦市美術展覧会 令和2年11月12日(木)~11月23日(月)※開催日数12日間 出品者数 323人(前年度:365人) 出品点数 334点(前年度:376点) うち学生・高校生の出品点数 43点(前年度:48点) 入場者数 1,417人(前年度:2,023人) 【美術品等の公開推進】 〇公開推進事業(9回実施、入場者数合計:4,422人)(前年度:17,166人) ・土浦市市制施行80周年記念「戦国群像~諏訪原寛幸イラストレーション展」 期 間:2020年9月26日(土)~10月25日(日)来場者数:1,385人 ・土浦市立図書館・土浦市民ギャラリー連携企画「身近ないきものイラスト展」 期 間:2021年3月20日(土)~5月5日(水祝) 来場者数:483人 ※年度をまたぐ事業のため、3月31日までの来場者数・土浦市収蔵美術品展 合計7回開催 〇新規収蔵美術品 ・美術品収集検討委員会の開催し、堀越隆次作品2点の収集を決定した。
成果	【土浦市美術展覧会の開催】 市内の高校へのチラシ配布や出品促進の声掛け等、周知活動を行ったことにより、学生・高校生について、43点の出品があった。また、デザイン部門において、初めて高校生の作品が出品され、学生・高校生により出品される部門の広がりが見られた。 【美術品等の公開推進】 第8次総合計画の目標値である年間来館者数32,000人に対し、令和2年度来館者数は11,891人(前年度:49,174人)となり、目標値比約64%減となった。
課題及び 今後の 取組の 方向性	【土浦市美術展覧会の開催】 「第8次土浦市総合計画」では文化芸術活動の推進成果を示す指標として、出品点数の目標を400点としている。今後も、継続して高校・大学・専門学校等に働きかけ、事業について更なる周知を図ることにより、出品点数及び会期中来場者数の増加を目指す。 【美術品等の公開推進】 企画展の開催にあたっては、今後とも効果的な広報活動を展開する必要がある。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(1) 文化芸術活動の推進
事業名	イ 土浦市文化祭・土浦薪能の開催に対する支援
担当課	文化生涯学習課(文化振興室)
事業目的	【土浦市文化祭】 市内における文化活動の中心となっている「土浦市文化協会」が開催する土浦市文化祭を支援 し、市民の文化芸術活動の活性化を図る。 【土浦薪能の開催に対する支援】 古典芸能の振興とともに歴史と伝統を活かしたまちづくりに取り組んでいる「土浦薪能倶楽部」 が開催する土浦薪能を支援し、市民の文化芸術活動の活性化を図る。
事業内容	【土浦市文化祭】 文化祭は、土浦市文化協会(15連盟)の主催事業として、春は美術連盟等による春季美術展覧会 を、秋には詩吟、茶華道、バレエ、囲碁将棋、文学、演劇映画、芸文鑑賞、邦楽、音楽、民謡民 舞、交響楽、民俗文化、祭囃子、能楽各連盟の各団体が参加し文化祭を開催し、市民の芸術文化活 動の高揚を図る。
	【土浦薪能の開催に対する支援】 土浦薪能は、平成10年に土浦城址東櫓の復元竣工を記念して開催されたもので、平成30年度で21 回目の開催となる。事業は第4回(平成13年度)より「土浦薪能俱楽部」が主催となり、市が支援を 行っている。
令和 2 年度 活動実績	【土浦市文化祭】  〇第49回土浦市文化祭 21団体参加 来場者数1,302 人(前年度4,665人)  ・名画鑑賞会 (10/3) ・邦楽発表会 (11/29)  ・市民囲碁大会 (10/25) ・土浦交響楽団特別演奏会(12/13)  ・民族文化連盟発表会 (11/8) ・クラッシック&モダンバレエコンサート(12/20) ・劇団創造市場公演 (11/15)  ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、春季美術展覧会外11事業を中止した。  〇イオンモールDEプチ文化祭(9/11~10/4)を実施し、土浦市文化祭のPRに努めた。  【土浦薪能の開催に対する支援】  令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のために開催中止。
成果	【土浦市文化祭】 土浦市民の芸術文化活動の振興に寄与している。また、コロナ禍における開催となったが、感染対策を行い、21団体が参加し、開催することができた。 来場者数は、前年度4,665人に対し、令和2年度来場者数は1,302人となり、前年度比約72%減となった。
課題及び 今後の 取組の 方向性	【土浦市文化祭】 既存団体については高齢化が進み、文化祭事業の参加団体・参加者が減少していることが課題である。今後も文化祭事業の集客増加・参加者増加を目指して、文化祭PRイベントの開催や広報宣伝の強化等に取り組む。 【土浦薪能の開催に対する支援】 自主財源の確保が課題となっている。「薪能倶楽部」では、更なる協賛企業等の確保やPR活動の充実、クラウドファンディングの活用等により、諸収入の増加を目指しており、今後とも公と民が協力して事業の推進を図っていく。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(1) 文化芸術活動の推進
事業名	ウ 市民会館自主文化事業の充実
担当課	文化生涯学習課(文化振興室)
事業目的	市民に対する文化活動の一環として講演会やコンサート等を開催し、市民が自主的に文化芸術を 鑑賞し創造する機会の充実を図り、地域における文化芸術の振興を図る。
事業内容	土浦市民会館自主文化事業運営委員会により選定された演劇やコンサートなどを開催し, 市民が芸術文化を鑑賞する機会を充実させることで, 地域における芸術文化の振興を図る。
令和 2 年度 活動実績	○「立川流若手落語家二人会」 令和2年9月19日実施 有料入場者数120人 ○劇団創造市場「シンデレラ」 令和3年3月14日実施(2回公演) 有料入場者数301人 計2本3公演 延べ有料入場者数420人 令和元年度:大規模改修工事により閉館 平成30年度:計3本4公演開催 延有料入場者数3,954人 ※公演の延期・中止状況(新型コロナウイルス感染拡大防止のため) 森高千里コンサート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
成果	市民が芸術文化を鑑賞する機会を充実させることができ、地域における芸術文化の振興に役立て ることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	今後,より魅力的な自主文化事業の推進を図るとともに,市民の文化芸術活動の拠点としての活用をさらに推進する。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(2) 文化施設等の整備と活用
事業名	ア 市民会館の耐震化及び大規模改修工事
担当課	文化生涯学習課(文化振興室)
事業目的	市民の文化活動の拠点である土浦市民会館は、築50年を経過して老朽化の進行やバリアフリー対策の点で問題があり、また耐震強度不足も指摘されたことから、耐震補強及び大規模改造工事を実施する。
事業内容	○市民会館の耐震化及び大規模改造 ・平成29年度 : 耐震補強及び大規模改造設計 ・平成30~令和元年度:耐震補強及び大規模改造工事 ・令和元~2年度 : 駐車場整備工事 ○工事内容 ・耐震補強工事, 天井脱落防止対策, 舞台機構の改修, 諸設備・客席交換 ・エレベーター設置, トイレ改修, 駐車場整備 等 ○令和2年5月24日(日) リニューアルオープン
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>○駐車場整備工事         <ul> <li>・工期:令和元年12月26日~令和2年4月15日</li> <li>[内容]</li> <li>大規模イベントの際には駐車場不足となるため、駐車台数31台分の拡張整備を行った。(総駐車台数286台→317台)</li> </ul> </li> <li>○ネーミングライツの導入             「クラフトシビックホール土浦」(略称「クラフトホール」)</li></ul>
成果	耐震化及び大規模改修工事によって、市民が、より安心・安全に、そして快適・便利に利用でき る施設となった。
課題及び 今後の 取組の 方向性	中長期的な維持管理・更新等に掛かるコストの平準化、適切な施設管理を行い、施設の機能を高めるため、長寿命化計画を策定する。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(2) 文化施設等の整備と活用
事 業 名	イ 市民ギャラリーの有効活用
担当課	文化生涯学習課(文化振興室)
事業目的	生涯学習及び芸術文化の振興を図るため、土浦市民ギャラリーの有効利用を図る。
事業内容	貸しギャラリーとして, 市民をはじめ県南地域住民の芸術文化発表・鑑賞の場となっている。併せて学校や市の主催事業にて活用し, 芸術文化の振興に寄与している。
令和 2 年度 活動実績	令和2年度は、一般貸出として絵画(5件)、写真(2件)、工芸(4件)、その他(4件)合計15件(前年度45件)の展覧会が開催された。また、学校・市主催事業としてはポスター(1件)、その他(2件)の展覧会を開催した。なお、一般利用+市・学校利用による施設の稼働率は、オープンギャラリーは約58%(98/168)(前年度:約79%・165/208)展示ギャラリーは 約49%(41/84)(前年度:約88%・92/104)となっている。  ※オープンギャラリー:4室×年間42週=168コマ展示ギャラリー :2室×年間42週=84コマ4月4日~5日、4月9日~5月25日までの49日間、1月19日~2月7日までの20日間は新型コロナウイルスの感染拡大をうけて臨時休館
成果	第8次総合計画の目標値である年間来館者数32,000人に対し、令和2年度来館者数は11,891人となり、目標値比約64%減となった。
課題及び 今後の 取組の 方向性	ギャラリーの使用者・来館者とも、若年層が少ないため、市内小中学校および高校、近隣大学等の利用促進を図ることにより、より幅広い世代が芸術文化に親しむ場所とすることを目指す。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(3) 文化財の保護と活用
事 業 名	ア 指定文化財の調査・研究及び保護・保存
担当課	文化生涯学習課(文化振興室)
事業目的	文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことができないものであるとの認識から、保存及び活用のための必要な措置を講ずるため、指定文化財の調査及び研究を行う。 文化財の保存が適切に行われるように、指定文化財の修理、管理等について実施及び支援を行う。
事業内容	土浦市文化財保護審議会(委員数8人)の助言を受け、指定文化財の現状調査及び指定候補文化財の調査・研究を行う。 ①指定文化財管理 市が管理している指定文化財について、適切な管理を行う ②指定文化財所有者・管理者についての支援 指定文化財を所有・管理している団体や個人と連携を取り、適切な管理について支援を 行う
令和 2 年度 活動実績	○文化財保護審議会の開催 3回開催 ・第1回:年間スケジュール、文化財の指定に係る答申 ・第2回:先進地視察(牛久市:文化財保存活用地域計画・日本遺産) ・第3回(書面):令和2年度事業報告、文化財保存活用地域計画について ○指定文化財管理 ・(県)真鍋のサクラ樹木管理〔剪定〕・樹勢回復 ・(県)亀城のシイ樹木管理〔剪定〕・樹勢回復 ・(県)亀城のシイ樹木管理〔剪定〕 ・(県)東城寺経塚管理〔草刈〕 ・(市)土浦城旧前川口門管理〔補修〕 ・(市)土浦城旧前川口門管理〔補修〕 ・(市)水戸街道松並木管理〔剪定・防虫・草刈等〕 ・(市)ボ川沖の一里塚管理〔草刈〕  計6ヶ所7件 ○指定文化財管理者支援 ・(市)八坂神社〔自動火災報知機設置〕  1ヶ所
成果	・令和2年度新規市指定文化財:「旧川口川閘門鉄扉及び排水ポンプ」(歴史資料) 本文化財について(公財)東日本鉄道文化財団の支援を受け保護事業(再塗装他)を 行った。 ・「色川三中草稿」令和2年度県指定文化財の追加資料指定された。 ・適切な管理・修理の実施により、文化財としての価値が保全された。
課題及び 今後の 取組の 方向性	・今後も文化財の調査・研究を進め、本市所在の文化財の適切な保存と活用に努める。 ・文化財そのものの経年劣化や所有者の経済状況の変化や自然災害の増加等により、建造物を 中心に文化財所有者の負担が大きくなっており、今後も支援が必要である。なお火災に対処 するため郁文館の正門に自動火災報知機の設置を予定している。 ・令和3年度より市内文化財の総合的な保存と活用を図るための「土浦市文化財保存活用地域 計画」の策定に着手する。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(3) 文化財の保護と活用
事業名	イ 無形民俗文化財伝承団体への支援
担当課	文化生涯学習課(文化振興室)
事業目的	無形民俗文化財の保存が適切に行われるように、適切な支援を行う。
事業内容	〇県指定無形民俗文化財伝承団体への支援 ・「からかさ万灯」事業補助 ・「日枝神社流鏑馬祭」事業補助 ・「田宮ばやし」事業補助
令和 2 年度 活動実績	無形民俗文化財の伝承を行う保存会の活動に補助金を交付し、保存会の負担軽減を図った。  〇田宮ばやし  祇園祭:7月26日  成果披露:市制施行80周年記念式典:11月3日  その他の成果披露は新型コロナ感染拡大防止のため中止  ※(令和2年度)日枝神社流鏑馬及び大畑からかさ万灯は新型コロナ感染拡大防止の  ため中止となった。
成果	無形民俗文化財の保存会の負担軽減を図ることにより、保存会の維持や文化財の維持に役立てる ことができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	地域の貴重な伝統文化を守り、次の世代に継承していくため、今後も事業を継続していく。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(3) 文化財の保護と活用
事業名	ウ 文化財愛護精神の普及・啓発
担当課	文化生涯学習課(文化振興室)
事業目的	文化財愛護精神の普及・啓発を図るため (ア)文化財愛護活動団体への支援 (イ)文化財愛護活動の充実 (ウ)文化財説明板及び標柱の整備と管理
事業内容	<ul> <li>○文化財愛護の会への活動支援 長年市民による文化財愛護活動を実践している土浦市文化財愛護の会の活動に適切な支援 を行い、市民の文化財愛護精神と郷土愛を深め、市の貴重な文化財の保護と保存を図る。</li> <li>○文化財防火デー防火訓練の実施 毎年、1月26日の文化財防火デー前後に、文化財防火デー防火訓練を行う。 小学校児童や地域住民の方々に、訓練に参加してもらうことにより、文化財愛護精 神の普及に努める。</li> <li>○老朽化した文化財説明板の改修</li> </ul>
令和 2 年度 活動実績	○文化財愛護の会への活動支援(会員数:242人) ・文化財パトロール:市内約100ヶ所 ※清掃活動,各部会活動等は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 令和2年度は次年度活動のための作業用品の準備を行った。 ○文化財防火デー防火訓練は,新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。 ○文化財防明板改修 ・市指定史跡「木田余城跡」説明板付け替え ・市指定歴史資料「旧川ロ川閘門鉄扉及び排水ポンプ」板面修理 費用は(公財)東日本鉄道文化財団の支援予算に含む
成果	文化財愛護団体への活動支援を行うことで、文化財愛護精神の普及・啓発を図ることができた。 (愛護の会会員数:4人増) 説明板の改修を行うことで、文化財への理解が深まった。
課題及び 今後の 取組の 方向性	・文化財愛護精神の普及・啓発に努めるため、今後も事業を継続していく。 ・令和3年度は愛護の会と協力して文化財保存活用地域計画の作成に伴う市内未指定文化財の 調査を行う予定である。 ・愛護の会会員の高齢化が進んでいることが課題となっている。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(4) 埋蔵文化財の保護と活用
事業名	ア 開発行為等に伴う埋蔵文化財の照会・指導・確認調査
担当課	文化生涯学習課(文化振興室)
事業目的	文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことができないものであるとの認識から、埋蔵文化財包蔵地の周知に必要な措置を行うために、埋蔵文化財包蔵地の開発行為等に対する指導を行い、確認調査の実施や遺跡の保護に努める。
事業内容	①窓口問合せ窓口や電話による埋蔵文化財包蔵地に関する問い合わせについて、埋蔵文化財の有無を回答する。 ②文書照会文書による埋蔵文化財包蔵地に関する問い合わせについて、埋蔵文化財の有無を文書で回答する。 ③事前協議回答…開発行為等に該当するものについては市指導要綱に基づく事前協議を行い、埋蔵文化財の有無を回答する。 ④試掘確認調査実施…上記問合せ・照会・協議等のうち、工事が埋蔵文化財の有無を確認おそれがあるものについては、工事着手前に埋蔵文化財の有無を確認するために試掘確認調査を実施する。
令和 2 年度 活動実績	①~③事業者からの埋蔵文化財包蔵地照会に対する回答を行った。 ・窓口問合せ 920件(前年度843件) ・文書回答 60件(前年度 59件) ・事前協議書回答 38件(前年度 37件) 合計1,018件(前年度939件:79件増) ④照会場所が遺跡に該当している場合には、必要に応じて現地工事立会いや試掘確認調査等を行った。 【令和2年度試掘確認調査】 ・文京町、烏山、下高津4丁目、神立、大畑、永国、小高、藤沢、田土部地内他合計18件(前年度8件)・・・10件増 試掘確認調査等により遺跡が確認された場合、事業者と遺跡の保存について協議を行い、保存が図れない場合には、必要に応じて記録保存(発掘調査)を行うよう指導した。発掘調査については、P124「(4)ーウ埋蔵文化財の発掘調査に伴う業務」参照。
成果	開発・建築等事業者からの埋蔵文化財包蔵地に対する照会に対し、適切な指導をすることで、埋蔵文化財の保護が図られた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	埋蔵文化財は、保護の対象物が地下にあるという特性があり、そのため正確に把握することが大変難しい。令和元年度、個人住宅建設に伴う埋蔵文化財の対応について県より指導があり、令和2年度より対応を一部見直したことから、試掘確認調査件数が大幅に増加した。なお令和3年度より国庫補助金を導入した試掘確認調査を実施するとともに、指導に使用する遺跡地図データの更新を令和3年度に予定している。 今後も本市都市計画部局等との連携を図り、事業者への事前照会・協議の重要性など文化財保護意識の啓発を図り、継続して事業者への指導を行っていく。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(4) 埋蔵文化財の保護と活用
事 業 名	イ 学術調査の実施(筑波大学合同学術調査-王塚古墳,新治窯跡群,下坂田貝塚)
担当課	文化生涯学習課(上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
事業目的	市内重要遺跡を調査し、保存と活用、生涯学習の推進を図る。
事業内容	平成24年度から市内の重要遺跡について学術的な調査を実施している。上高津貝塚に関連する遺跡や市内の特徴的な遺跡の調査、平成30年度からは、筑波大学考古学研究室との合同調査である手野町所在の市指定史跡の古墳2基の確認調査を行っている。これらの調査成果については随時公開する。
令和 2 年度 活動実績	<ul> <li>○下坂田貝塚の調査(3月)</li> <li>・令和元年度から令和5年度まで、5か年の調査を計画。</li> <li>・貝塚の確認調査 昨年度確認された2か所の貝塚について、範囲と時期を判断するための確認調査を行った。</li> <li>○新治窯跡群の小野窯跡の調査(2月~3月)</li> <li>・平成30年度から令和3年度まで、4か年の調査を計画</li> <li>・小野窯跡の確認調査を行った。</li> <li>○王塚古墳・后塚古墳筑波大学合同学術調査(12月)</li> <li>・平成30年度から令和4年度まで、5か年の調査を計画</li> <li>・両古墳の周溝の確認調査</li> <li>・記者向け現地説明会の開催(12月17日)</li> </ul>
成果	下坂田貝塚調査は、2か所の貝塚の範囲と時期を確認することができた。新治窯跡群の小野窯跡の調査では、灰原の範囲から窯跡が広範囲に存在していることが明らかになり、また、操業開始時期が100年遡る資料が発見された。王塚・后塚古墳調査は、后塚において古墳の周りの溝(周溝)の状況が分かり、王塚古墳では、溝から葬送儀礼に使われた壺が発見された。
課題及び 今後の 取組の 方向性	学術調査は今後も継続し、成果を公開する。また、大学との合同調査も、双方の英知を活かせる ので今後も継続を検討している。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(4) 埋蔵文化財の保護と活用
事 業 名	ウ 埋蔵文化財の発掘調査に関する業務
担当課	文化生涯学習課(上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
事業目的	開発行為によって保存が困難な遺跡について、記録保存のための発掘調査を行う。遺跡は地域の歴史を解明する重要な資料であることから十分な調査研究を行い、その成果は教育普及に役立てる。
事業内容	遺跡地内において開発行為が発生した場合, 試掘確認調査を行い内容等を確認し, その結果を基に取り扱いについて協議する。設計上遺跡の保存が図れない場合, 記録保存を目的とした発掘調査を実施する。
令和 2 年度 活動実績	○中高津西原遺跡(中高津二丁目) 調査時期 6月 調査原因 宅地分譲 調査面積 114㎡ 調査概要 古墳時代の竪穴建物跡1軒 ○前神田遺跡(神立町) 調査時期 11月 調査原因 市道改良工事 調査面積 117㎡ 調査概要 平安村代の竪穴建物跡5軒 ○大畑本田遺跡 (大畑) 調査原期 3月 調査原期 3月 調査原期 個人住宅 調査面積 4㎡ 調査概要 縄文時代の竪穴建物跡2軒
成果	3か所で遺跡の発掘調査を実施し、縄文時代、古墳時代、平安時代の資料が発見された。前神田遺跡からは、平安時代の建物跡や土器、大畑本田遺跡では、縄文時代の建物跡や貯蔵用の穴や縄文土器が発見された。これらの成果は展示や講座などで公開する。
課題及び 今後の 取組の 方向性	開発行為に伴う発掘調査は、工事の関係もあり速やかな対応が必要である。特に個人住宅の調査 の増加が予想されるので、人員も含めた対応を検討しながら進めていく。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(4) 埋蔵文化財の保護と活用
事業名	エ 市内遺跡出土品の保存処理
担当課	文化生涯学習課(上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
事業目的	重要文化財の武者塚古墳出土品をはじめとした市内遺跡の出土品について、貴重な文化遺産として後世のために長く保存し、また展示公開することにより教育普及事業の充実を図る。
事業内容	平成26年に重要文化財指定となった武者塚古墳出土品について、平成28年度から30年度にかけて文化庁の補助金を利用し、劣化を抑えるための保存処理と、負荷を軽減するために保存台を製作した。保存処理や保存台製作が完了したため、秋の企画展において同時公開した。また、市内出土の金属製品についても、劣化を防止するため保存処理を行っている。
令和2年度 活動実績	市内出土の金属製品保存処理 ・八幡下遺跡(常名)出土品 ・弁才天遺跡(常名)出土品 ・西谷津遺跡(西並木)出土品 ・西人ノ上遺跡(沖宿町)出土品 ・岡の宮遺跡(高岡)出土品
成果	金属製品の劣化防止が図られ,長期的に安定した資料の保存活用が可能となった。
課題及び 今後の 取組の 方向性	今後も、金属器や木製品など劣化が進みやすい考古資料や、修復が必要な考古資料について処理 等を行い、保存や展示に役立てる。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(5) 史跡の整備と活用
事 業 名	ア 「土浦城跡および櫓門」の保存管理
担当課	文化生涯学習課(文化振興室)
事業目的	茨城県指定史跡「土浦城跡及び櫓門」及び同史跡内に所在する文化財について適切な保存管理と 利活用を図り,文化財保護思想の普及啓発に努める。
事業内容	「土浦城跡及び櫓門」の指定地内にある文化財について、適切な保存管理を行う。 ①史跡(地下遺構)の保存管理 ②櫓門等既存建造物、東櫓等復元建造物の保存管理 ③県指定天然記念物「亀城のシイ」の保存管理 ④史跡の活用
令和 2 年度 活動実績	・旧前川口門の屋根瓦にズレが見つかり落下の可能性があったことから、確認及び修理を 行った。 ・亀城のシイは、枝の剪定及び枯れ枝の除去などを行った。 (上記2つは(3)ーアでも記載) ・令和2年度東櫓入場者数 5,118人(前年度:13,520人) ※令和2年度は新型コロナ感染症拡大防止対策により69日間臨時休館。 ・東櫓及び櫓門周辺のライトアップ用機器についてLED化し、賃借で導入した。
成果	・旧前川口門・亀城のシイとも適切な安全性確保のための対応をおこなったため、文化財の管理と見学者の安全が確保された。 ・LED化により照明の省エネ化が図られた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	・史跡としての価値が高まるよう、また安全に見学ができるよう適切な管理を行う。なお土浦城址という本市特有の文化遺産を更に活かし、まちづくりにも寄与できるよう「文化財保存活用地域計画」の中で検討を進める。 ・令和3年度は櫓門・西櫓への自動火災報知機設置及び霞門保存改修設計を予定している。 ・電城公園は史跡や都市公園と共に土浦市防災計画における避難所としての位置付けもされていることから、耐震性の確保についても検討したい。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(5) 史跡の整備と活用
事業名	イ 上高津貝塚ふるさと歴史の広場の管理、運営
担当課	文化生涯学習課(上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
事業目的	国指定史跡上高津貝塚を整備した上高津貝塚ふるさと歴史の広場について、来場者の安全性、利便性を図るため適正な管理運営を行い、市民の生涯学習活動を推進する。
事業内容	史跡公園として整備された上高津貝塚と、隣接地に建てられたガイダンス施設や埋蔵文化財調査機能を備えた考古資料館からなる「上高津貝塚ふるさと歴史の広場」について、来場者が安全で快適に利用できるよう、定期的な保守点検や広場の管理、故障や破損箇所の修繕等を行う。
令和 2 年度 活動実績	○広場の管理 ・除草、伐根(日常) ・芝刈り ・樹木剪定、植栽地刈込み、消毒 ・園路等簡易補修 ・屋外展示物、デッキ破損箇所の補修 ・樹木の説明プレートや案内板の設置 等 ○考古資料館の管理 ・冷温水ユニット改修工事 ・設備等保守点検 ・展示物保守点検 ・展示物保守点検、故障展示物の修繕 ・故障、破損箇所修繕 ・照明の一部をLED化し、機器を賃借で導入した。
成果	広場については、日常の除草作業のほか、芝刈りや台風後の簡易修繕によって快適な環境を提供することができた。芝地での利用のほか、ウォーキングや樹木観察など多くの利用者があった。
課題及び 今後の 取組の 方向性	開館して25年経過することから、屋内外の施設や設備、展示物に劣化、故障箇所が増えている。 利用者の安全や利便性のため、計画的な改修が必要となる。また、近年、台風などの自然災害も多いので、速やかに簡易修繕を行うようにする。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(5) 史跡の整備と活用
事業名	ウ 武者塚古墳展示施設の管理
担当課	文化生涯学習課(上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
事業目的	展示施設の見学者の安全性や利便性の確保とともに、地域住民による文化財保護意識の醸成を図る。
事業内容	武者塚古墳は昭和58年に発掘調査が行われ、全国的に見ても極めて珍しい毛髪(みずら)や金属製品が出土し、出土品は平成26年に重要文化財に指定された。古墳は市指定文化財で、現地に覆屋を設け保存公開している。施設は無人であるため日常の清掃等は上坂田地区町内会に依頼している。
令和 2 年度 活動実績	〇上坂田地区町内会による日常管理 ・清掃(トイレ含む) ・見回り 等
成果	長く上坂田地区住民による清掃活動や見回りが行われてきた。標識版の設置協力もあり、地元の 文化財を守る意識は高い。そのため、快適に見学できるように維持管理することができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	りんりんロードから近いこともあり、近年は自転車による見学者も多く見かけるようになった。 快適な環境での見学には、日常管理は必要である。当館から離れた場所にあることから、地域住民 による清掃や見回りは管理上非常に有効である。また、地域の文化財を守るという高い意識を尊重 し、今後も地域による清掃等の依頼を継続したい。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(6) 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動の充実
事 業 名	ア 市立博物館の事業
担当課	文化生涯学習課(博物館)
事業目的	市立博物館は、土浦市域の歴史的な特徴を分かりやすく展示、紹介している。「公開承認施設」 に認定されている特性を活かして特別展等の企画の充実を図るとともに、調査・研究の成果を活か し、市民の郷土学習の推進に努める。
事業内容	①特別展、テーマ展等の開催 ②歴史・民俗資料の収集保存と活用 ③博物館紀要など歴史研究刊行物の発行 ④戦後70年「市民の記憶」収集調査 ⑤「館長講座」の開催
令和 2 年度 活動実績	①特別展、テーマ展等の開催 ・市制施行80周年記念テーマ展「土浦病院と小川芋銭」 期 間:9月1日(火)~10月11日(日) 入館者数:3,431名 ・特別公開「土屋家の刀剣ー国宝・重要文化財の公開」 期 間:10月21日(水)~11月15日(日) 入館者数:2,993名 ・特別展「東城寺と『山ノ荘』一古代からのタイムカプセル、未来へ」 期 間:3月20日(土)~5月5日(水) 入館者数:5,833名 ②歴史・民俗資料の収集保存と活用(歴史資料の購入) ・土屋英直「葡萄図」 ・岡部永知「鶏図」 ・茨城県信太郡中家村郡籍組換請願書等 ③博物館紀要など歴史研究刊行物の発行 ・第31号(長田直子「『家事志』『家事記』から見る江戸の薬種商と色川家」ほか) ④戦後70年「市民の記憶」収集調査 「戦争の記憶マッブ」(1,000部)を印刷 ⑤「館長講座―館長が語る歴史物語」の開催 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年6月に延期
成果	特別展「東城寺と『山ノ荘』 - 古代からのタイムカプセル、未来へ」では、東京国立博物館が所蔵する東城寺出土の経筒を里帰りさせ、合わせて茨城県内の経筒を借用して展示した。また、流鏑馬祭や律宗の浸透など、山ノ荘地区の豊かな歴史を紹介した。令和2年度入館者数(東櫓を含む)18,180名 (令和元年度入館者数 33,227名)
課題及び 今後の 取組の 方向性	土浦地域の特徴を取り上げた展覧会を開催し、市民が歴史に興味と誇りを持てるようにしていく。総合展示では年に4回の展示替えを行って多様な資料を展示する。令和3年度の特別展では鎌倉幕府御家人の八田知家に始まる武門小田家の歴史を「八田知家と名門常陸小田氏」として紹介する。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(6) 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動の充実
事業名	イ 上高津貝塚ふるさと歴史の広場の事業
担当課	文化生涯学習課(上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
事業目的	上高津貝塚ふるさと歴史の広場は、考古学や地形、地質から見た土浦市域の歴史を展示、紹介している。これらの調査研究を行い、教育普及事業の充実を図る。
事業内容	①企画展、テーマ展の開催 ②考古資料の調査、収集保存と活用 ③歴史研究刊行物の発行 ④子ども郷土研究の開催 ⑤筑波山地域ジオパーク推進協議会教育・学術部会事務局
令和 2 年度 活動実績	①企画展、テーマ展の開催 ・企画展「古代から中世へ―常陸における社会と文化の変動期―」市制施行80周年事業 期 間:令和2年10月17日~12月6日 入場者数:5,248人 ・テーマ展「地下にのこる土浦城」市制施行80周年記念事業 期 間:令和2年3月14日~4月8日・5月26日~6月21日 入場者数:3,431人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4月8日で中止し、5月26日から6月21日まで 延長。 ・テーマ展「地下にのこる土浦城」市制施行80周年記念事業 期 間:令和2年7月23日~8月23日 入場者数:2,100人 ※6月まで開催していた「地下にのこる土浦城」を「夏のファミリーミュージアムテーマ展」 として、児童向けに再構成して開催した。 ・テーマ展「記念物100年展参加事業 参掘された土浦の歴史」 期 間:令和3年3月20日~5月5日 入場者数:4,903人 ②考古資料の調査、収集保存と活用 ・金属製品の保存処理、収蔵資料の調査 ③歴史研究刊行物の発行 ・展示パンフレット、発掘調査報告書、年報 ④子ども郷土研究の開催 ・小学校夏休み期間短縮のため中止 ⑤筑波山地域ジオパーク推進協議会教育・学術部会事務局 ・筑波山地域ジオパーク推進協議会「教育学術部会」事務局 (節会会議の開催 3回、ジオサイト看板原稿調査、会議への出席、研究助成金の募集等)
成果	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により69日間臨時休館となり、事業の多くも中止、縮小、延期となった。その中でも、対策を十分に行って実施した事業では多くの参加者があった。
課題及び 今後の 取組の 方向性	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に行い、考古資料から見た土浦の歴史を紹介する 展示を今後も開催する。市民の興味関心のあるテーマを、分かりやすく内容の濃い展示となるよう 心掛ける。ジオパークについては、従来の教育や学術に関する内容や周知活動のほか、再認定審査 で指摘を受けた事項を修正を進める。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(6) 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動の充実
事業名	ウ 体験学習の実施
担当課	文化生涯学習課(博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
事業目的	両館の特長を活かした、親しみやすい体験型の講座を開催し、文化財への理解を深めるとともに 生涯学習の推進を図る。
事業内容	両館の特長を活かした体験講座を実施している。  ○博物館  「ミニ掛軸をつくろう」「かすみ人形をつくろう」「親子はたおり教室」 「博物館のおしごと体験」「戦争体験のお話をきく会」 (以上、夏休み期間に実施) 「展示ホールはたおり体験」「はたごしらえ講座」  ○上高津貝塚ふるさと歴史の広場 「縄文土器・土鈴」「勾玉」「編布のカードケース」「火起こし体験」 (以上夏休み期間に実施) 「縄文の布作りと原始機織講座」「縄文土器」「四つ組み講座」「上高津貝塚どきどき 体験」
令和 2 年度 活動実績	例年、両館の特長を活かした体験講座を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、多くの体験講座が中止や延期、規模縮小となった。  ○博物館 「展示ホールはたおり体験」、「はたごしらえ講座」 夏休み期間に企画していた体験講座は開催しなかった。  ○上高津貝塚ふるさと歴史の広場 「縄文の布作り講座」、「縄文土器」、「上高津貝塚どきどき体験」 夏休み期間に企画していた体験講座は開催しなかった。2月の布関係講座は中止とした。
成果	両館とも、例年、夏休みに開催している体験講座を取り止めにした。その影響か、上高津貝塚で 秋に実施した土器づくり講座は、小学生の参加が多かった。
課題及び 今後の 取組の 方向性	申し込み方法や人数などを調整するなど,新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に行い 実施する。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(6) 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動の充実
事 業 名	エ 同好会・講座受講生等の育成と連携及び作品展の開催
担当課	文化生涯学習課(博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
事業目的	各種同好会への協力・連携を行う。様々な事業を企画し、郷土史の学習や郷土意識の高揚に努める。
事業内容	○博物館 古文書関連の会として土浦市古文書研究会,博物館古文書の会の2団体が活動している 他、はたおりの会が活動しており、特に、土浦市古文書研究会とはたおりの会は、30年を超える歴史を持つ。  ○上高津貝塚ふるさと歴史の広場 上高津貝塚土器づくりの会と古代織研究会が活動している。どちらも講座受講生が中心となって結成され、制作を通して縄文時代を学習している。会は体験講座への協力を行い、館は作品展の指導、学習協力、活動場所の提供を行っている。
令和2年度活動実績	<ul> <li>○博物館         <ul> <li>・土浦市古文書研究会…古文書の解読と整理(業務委託)。</li> <li>・博物館古文書の会…博物館が所蔵する古文書の解読と研究。 令和2年度は博物館所蔵「土浦藩士書留」を解読・翻刻した。</li> <li>・はたおりの会…はたおり技術の伝承と習得をめざして活動。 はたおり体験講座で講師として協力。</li> <li>・綿の実…はたおり技術の伝承と習得をめざして活動。 はたごしらえ講座で講師として協力。</li> </ul> </li> <li>○上高津貝塚ふるさと歴史の広場         <ul> <li>・上高津貝塚土器づくりの会…縄文土器や土偶の制作、作品展の開催、講座作品展への出品・展示作業協力。講座への協力</li> <li>・古代織研究会…編布や原始機織よる布制作、作品展の開催、講座作品展への出品・展示作業協力。講座への協力。</li> </ul> </li> </ul>
成果	各同好会に所属する会員の、知識や技術の向上が見られた。綿の実では、その成果を、「はたごしらえ講座」講師・指導者として反映させた。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、通常協力してもらっている夏休み期間中の体験型講座は中止した。
課題及び 今後の 取組の 方向性	同好会の育成と連携に今後も取組み、両館と同好会が相互に助け合い、本市の歴史や文化への理解を深めていく。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(6) 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動の充実
事 業 名	オ 博物館実習・職場体験・校外学習・出前講座への対応・協力
担当課	文化生涯学習課(博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
事業目的	小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・大学等、学校教育と連携・協力し、土浦市域の歴史と文化についての理解を深める。また、市民や団体の要望に応じて出前講座を実施し、歴史への興味を喚起する。
事業内容	大学の学芸員課程には博物館実習の場を提供し、高等学校には総合学習、中学校には職場体験、小学校には校外学習を実施する。出前講座は市民の要望に対応して博物館外で講座・講演等を行う。
	○博物館実習内容(両館実習4大学6人) ・日程説明 市立博物館活動概要 施設見学 資料保存と収蔵庫について ・歴史資料(掛軸・巻子)の取り扱いと整理 ・民俗資料の整理 ・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動概要 施設見学 教育普及事業と埋蔵文化財について ・考古資料の整理と体験学習の補助 ・歴史資料(古文書)の整理 実習レポートの作成  ○小学校校外学習内容(博物館: 1 校 25人, 上高津貝塚: 15校 921人)
令和 2 年度 活動実績	博物館:小学3年生 むかしの道具の説明,はたおり体験,展示室見学,東櫓見学上高津貝塚:主に小学6年生 展示室・広場見学,火起こし,勾玉作り  〇中学校・高等学校・大学等 博物館:中学校(1校:39人)・大学(1校:10名) 上高津貝塚:大学(1校:17名)  〇出前講座(博物館:10回170人) 博物館:大手町福寿会講座,常陽藝文提携講座,霞ケ浦環境科学センターほか ※江戸時代の土浦について,藩主土屋家や醤油醸造など,様々なテーマで行った。
成果	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による休校措置などにより、校外学習で来館する小学校が例年より大幅に減少した。そのような状況であったが、上高津貝塚では、例年の春期に代わり秋期を中心に15校の来館があり、博物館では夏期から秋期を中心に10件の出前講座が行われた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に行い、学校、市民・各種団体に対して適切な支援や協力を進め、文化財や土浦市域の歴史と文化についての理解を深めていく。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(6) 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動の充実
事業名	カ 土浦ミュージアムセミナー「歴史から学ぶー常総地域の歴史と文化」の開催
担当課	文化生涯学習課(博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場・文化振興室)
事業目的	学芸員の研究成果を講座で紹介することにより、文化財への理解と生涯学習の推進を図る。
事業内容	市史編さん事業の一環として学芸員が研究成果を発表している「市史検討会」の成果を, 「土浦ミュージアムセミナー」と題して市民向けの講座を実施している。
令和 2 年度 活動実績	令和2年度は、博物館で4回実施し、総受講者数は120名であった。内容は、以下のとおりである。 (時間:10:00~11:30) 10月10日(土) 「土浦病院と小川芋銭-石島家に残る作品の整理」 (市制施行80周年記念テーマ展「土浦病院と小川芋銭」 の関連行事として実施)※申込者多数のため午前と午後の2回実施 10月17日(土) 「土浦地域における弥生から古墳時代の人の動き」 10月24日(土) 「名文の玉手箱-弘庵先生『如不及斎文鈔』」 10月31日(土) 「江戸時代における土屋家刀剣の管理と引き継ぎ」
成果	毎年実施している講座で、リピーターも多く、市民の生涯学習に貢献した。第1回目は、テーマ展「土浦病院と小川芋銭」の講座を兼ねて実施したこともあり、聴講者数は前年比38%増となった。 学芸員の研究発表の機会にもなっている。
課題及び 今後の 取組の 方向性	新型コロナウイルス感染症対策として、全体の実施回数や1回あたりの時間数を減らすなどの工 夫をしながら、継続して開催する。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(6) 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動の充実
事業名	キ 学校教育における郷土教育の推進
担当課	文化生涯学習課(博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
事業目的	小・中・義務教育学校の学校教育と連携・協力し、土浦市域の歴史と文化についての理解を深める。
事業内容	児童生徒の豊かな郷土愛を育むため、学芸員が市内小中学校へ出向き授業を行う。
令和 2 年度 活動実績	・大岩田小学校(3年生) 実施 日:7月28日(火) 内 容:みんなだ~いすき土浦 聴講児童数:43名  ・土浦小学校(6年生) 実施 日:7月15日(水) 内 容:縄文時代の暮らしと火起こし体験 聴講児童数:118名  ・真鍋小学校(3年生) 実施 日:11月11日(水) 内 容:土浦地方のレンコン栽培―むかしの日記や道具から― 聴講児童数:125名  ・土浦小学校(3年生) 実施 日:3月9日(火) 内 容:昔の土浦 どんなところ?―マチのうつりかわりと昔の道具― 聴講児童数:108名
成果	学校の教室において、資料を見せたり体験してもらったりすることで、土浦の歴史や昔の人の暮らしについて解説できた。また、本市の歴史と文化について解説しつつ、博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場の意義を紹介した。参加校は前年度比 1 校減。
課題及び 今後の 取組の 方向性	学校に対して適切な支援や協力を行い,文化財や土浦市域の歴史と文化についての理解を深めていく。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(6) 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動の充実
至示心來	(0) 特別品 工間件共体がもでに正文の広場に到りた大
事 業 名	ク 広報誌やホームページ・SNSでの歴史・民俗・考古資料紹介
担当課	文化生涯学習課(博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
事業目的	生涯学習推進のため、博物館資料について紙や電子媒体、映像を活用した積極的な公開促進を図る。
事業内容	・広報つちうらで「未来への伝承」と題し、両館の収蔵資料を紹介している。 ・ホームページでは、博物館が「霞」「今月の土屋家の刀剣」、上高津貝塚ふるさと歴史の 広場は「土浦の考古学」「モン太とつちまるの植物日記」を掲載している。 ・Vチャンネルいばらきでは、「つちうらカルちゃんねる」の配信を行い、両館の展示や 行事などを紹介している。 ・土浦市のフェイスブック・インスタグラムで「土浦歴史の散歩道」の配信を行い、両館の 収蔵資料を紹介している。
令和 2 年度 活動実績	○広報つちうら ・両館共通「未来への伝承」(第160回~166回) 4月「土浦城の馬出―2枚の土浦城絵図から―」(博物館) 5月「謎の鼻―神立平遺跡出土の鼻形土製品―」(上高津貝塚) 6月「亀城公園のあゆみ」(博物館) 8月「茨城県北部の弥生土器―十王台式土器―」(上高津貝塚) 10月「扁額『小蛇仁』―土浦病院に贈られた小川芋銭の書」(博物館) 11月「田宮の出土銭と中世の方形館」(上高津貝塚) 12月「土屋政直、亀城へ赴く―駿州田中城御受取之図―」(博物館) ○博物館:「霞」(50~52号)3回 「今月の土屋家刀剣」7回「おうちもミュージアム(展示解説動画)」12本 ○上高津貝塚:ホームページ「土浦の考古学」(№21~23)3回 ○つちうらカルちゃんねる(Vチャンネルいばらき)博物館:12回 上高津貝塚:13回 ○土浦歴史の散歩道(両館共通:市公式フェイスブック・インスタグラム) 博物館10回 上高津貝塚9回 ○ツイッターによる告知や広報等を不定期に実施 ○ホームページアクセス数(令和2年4月~令和3年3月) 博物館:7、320回 上高津貝塚:6、234回 ※令和2年11月3日にホームページのリニューアルを実施した。
成果	「未来への伝承」は市民への浸透が図られ、継続して掲載した。博物館では「今月の土屋家刀剣」、上高津貝塚では「土浦の考古学」と、それぞれの特徴を活かした資料紹介を継続することができた。博物館では「おうちもミュージアム」と題した展示解説動画をYouTube上で公開するなどしたこともあり、前年度比201%のホームページアクセス数となった。上高津貝塚では、前年度比121%のアクセス数となった。
課題及び 今後の 取組の 方向性	新型コロナウイルス感染症拡大により、SNSは接触を伴わない魅力発信として重要であることが確認できた。令和3年度はYouTubeによる「つちうらカルちゃんねる」の放送は終了し、図書館・市民ギャラリー・博物館・上高津貝塚の4館で独自にインスタグラム・ツイッターのアカウントを立ち上げ活用する。ホームページだけでなくSNSを利用した資料紹介や活動紹介により、今までとは異なる年齢層の集客に寄与していくものと思われる。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(7) 第二次土浦市史の編さん
事業名	ア 土浦市史編さん資料の整理・調査・研究
担当課	文化生涯学習課(博物館)
事業目的	本市の歴史に関する資料を調査・整理し、貴重な歴史資産の蓄積に努め、市民の郷土への愛着や 興味を促し、ひとづくり・まちづくりに資することを目的とする。
事業内容	本事業は、土浦市域の歴史を明らかにするため、資料の調査・整理の継続を目標としている。その成果は、古文書目録や市史資料集の刊行、また新聞記事データベースなどを作成することで、博物館の展示・普及事業の礎となり、市民に親しみやすいかたちで提供される。
令和 2 年度 活動実績	江戸時代後期、土浦藩に勤めた長島尉信は、地域の歴史に深い関心を寄せる学者でもあった。色 川三中や佐久良東雄などと広く交流をもったことは、書簡から知ることができる。長島のもとに届 いた書簡類を本人がまとめた「来翰集」は土浦を舞台とした人々の交流を示す貴重な史料である。 令和3年度の刊行に向け、収録する書簡の解読と原稿の作成を進めた。 平成29年度に購入し、令和2年度に茨城県指定文化財となった「色川三中草稿」を市史資料集とし て令和5年度に刊行するため、解読と入力を進めた。 大正~昭和期の土浦関係新聞記事データベースの作成作業を進めた。
成果	令和3年度に刊行する『長島尉信来翰集』に収録する書簡の概要説明と差出者の人物説明の原稿を作成し、書簡本文の原稿と原本との照合を進めた。 「色川三中草稿」については、令和5年度の刊行を目指し、解読と入力、原本との照合を進めた。 新聞記事データベースは、大正期と昭和初期の原稿が完了し、項目の確認作業を進めた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	市史資料集の刊行(令和3年度・5年度)と,令和元年度に第1巻目を刊行した『土浦市立博物館 ブックレット』の第2巻の刊行(令和4年度)を計画的に進める。

基本方針	4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり
重点施策	(7) 第二次土浦市史の編さん
事業名	イ 古文書の調査研究と目録の発行
担当課	文化生涯学習課(博物館)
事業目的	おもに土浦市域に残る古文書の所在を調べ、その読解と整理作業を通して目録を作成し、刊行することで貴重な歴史資料の蓄積と情報発信を行う。
事業内容	①土浦市古文書研究会への業務委託 委託内容:古文書の整理及び資料目録刊行のための基礎資料作成 ※古文書の管理や目録の点検は博物館職員が実施 ②資料目録の刊行
令和 2 年度 活動実績	①土浦市古文書研究会へ業務委託し、古文書の整理作業を継続した。 整理した古文書は、本市に残る2家549件である。 ②目録の刊行に関しては、土浦市の原脩次郎関係資料及び中井川浩家に伝わった古文書の 目録を刊行した。 『土浦市史資料目録第31集 土浦の古文書 近代政治関係』 収録内容:原脩次郎関係資料 631件 中井川浩家文書 149件
成果	土浦市古文書研究会と連携して整理作業を継続したが、新型コロナウイルス感染症拡大のため作業回数は大幅に減少せざるを得なかった。 茨城県初の大臣である原脩次郎と、土浦市長や衆議院議員を歴任した長男の彪に関する資料、ならびに原の秘書を務め、衆議院議員を歴任した中井川浩家の文書目録を刊行できたことで、これまで十分な調査が及ばなかった大正から昭和期の政治史についても、調査研究の基礎を築くことができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	土浦市古文書研究会は会員の高齢化に加え、コロナ禍で継続的な実施も困難な状態が続くが、人 材の育成を進め、事業の継続を目指す。

基本方針	5 すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり
重点施策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
事 業 名	ア スポーツ推進委員活動の充実
担当課	スポーツ振興課
事業目的	スポーツ基本法に基づき、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技の指導及び助言等を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中からスポーツ推進委員を委嘱し、土浦市におけるさらなるスポーツの推進を図るため、研修会等を通じ、委員の指導力向上や体制の充実を図る。
事業内容	市内8中学校地区体育協会長より、地域住民からの信望が厚く、スポーツの推進のために熱意と能力を有する者として推薦された72名に対し、本市スポーツ推進委員規則に基づきスポーツ推進委員を委嘱した。地域のスポーツに関するニーズや要望に柔軟に対応できるよう、各中学校地区の体育協会と連携しながら、非常勤特別職として以下の役割をもって年間を通し活動している。  【主な役割】※()内は対応する事業内容 ・スポーツ推進のための事業の連絡調整を行うこと(市民体育祭の運営)・市民の求めに応じてスポーツの実技指導を行うことや、スポーツ関係団体の行事及び事業に関して協力すること(各種スポーツ大会や「歩く会」の開催、スポーツテストの実施)・市民に対し、スポーツについての理解を深めること(ニュースポーツ及び障がい者スポーツの普及活動) 【研修会】指導力の向上と活動の充実を図るための研修会・全国スポーツ推進委員研究協議会・関東スポーツ推進委員研究な会・茨城県スポーツ推進委員の関研修会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
令和 2 年度 活動実績	【事業費】スポーツ推進員報酬(72名分) 2,571千円 スポーツ推進委員協議会運営補助金 75千円(事業中止に伴い226千円から減額) ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、予定していた事業のほとんどが中止となった。 ・市スポーツ推進委員協議会の広報部会が「さわやか土浦」第10号を発行し、町内回覧すると ともに地区公民館等にて広報。
成果	新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどの事業を実施することができなかった。
課題及び 今後の 取組の 方向性	全ての市民が健康で生き生きとした生活が送れるよう、また多種多様な地域住民のニーズに応じて指導ができるように、競技経験の有無に左右されにくいニュースポーツや障がい者スポーツの研修に積極的に参加してもらい、各地域での生涯スポーツの普及に取り組む。

基本方針	5 すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり
重点施策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
事 業 名	イ 市体育協会主催による各種スポーツ活動の推進
担当課	スポーツ振興課
事業目的	体育を奨励し、スポーツ精神の普及涵養につとめ、市民の健康と体力の増進を図り、明るい市民 生活と健康な社会環境を育成し、土浦市発展の基盤を確立することを目的とする。
事業内容	①各小学校地区での市民体育祭の開催 ②専門部による市民大会等の企画・運営 ③専門部による各種教室・講習会等の企画・運営 ④県外大会等への出場者に激励費を支給
令和2年度 活動実績	【事業費】 ①市民体育祭開催委託料 0千円(予算額 6,576千円) ②③④等への補助金 3,396千円(予算額10,558千円) ①各地区体育協会の事業として市内15地区で市民体育祭を実施する予定であったが,新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した。 ②16専門部がそれぞれの競技種目による市民大会等など延べ39事業を行った。 ③3専門部がそれぞれの競技種目による初心者向けの教室,競技力向上のための講習会など延べ4教室を行った。 ④県外大会に出場する延べ6名の市民に激励費を支給した。
成果	市民体育祭は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、市民の健康増進はもとより地域住民の親睦の場としての役割も担う事業となっている。 専門部が行う行事についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、大部分の事業が中止となったが、開催した事業については、初心者向けのものから、幅広い年齢層を対象とした大会、またはトップレベルの大会まであることから、スポーツを楽しむ市民の裾野の拡大を図るとともに競技力向上を図ることができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	市民体育祭は少子化や生活様式の変化、趣味の多様化などにより参加者の確保が困難になっていることから、今後の開催方法等について関係者と協議・検討する必要がある。 なお、令和3年10月1日より「市体育協会」の名称を「市スポーツ協会」に変更する。

基本方針	5 すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり
重点施策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
事業名	ウ スポーツ少年団の育成
担当課	スポーツ振興課
事業目的	スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し心身の健全な育成に資することを目的とする。
事業内容	①団員研修会,指導者研修会及びスタートコ―チ養成講習会の開催 ②市内大会の開催及び県・全国大会への選手派遣 ③県・関東・全国大会出場助成
令和2年度 活動実績	【事業費】 市スポーツ少年団育成事業補助金 450千円 【登録状況】 12種目 49団 団員数 885人 ①・団員研修会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、内容をWEBでの動画配信で実施し、207回の視聴があった。 ・指導者研修会は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。 ②1種目(サッカー)の市内大会を開催し、他種目では県大会にバレーボール3団を派遣した。 ③県大会へ出場した3団に対して大会出場助成金を市スポーツ少年団から支給した。 (市内大会を経ずにオープン参加で出場した団も含む) ※新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、4月~6月7日及び1月7日~2月中の活動を休止した。
成果	市スポーツ少年団に登録した団は前年比3団滅の49団,団員は前年比103人滅の885名であった。 新型コロナウイルス感染症の影響により、軒並み事業が中止となったが、団員研修会は内容を動 画配信するなど新しい取り組みができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	少子化が進む中において、青少年にスポーツに親しむ機会や魅力を伝え、提供する場を各団がそれぞれ創意工夫をして、スポーツ少年団の活性化を図る必要がある。また、地域交流や学校の負担軽減を図るため、資格を保有するスポーツ少年団の指導者による学校での部活指導協力等の取り組みを関係機関と今後協議していく必要がある。

基本方針	5 すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり
重点施策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
事 業 名	エ 総合型地域スポーツクラブの育成
担当課	スポーツ振興課
事業目的	地域において幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供することを目的とする。
事業内容	総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者までが、様々なスポーツをそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できる特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ(NPO法人)である。 市は当該スポーツクラブに対し、その活動場所に係る情報提供を行うことで同クラブの育成を図る。
令和2年度 活動実績	学校体育館の開放事業(平日夜間及び休日)の情報提供により総合型地域スポーツクラブ(2団体)が週に延べ4日の活動場所を確保し、さまざまなスポーツ種目で活動した。 廃校となった2小学校(宍塚小学校・藤沢小学校)の体育施設の平日昼間の時間帯についても市民に無料開放しており、総合型地域スポーツクラブにその予約受付をお願いし、協働で管理運営を行っている。その中でクラブは平日昼間の高齢者等の活動場所を確保している。
成果	無料の活動場所を確保し,総合型地域スポーツクラブの運営を支援することで,幅広い市民のスポーツ振興に繋がった。
課題及び 今後の 取組の 方向性	体育館活用の事例が多いことから、テニスコート等新たな活動場所の確保が課題であり、助成金等財源の安定確保を含め、地域に根付き幅広い年代が楽しく参加できるクラブへの育成を図っていく。

基本方針	5 すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり
重点施策	(2) スポーツ・レクリエーション施設の適正管理と利用促進
事業名	ア 新治運動公園の整備事業の推進 イ 川口運動公園、水郷体育館、水郷プール等の体育施設の適正管理 ウ ネーミングライツ導入による施設の魅力度向上の推進及び自主財源の確保
担当課	スポーツ振興課
事業目的	既存の体育施設が市民に有効に活用されるよう整備及び適正管理する。
事業内容	①新治運動公園多目的グラウンドに人工芝を整備する。また、人工芝整備による利用者増加に対応するため駐車場増設工事を実施する。 ②下記の13の体育施設を必要に応じて修繕を行うなど適正に管理する。 川口運動公園、神立公園野球場、中貫公園運動広場、霞ヶ浦総合公園体育施設、南部地区運動広場、右籾地区運動広場、乙戸ファミリースポーツ公園テニスコート、市立武道館、市民運動広場、木田余地区運動広場、新治運動公園、新治トレーニングセンター、本郷グラウンド ③ネーミングライツ事業の推進
令和 2 年度 活動実績	①新治運動公園多目的グラウンド人工芝整備手法等調査委託(金額2,046千円)を行い、市の直接施工とリース方式について、ライフサイクルコストを含めた事業費の比較検討を行った。 ②市民運動広場B面の砂入替及び川口運動公園野球場ガラスフィルム交換など合計39件(金額6,240千円)の修繕を行い、利用者の安全利用に努めた。 ③ネーミングライツ事業を導入。命名権料 合計7,600千円 (年額)・J:COMスタジアム土浦(川口運動公園野球場) 5,000千円・J:COMフィールド土浦(川口運動公園陸上競技場) 500千円・ヒューナックアクアパーク水郷(水郷プール) 1,000千円・ヒューナックアクアパーク水郷(水郷プール) 1,000千円・土浦南部セキショウスポーツフィールド(南部地区運動広場) 300千円・土浦南部セキショウスポーツフィールド(南部地区運動広場) 500千円・雅電設ファミリー球場新治(新治運動公園野球場) 500千円
成果	①市の直接施工による整備を実施することとなった。 ②修繕により施設の維持管理を行い、利用者の安全利用や利用促進が図られた。 ③ネーミングライツ事業の実施により、施設の知名度や魅力を高めるとともに、歳入の確保に 努めた。
課題及び 今組の 方向性	<ul><li>①新治運動公園多目的グラウンドの人工芝化の推進。</li><li>②施設の老朽化による修繕等が増加しているため、長寿命化計画を策定し、メンテナンスサイクルの構築やトータルコストの縮減、予算の平準化を図る。</li><li>③新型コロナウイルス感染症対策として、和式トイレの洋式化・水栓のレバーハンドル化を実施する。</li></ul>

基本方針	5 すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり
重点施策	(3) 競技スポーツの充実
事業名	ア かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンの開催
担当課	スポーツ振興課
事業目的	「甦れ霞ヶ浦 水はスポーツの源」という環境と「体験する福祉・ノーマライゼーションの実践」という福祉をテーマとして開催するとともに、全国から多くの方に土浦市を訪れていただくことを目的とする。
事業内容	・フルマラソン、10マイル、5キロの部門において、一般の部と国際ブラインドマラソンの 部を併催する。 ・5キロ部門の中でチーム対抗レースを行う。 ・かすみがうらウオーキングを同時開催する。 ・走り終えたランナーの語らいの場としてランナーズヴィレッジ(モール505に飲食ブース等) を設営し、ランナーを誘導することで中心市街地活性化に寄与する。
令和2年度 活動実績	<ul> <li>・令和2年4月19日を開催日として準備を進めるも、新型コロナウイルス感染症状況の悪化に伴い中止。</li> <li>・多額の経費が発生していたこともあり、大会規約に基づき参加料は返金せず、発注済みの参加賞については参加者へ送付した。</li> <li>・令和3年度の第31回大会に向け下記の準備を行った。         <ul> <li>○企画検討部会において新企画等の協議。</li> <li>○実行委員会において30回大会の報告及び31回大会に向けての協議を行った。</li> <li>○エントリーサイトを通じて、土浦市・かすみがうら市の地元名産品をPRし、希望者に対し販売を行った。</li> <li>○2月5日を大会開催の最終判断日として参加者の募集を行ったが、2月4日に臨時会議を開催し、大会開催中止を決定した。</li> <li>【補助金 13,000千円】</li> </ul> </li> </ul>
成果	大会自体は中止となってしまったが、開催を表明する大会がほとんどない中で、開催に向けて準備してきたことにより、ランナーからの注目が集まる中で地元名産品やふるさと納税エントリーのPRを行うことができた。
課題及び 今後の 取組の 方向性	次回大会においても新型コロナウイルス感染症収束の見込が立たない中で準備を進めることになるので、各種ガイドラインに従って開催の可能性を高められるよう、参加定員の設定と、定員を減らしたうえで各種感染症対策を含めて開催可能な参加料の設定を検討するほか、感染症の状況に応じて参加地域の制限を行うなど、開催に向けて柔軟に対応できるよう準備を進める。

基本方針	5 すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり
重点施策	(4) 生涯スポーツの普及・振興の推進
事業名	ア 学校体育施設の開放事業 イ 市施設以外の施設開放事業
担当課	スポーツ振興課
事業目的	地域スポーツの普及及び子どもの安全な遊び場の確保のため学校教育に支障のない範囲で体育施 設を市民に開放する。
事業内容	①小中学校・義務教育学校の体育館 市内に在住・在勤・在学する10人以上の団体が通年利用する団体が対象 ②県立高校の体育館 通年利用する10人以上の団体が対象 ③県立専門学院のグラウンド 市に登録したスポーツ少年団で通年で利用する団体(フットボール等での利用)が対象
令和 2 年度 活動実績	①【27小中学校(廃校含む)・義務教育学校:276団体】 次年度の利用希望の募集を行い、希望する学校及び時間帯が重複する場合は調整を行った。 空き状況をホームページに掲載し、利用希望があれば随時対応した。 ②工業高校、市及び利用団体で運営協議会を組織し、円滑に開放事業が運営できるよう連絡 調整を行った。 【土浦工業高校:6団体】 ③専門学院、市及び利用団体で運営協議会を組織し、円滑に開放事業が運営できるよう連絡 調整を行った。 【土浦産業技術専門学院:3団体】 ※新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、4月~6月7日および1月7日~2月中は施設の開放を 中止した。
成果	学校体育施設を有効に活用することで、市民の自発的なスポーツ活動の機会を提供することで、 市民の体力向上や市民相互の親睦に寄与した。
課題及び 今後の 取組の 方向性	小中学校・義務教育学校体育館の利用希望が多く、重複するケースが多いことから調整が課題である。 また、旧藤沢小、旧山ノ荘小、旧上大津西小の体育館は今後の利活用が決定するまでの暫定開放であるため、利活用の方法によっては体育館が利用できなくなる恐れがあり、開放施設の不足が懸念される。

#### 第4 有識者による意見

#### 総評

#### 【小野寺委員】

○コロナ禍において各部局で工夫をしつつ事業に取り組んでおり、おおむね好印象であった。

#### 【田上委員】

- ○教育委員会は合議により効率的な審議を行った。また、教育現場への積極的な訪問により、 現場の声や要望の聴取に努め、実情を把握して適切な指導や助言を行った。
- ○近年教職員の働き方改革や危機管理体制の確立等,改革に向けた動きが活発化しており、学校を取り巻く環境も複雑化・多様化している。首長部局との一層の情報共有が求められる。

#### 【鈴木委員】

○私たちが普段知らないところで、このような多くの事業を展開していただき、子どもたちの ための教育が発展していることに感銘を受けた。

### 基本方針 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実

1

#### 【小野寺委員】

- ○防災教育の推進に取り組んでいるが、水害の歴史など視聴覚教材なども取り入れて、より一層児童の防災意識を育んでいただきたい。
- ○理科支援員配置事業について、「理科の授業が好き」と回答した生徒が86.7%に達しており、 かなりの成果が表れている。
- ○いじめ防止対策の強化について、より一層いじめの未然防止に取り組んでいただきたい。

#### 【田上委員】

- ○幼児教育について、今後の取組の方向性として、保幼小連携協議会において保幼小連携推進について連携強化を図り、それぞれの立場を理解して交流の推進に努めてほしい。 なお、保幼に共通する教育計画策定にあたっては、遊びや体験を重視しながら小学校での学習に向かう力を育ててほしい。
- ○学校給食では地場産物の効果的な活用がされており、食材を通して、地域の自然や文化、産業等の理解を深めるとともに、郷土愛や生産者への感謝の気持ちを育むことに寄与している。 農畜産物のほかにも、「湖畔のまち土浦市」にて古くから貴重な蛋白源である、霞ヶ浦の水産加工物を食材として求めたい。さらなる効果が見られるであろう。

#### 【鈴木委員】

- ○コロナウイルスの影響により学校行事が中止となったが、子どもたちが「中止となって残念」、 と捉えるのではなく、「コロナ禍の中においても、こんなことができた。みんなでがんばるこ とができた」といったように、子どもたちが前向きな考えをもつことができるよう、メッセー ジを発信してほしい。
- ○避難訓練を地域と合同で行うなど、地域の方々と子どもたちが顔見知りの関係になることができる機会を設けてほしい。

# 基本方針 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進

2

#### 【田上委員】

- ○公民館講座や大学・専門機関連携講座などの各種講座について、コロナ禍終息後に向けて講座の精選に努め、受講生の要望や社会的要請に基づいた講座、高度な専門性や優れた指導力をもつ人材を活用した遠隔講座等を実施して、質の高い講座の実現を目指してほしい。
- ○図書館,市民ギャラリーは駅前という立地を最大限活用し,市民はもとより,市外の方々の芸術・文化の発表や鑑賞の場として寄与しているが,若年層の活用が低調である。市内の小中学校をはじめ,高校や大学にも幅広い広報活動を行い,利用促進を図られたい。

#### 【鈴木委員】

○公民館や図書館では、市民や利用者に対して、すばらしい事業が行われていると感じた。

# 基本方針 豊かな人間性を培う青少年の健全育成

#### 【小野寺委員】

○青少年の家について、新型コロナウイルス感染拡大のなか利用者数は減少しているが、施設の老朽化が問題となっており、市としても今後の方針を検討しておく必要があろう。

#### 【田上委員】

○青少年指導者の養成・支援について、新型コロナウイルスの影響により「指導者養成講習会」 が中止となったが、今後はコロナ禍後を見据えて、重要性の高い事項に特化した講習を短時 間で実施できる体制作りが求められる。

#### 【鈴木委員】

○少子化等の影響により、子ども会が休止となってしまう町内会がある。子どもたちが地域で の遊びや体験活動を通して成長していくことを支えられるよう、支援をしてほしい。

#### 基本方針 | 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり

4

#### 【小野寺委員】

○土浦市は文化振興について積極的に取り組んでおり、管見では県内他市町村に比べて優れて いる。土浦市の文化振興は、一つのモデルとなっていくであろう。

#### 【田上委員】

- ○市民会館は耐震補強及び大規模改修工事を終え、利便性や快適性が向上し、安心安全に芸術 に親しめる施設となった。魅力的な自主文化事業の推進を図り、文化芸術活動の拠点として さらなる活用の推進を期待する。
- ○令和3年度より市内に所在する文化財の総合的な保存・活用に向けた「土浦市文化財保存活 用地域計画」の策定が始まる。関係各課との連携を密にして、充実した計画となることを期 待する。

#### 基本方針

#### すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり

5

#### 【小野寺委員】

○学校でスポーツをする時代ではなくなってきており、児童生徒は民間クラブへ流出している 現状のようである。このような現状に対し、高度な技術をもった指導者を招致など、市とし てどのように対応をするのか、検討が必要である。

#### 【田上委員】

- ○ネーミングライツの導入により、体育施設に対する知名度や魅力度がアップした。企業から いただく命名権料は、施設の修繕や維持管理に活用し、利用者の安心安全のために役立てて ほしい。
- ○新型コロナウイルスの影響により、かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンが中止 となったことは、大変残念であった。地域の方々の協力による、国内外よりたくさんの参加 者を迎える充実した大会であるだけに、今後はコロナ禍後を見据えて検討を重ね、土浦市を 全国に知らしめる大会となるよう準備を進めてほしい。

#### 【鈴木委員】

- ○部活動が無くなると、スポーツをする子としない子とのギャップが広がるため、体を動かす ことができる仕組みを時代に合わせて考えてほしい。
- ○健康が第一なので、民間のクラブに入ることができない子もいる中、体力の低下がないよう に、スポーツ振興課と学校とが一体になって進めてほしい。